

松本市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度





健康寿命延伸都市・松本の

さらなる発展を目指して



私は、市長就任以来、超少子高齢型人口減少社会の到来に大きな危機感を抱き、「子育て支援」「健康づくり」「危機管理」を重点施策とした「3Kプラン」、そして「健康寿命延伸都市・松本」の実現のため、第9次基本計画では6つの健康を掲げ、「生活の健康」の中で、子どもを産み、育てやすいまちづくりを進めてまいりました。

さらに、平成25年度からは、子どもが松本の豊かな自然の中で心身ともに健やかに成長していけるよう、「子どもと緑」の施策を打ち出し、園庭芝生化などの事業に取り組んでいます。

平成26年5月、全国に大きな波紋が広がりました。日本創成会議が30年後の若年女性人口の減少率に関する独自の試算値として、全国の約半数の自治体が消滅するおそれが高いと公表しました。

この調査結果では、本市は県内19市の中で若年女性の減少率が唯一2割台にとどまっていること、また、平成22年の国勢調査によると、15歳から34歳までの若い世代の転入者数が、転出者数を大きく上回っていることなどから、「健康寿命延伸都市・松本」のかたちが数値として表れていると実感しております。

また、4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」の施行のため、平成25年11月に実施した調査では、就学前及び小学生の保護者の8割以上の方から、松本市が子育てしやすいまちだと感じているという大変高い評価をいただいております。

このような状況下において少しでも人口減少社会に歯止めをかけるためには、「もう一人でも、二人でも、子どもをもうきたい」と保護者の方が思えるように、なにより生まれてくるお子さんにとって、最善の利益が実現された社会、「すべての子どもにやさしいまち」をつくっていかねばなりません。

新制度下においても、「健康寿命延伸都市・松本」を推進し、子ども一人ひとりの大切な命を育み、子育てを楽しみ、子の成長とともに親自身も成長していくため本計画を策定したものです。

本計画により、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援を一層充実してまいりますので、保護者の方のみならず、地域や企業など子どもを取り巻くすべての市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画を策定するにあたり、「松本市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様からご意見・ご協力をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

松本市長 菅谷 昭

目次

第1章	計画の趣旨	
1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の性格と位置付け	3
3	計画の期間	5
4	策定の方法	5
5	関連計画の概要	6
第2章	子ども・子育てをめぐる現状	
1	松本市におけるこれまでの子ども・子育ての主な特徴	16
2	各種統計	20
3	子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果	27
第3章	計画策定の方向性	
1	基本理念	34
2	基本目標	35
3	基本的視点	36
4	これからの松本市の教育・保育、子ども・子育て支援の在り方	38
5	事業計画の構成	40
第4章	事業計画	
1	子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域	42
2	基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供 子どものための教育・保育給付対象事業の推進	46
(1)	施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進	46
(2)	認定こども園の普及、各施設・事業や小学校との連携などに係る事項	50
3	基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実 地域子ども・子育て支援事業	52
(1)	利用者支援事業	52
(2)	地域子育て支援拠点事業	53
(3)	妊婦健康診査	55
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	56
(5)	養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業	57
(6)	子育て短期支援事業	58

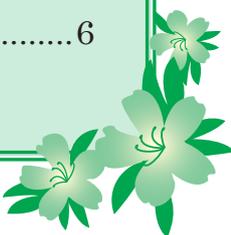
(7) ファミリー・サポート・センター事業	59
(8) 一時預かり事業	61
(9) 延長保育事業	64
(10) 病児・病後児保育事業	66
(11) 放課後児童健全育成事業	68
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	71
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	72
4 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する	
環境づくりの推進関連施策の展開	73
労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために	
必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	73
第5章 計画の推進体制	78
1 推進体制	
2 計画の点検・評価	
資料編	80
1 松本市子どもの権利に関する条例 前文（一部抜粋）	
2 松本市子ども・子育て会議委員名簿	
3 児童人口の推計	
4 量の見込みの計算式	
5 その他	

第1章

計画の趣旨



1	計画策定の背景と目的.....	2
2	計画の性格と位置付け.....	3
3	計画の期間.....	5
4	策定の方法.....	5
5	関連計画の概要.....	6



1 計画策定の背景と目的

我が国では、出生率の低下や晩婚化により、急速に少子化が進み、子どもを取り巻く環境が著しく変化しているとともに、共働き世帯の増加や核家族化の進行により、子育て支援の必要性が急速に高まっています。

こうした状況を打開するため、国は、平成24年8月に子ども・子育て関連3法(※)を成立させ、「子ども・子育て支援新制度」を平成27年4月から実施することとしました。

本市の人口は、平成22年の合併以来、今日まで243,000人前後で微減傾向にあり、65歳以上人口が増加傾向にあるのに対して、15歳から64歳までの生産年齢人口及び15歳未満人口は、ともに緩やかな減少傾向にあり、いわゆる超少子高齢型人口減少社会の到来がうかがえます。

一方で、「日本創成会議」が、平成22年から平成52年までの人口減少率を比較したところによれば、20代から30代までの女性は、県内19市の多くが4割台以上の減少率となっている中、本市は唯一2割台に留まっており、最も低率となっているほか、平成22年の国勢調査によれば、県内19市のうち、本市だけが、15歳から34歳までの若い世代の転入者数が、転出者を大きく上回っている状況にあります。

更に、本市が、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等に関するニーズを把握するために、平成25年度に実施した調査では、就学前児童の保護者の82.6パーセント、小学生の保護者の84.9パーセントが、本市を子育てしやすいまちと感じている、と回答しています。

以上のデータから、本市が「子どもを産み、育てやすいまち」として評価されている様子をうかがうことができ、本市の少子化対策・子育て支援施策を含めた、将来の都市像として掲げた「健康寿命延伸都市・松本」の実現に向けたまちづくりが、一定の効果を発揮してきていることを示しています。

本計画は、「子ども・子育て支援新制度」下においても、この取組みを後退させることなく、本市が培ってきた質の高い教育・保育、子育て支援を維持・向上させ、もって超少子高齢型人口減少社会に対応するために策定するものです。

【参考】「子ども・子育て支援新制度」

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るため、子ども・子育て関連3法(※)に基づく制度

※「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」及び「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2 計画の性格と位置付け

(1) 計画の記載内容

市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画という性格を持っており、子ども・子育て支援法第61条により、以下のように記載内容が規定されています。

本計画では、基本的記載事項に加え、任意的記載事項の一部についても記載します。

《基本的記載事項》

- 教育・保育提供区域の設定
- 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容
⇒認定こども園の普及について

《任意的記載事項》

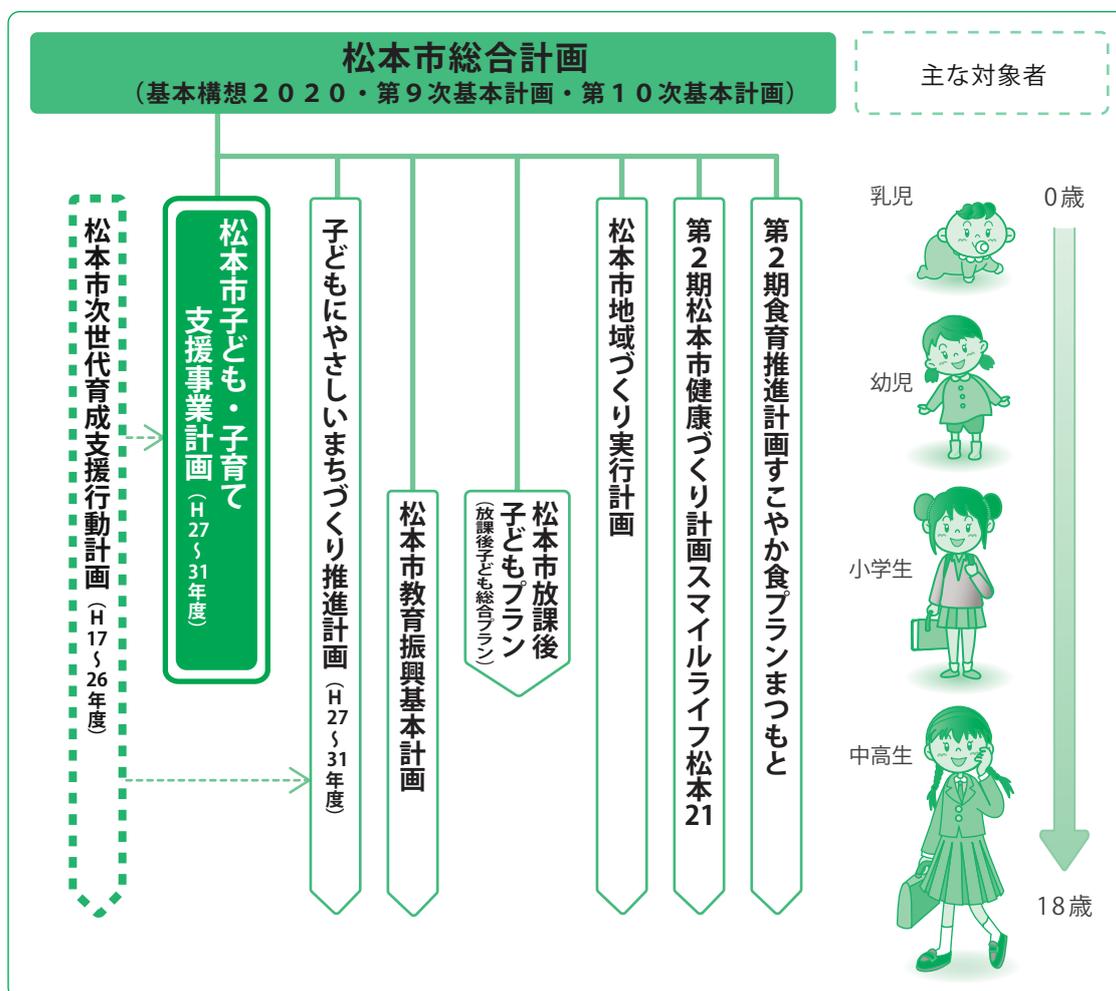
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携(児童虐待防止対策、母子・父子家庭の自立支援、障害児施策等)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第1章 計画の趣旨

(2) 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「松本市総合計画（基本構想2020・第9次基本計画）」の下、子どもと子育て中の家庭を支援する「次世代育成支援行動計画」を「子どもにやさしいまちづくり推進計画」とともに引き継ぎ、「教育振興基本計画」、「放課後子どもプラン」等と連携を図りながら、主に、周産期の母親、未就学児、小学生、それらの家庭を対象とした教育・保育の支援を行う事業計画です。

関連計画における「子ども・子育て支援事業計画」の位置付け



- ※ 第10次基本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5カ年です。
- ※ 関連計画の概要は、5ページ以降に記載しています。
- ※ 松本市次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援法に基づく0～18歳までの子どもと家庭を支援する計画で、平成26年度までが計画年度となっています。本市では、子どもにやさしいまちづくり推進計画と子ども・子育て支援事業計画で、この計画を引き継ぎます。

3 計画の期間

平成27年度～平成31年度までの5カ年とし、計画の中間年に当たる平成29年度に計画の見直しを行います。平成31年度に国の方針を踏まえ、策定のための検討を行い、平成32年度から次期計画を施行する予定です。

4 策定の方法

(1) 「松本市子ども・子育て会議」による審議

松本市子ども・子育て会議条例に基づき、平成25年11月から、松本市子ども・子育て会議を設置し、本市の子ども・子育てに係る課題の整理をしながら、幼児期の学校教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等についての事業計画の内容などを検討しました。

(2) ニーズ調査の実施

平成25年11月に、未就学児童及び就学児童の家庭に対して、無作為抽出の郵送等によるアンケート調査を実施し、子育て家庭の父親・母親の就労状況や幼児期の学校教育・保育の利用状況、今後の就労や子ども・子育て支援の利用希望などを調査しました。

調査結果は、前述の松本市子ども・子育て会議において、地域の実情把握の把握材料として活用し、計画に反映させました。

(3) 市民意見の聴取等の実施

平成27年1月8日から2月5日にかけてパブリックコメントを行い、本計画案に対し広く市民の方から意見を募集しながら、案を加筆・修正し、最終案を策定しました。

(4) 松本市次世代育成支援行動計画後期計画の反映

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策行動計画の分析・評価を行うこととされています（内閣府告示第159号）。

松本市次世代育成支援行動計画後期計画に設定された成果指標は、平成27年度に評価を行うため、本事業計画の毎年度行う進捗の評価及び中間年に当たる平成29年度の計画見直しの際に反映していきます。

5 関連計画の概要

(1) 松本市総合計画（基本構想2020・第9次基本計画）（政策課）

ア 計画の概要

松本市総合計画（基本構想2020・第9次基本計画）では「健康寿命延伸都市・松本」を目指すべき将来の都市像として掲げています。その基本理念は、量から質へと発想を転換し、市民一人ひとりの「命」と「暮らし」を大切に考え、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりに向け、「健康寿命」の延伸を目指していくことです。

本市はその実現を目的とし、健康を核として、6つのまちづくりの基本目標を定めました。「人」の健康を基礎に「生活」、「地域」、「環境」、「経済」、「教育・文化」という6つの健康の実現に向けて、様々な分野が連携して「心と体」の健康づくりと「暮らし」の環境づくりを一体的に進めます。

イ 本計画に関連する内容

6つの健康のうち、「生活」の健康を実現するために「一人ひとりが輝き大切にされるまち」という基本目標を掲げています。基本的な施策としては出産・育児支援の充実、子育て環境の充実、保育環境の充実などを行います。

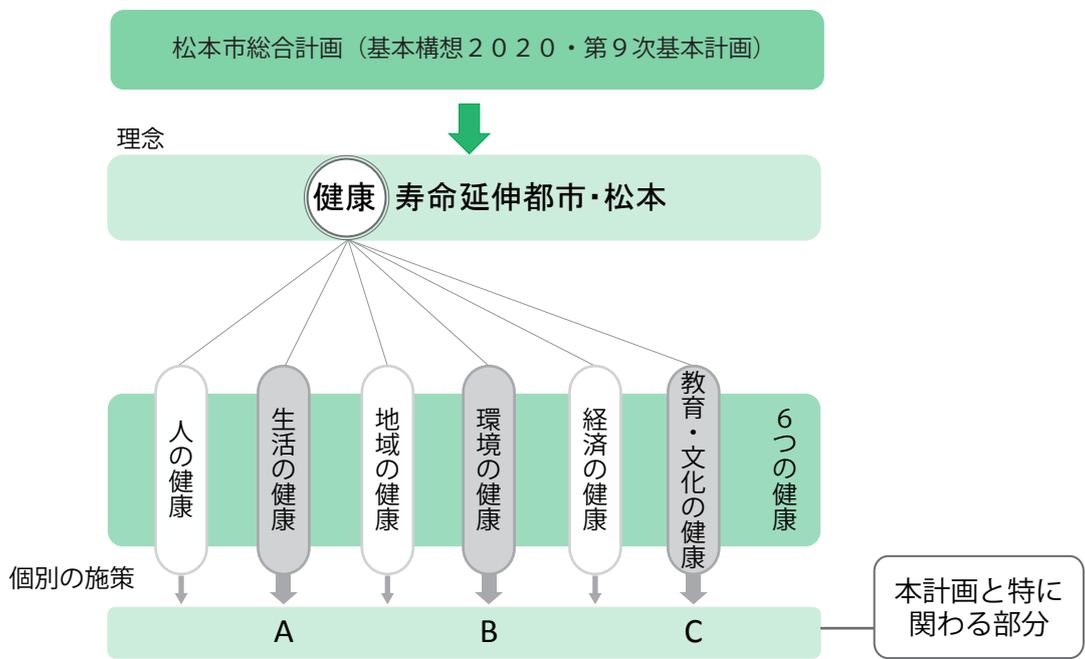
また「環境」、「教育・文化」の健康では、それぞれ「人に優しい環境を保全し自然と共存するまち」、「共に学びあい人と文化を育むまち」を基本目標に、環境教育の充実、青少年の健全育成、学校教育の充実、学習環境整備の推進、家庭・地域と学校の連携強化を行います。

その他「地域」、「経済」の健康についても、住みやすく、活気のあるまちづくりをすることで子育て環境の充実を図ります。

ウ 主な取組み

- 【A】生活** 小児（救急）医療事業、周産期医療事業、子どもの権利等検討事業、出産・子育て安心ネットワーク事業、両親学級の開催、妊婦健診公費助成、こんには赤ちゃん事業、あるぷキッズ支援事業、病児・病後児保育事業、つどいの広場事業、子育てサポーター訪問事業、仕事と家庭の両立支援事業
- 【B】環境** こどもエコクラブ事業への支援、エコスクール事業、小中学校環境教育、環境学習情報の一元化の促進、トライやるエコスクール事業、ネイチャリングフェスタの開催
- 【C】教育・文化** 子ども見守り隊など地域を支える事業の支援、生きる力を育成するキャリア教育の充実、社会的課題解決プログラム事業、社会参画体験プログラム事業

※ 第9次基本計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5カ年です。



第1章 計画の趣旨

第1章

(2) 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画（こども育成課）

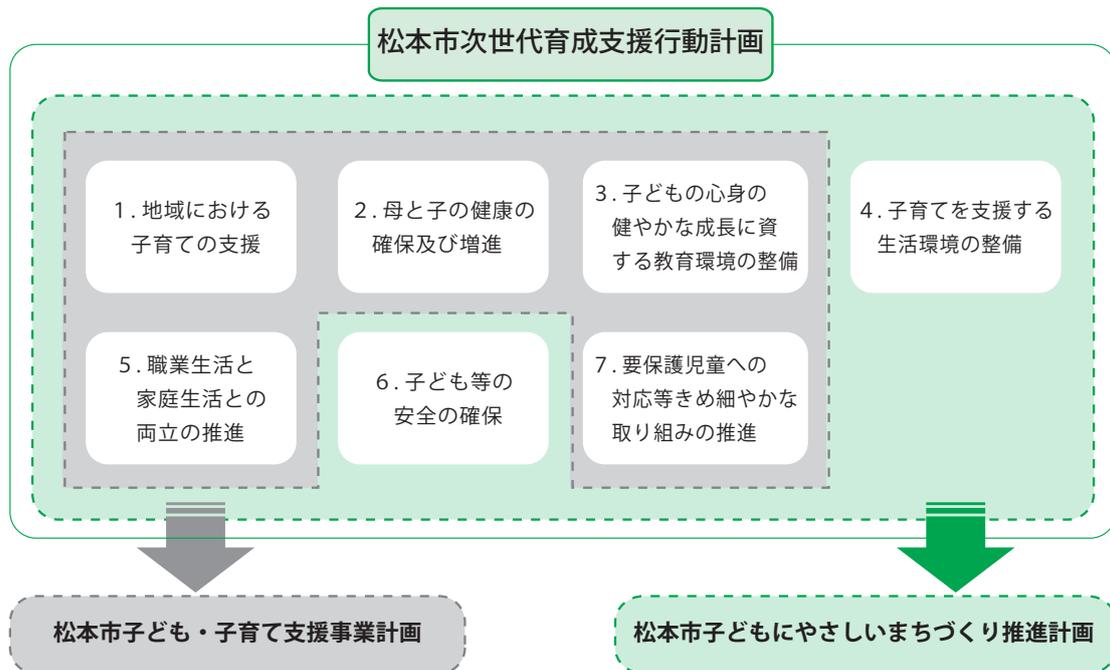
ア 計画の概要

子どもにやさしいまちづくり推進計画は、本市が平成25年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例（子どもの権利条例）」の理念の実現を目指し、子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するための計画です。

子どもが一人の人間として、成長、自立していくために家庭、行政、地域を巻き込み、市全体で子どもの育ちを支えていくとともに、子育てに関わるすべての人たちへの支援を推進します。

イ 本計画に関連する内容

子どもにやさしいまちづくり推進計画は本計画とともに、子どもと子育てを支援する「松本市次世代育成支援行動計画」（平成17年～平成26年）を引き継いでいます。また、子どもの権利条例前文にある「すべての子どもにやさしいまち」を基本理念として共有しています。



ウ 基本目標

- 基本目標1 どの子どもいのちと健康が守られ、社会の一員として成長できるまち
- 基本目標2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、安心して生きることができるまち
- 基本目標3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 基本目標4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 基本目標5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 基本目標6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

エ 施策の方向性

【子どものいのちと健康を守り、大切に作る環境づくり】

【子どもの権利の普及と学習への支援】

【子どもの相談・救済の充実】

【子どもの意見表明・参加の促進】

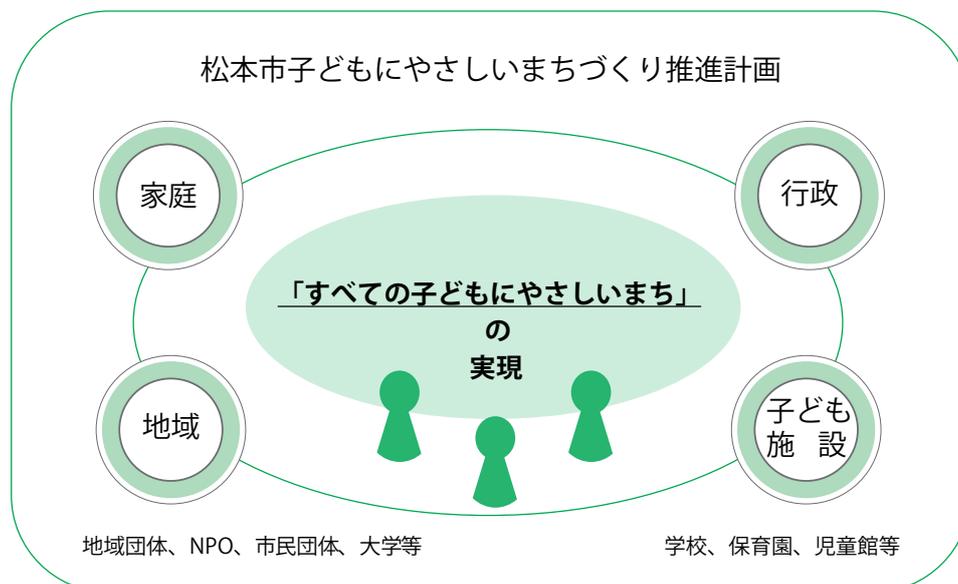
【子どもの居場所づくりの推進】

【子どもが地域等で健やかに成長するための支援】

【子どもの育ちや子育てへの支援】

松本市子どもの権利に関する条例

▼ 具体化



(3) 松本市教育振興基本計画 (教育政策課)

ア 計画の概要

教育振興基本計画の目的は、本市の標榜する3ガク都（岳都・楽都・学都）のひとつ「学都松本」の実現にあります。「学都松本」の実現は「健康寿命延伸都市・松本」の理念のうち「教育・文化の健康」の具体化にほかなりません。

そこで本市では「学都松本」として目指す姿を「学び続けるまち」、「共に学ぶまち」、「次代に引き継ぐまち」の3つのまちとし、取組みの指針を定めました。更にその指針に従い、「学都松本に向けて求められる力」を設定し、市民一人ひとりがそれらの力を学校教育や生涯学習の中で培えるよう、6つの教育施策を行います。

イ 本計画に関連する内容

育児学級や育児教室の充実、学校と家庭と地域の連携、小中学校や公民館といった学校・社会教育施設の整備・充実等を施すことで「子どもの教育の充実」を図ります。

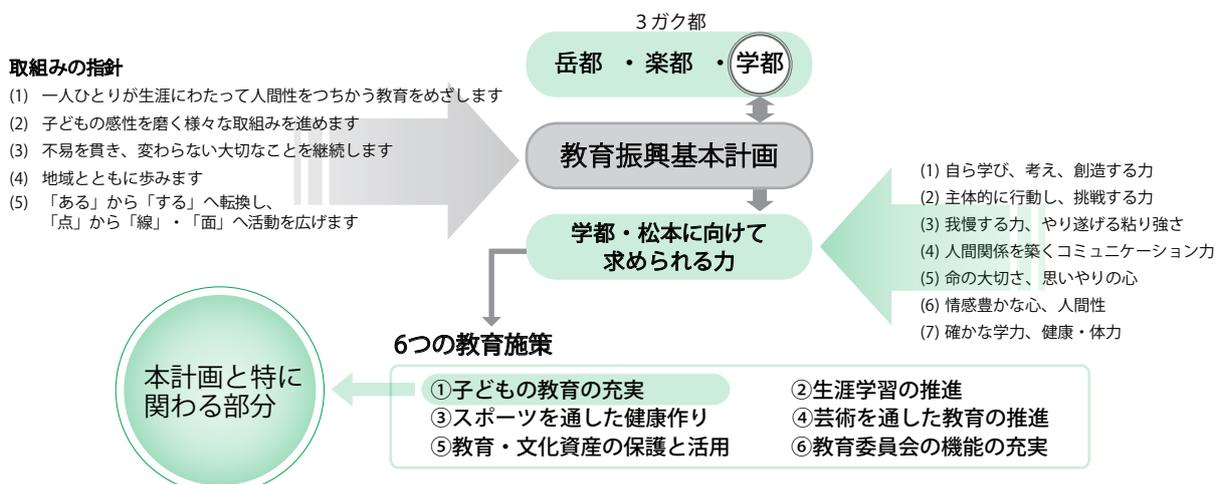
また、図書館におけるブックスタート事業などの「生涯学習の推進」や美術館における子ども向け講座等で「芸術を通じた教育の推進」を行います。

ウ 主な取組み

【子どもの教育の充実】 妊娠期から出産、子育てに関する母親の不安や悩みを相談できる体制、幼児教育・保育の充実、子どもの成長・発達段階に応じた親の学び支援、世代間交流による温かい地域づくり、子どもの居場所づくり、親子参加事業、職場体験、キャリア教育、地域に根ざした環境教育、子ども関連施設の整備

【生涯学習の推進】 乳幼児からの生涯学習の整備

【芸術を通じた教育の推進】 市美術館等での芸術を通じた教育の推進



(4) 松本市放課後子どもプラン（放課後子ども総合プラン）（こども育成課）

ア 計画の概要

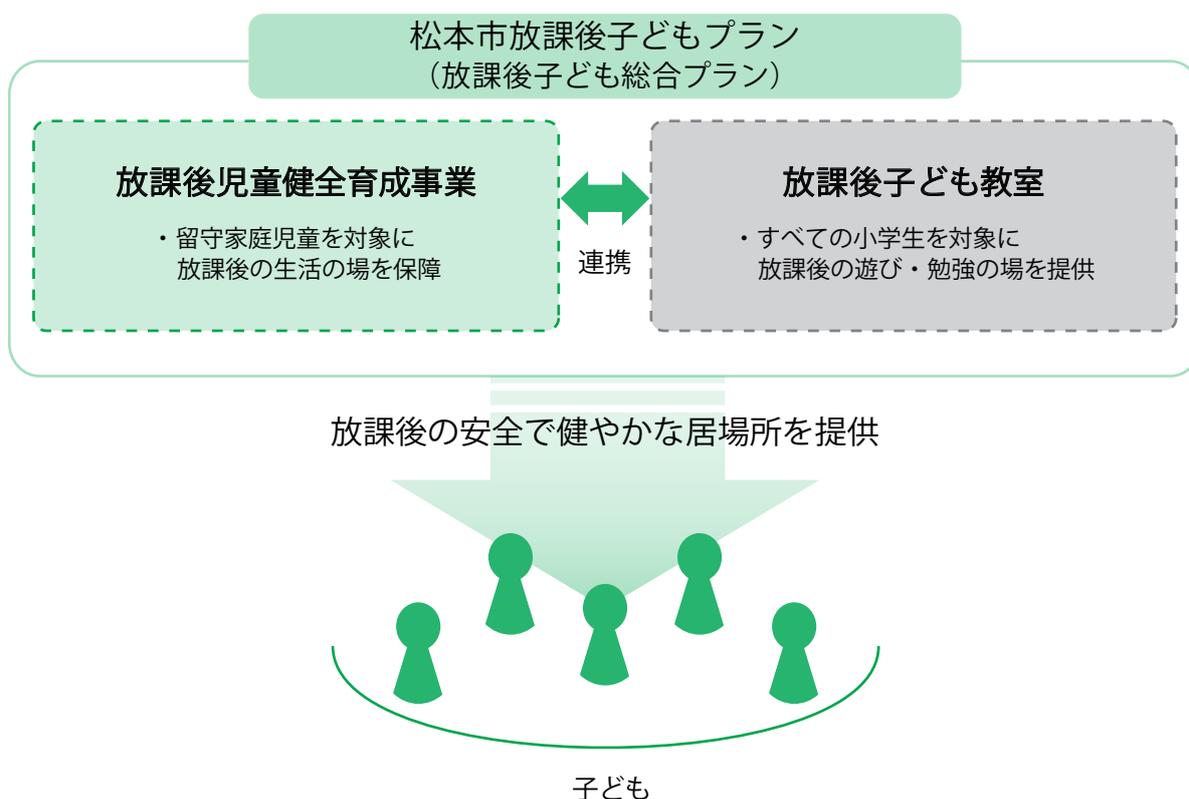
放課後子どもプランは、放課後に留守家庭となる小学生を対象とした放課後児童健全育成事業と、すべての小学生（実施校に通い事前に登録した児童）を対象とした放課後子ども教室を、一体的に実施する総合的放課後対策です。身近な場所で地域ぐるみの子育て支援や教育支援への参加を促すことを運営の柱に据え、松本市総合計画第9次基本計画に掲げる「一人ひとりが輝き大切にされるまち」に向けて、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進しています。

イ 本計画に関連する内容

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後子ども教室

なお、松本市放課後子どもプランは、平成27年度までの計画であることから、国が新たに策定した「放課後子ども総合プラン」の内容に沿って、平成27年度中に改訂作業を進め、平成28年度から「松本市放課後子ども総合プラン」として引き継ぐ予定です。



(5) 松本市地域づくり実行計画（地域づくり課）

ア 計画の概要

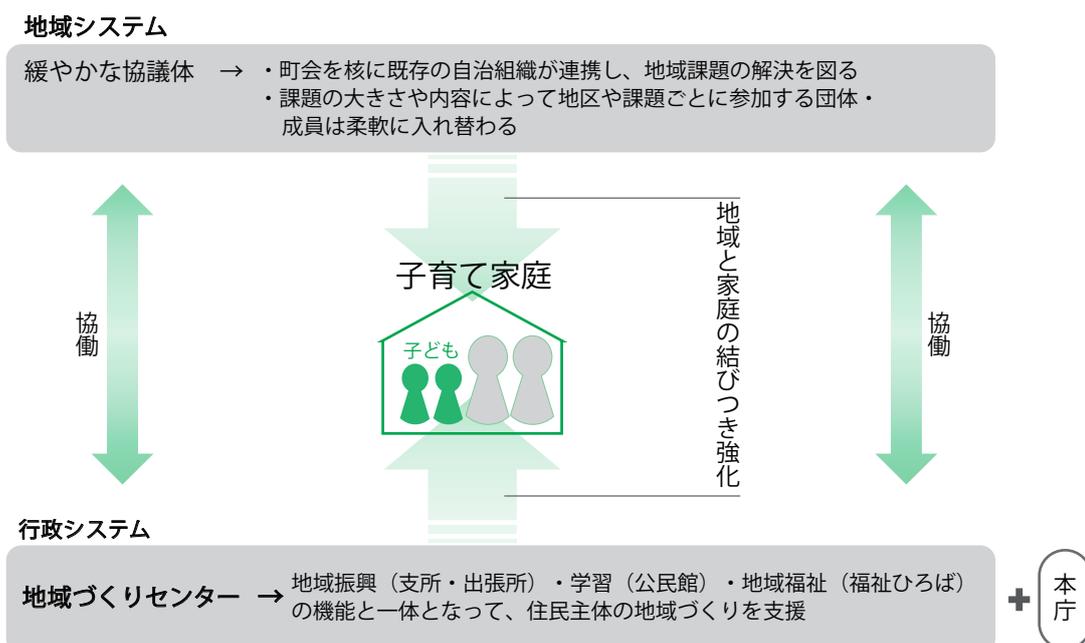
本市の地域づくりは、将来の都市像「健康寿命延伸都市・松本」の創造に向けた基盤づくりを担い、互いに助け合い、学び合い、安心して暮らせる持続可能なまちを主役である市民と行政との協働で創造します。そのため、市は既存の自治組織の連携を強化し、住民主体での地域づくりを進める「地域システム」とそれを支援する「行政システム」を構築し、地域課題の解決に取り組むこととしています。

地域システムの核となるのは「緩やかな協議体」です。これは町会を中心とした自治組織等の連携によって組織する、住民が地域課題に対して自由に意見交換し、主体的に意思決定していく場です。課題の大きさや内容によって参加する団体、個人が柔軟に入れ替わるのが特徴となります。

行政システムにおいては、住民主体の地域づくりを支援するための拠点として、全地区に「地域づくりセンター」を設置することとしています（平成26.4設置済）。これは支所、出張所、公民館、福祉ひろばの機能が一体的に機能するよう設置した機関で、本庁の担当部課との連携を図りながら地域システムの支援をします。

イ 本計画に関連する内容

核家族化や高齢化の進行、地域の間人関係の希薄化により、家庭と地域の子育て力が低下しています。本計画では地区住民と、地域づくりセンターが連携し、家庭と地域の結びつきを強め、安心して子育てできる環境を構築します。



(6) 松本市健康づくり計画 スマイルライフ松本21 (第2期) (健康づくり課)

ア 計画の概要

第2期松本市健康づくり計画 スマイルライフ松本21は本市の目指す「だれもが健康でいきいきと暮らすまち」「一人ひとりが輝き大切にされるまち」の実現に向けた市民の健康づくりの基礎となる計画です。

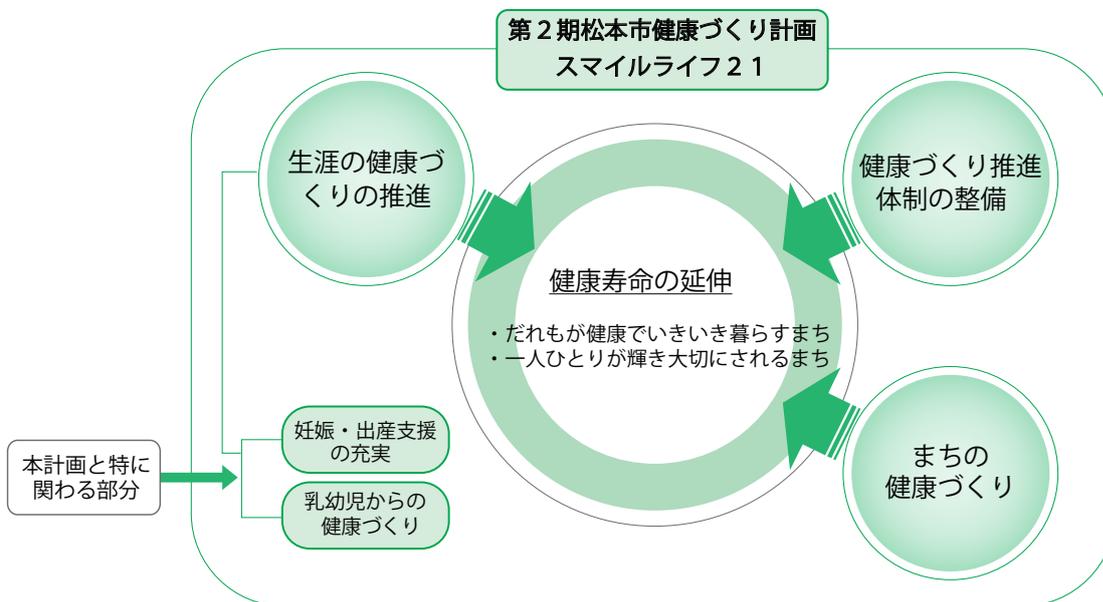
生涯を通じた健康づくり、病気の発生を防ぎ健康を保持増進する一次予防の重視、地域づくりと環境整備による健康づくりといった考え方を軸に、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むための総合的かつ具体的な施策の方向を示し、健康寿命の延伸を図ります。

イ 本計画に関連する内容

生涯の健康づくりの一環として乳幼児からの健康を重視し、子ども自身の健康と同時に、子育て家庭やこれから出産に臨む親など子育ての中心にいる人々の健康づくりを促進するため、様々な支援をしていきます。

ウ 主な取組み

- 【妊娠・出産支援の充実】 妊婦相談の充実、両親学級(ママとパパの教室)の充実
- 【乳幼児期からの健康づくり】 新生児訪問の充実、こんにちは赤ちゃん事業の連携強化、育児支援事業の充実(育児学級、母子支援教室、子育てサークルへの支援等)
- 【世代を通じた生活習慣の改善】 子どもの生活習慣改善事業
- 【妊婦・乳幼児期の健診体制の充実】 妊娠期の健康診査、乳幼児健診の充実(疾病や発達障害の早期発見等)
- 【地域で支える健康づくりの推進】 こんにちは赤ちゃん事業、食育推進事業等



(7) 食育推進計画「すこやか食プランまつもと」(第2期) (健康づくり課)

ア 計画の概要

本計画は「健康寿命延命都市」の目指す6つの健康のうち、とくに「人」、「生活」の健康の実現に向けて食による健康づくりを推進するものです。「食にかかわる様々な活動をつなげ、市民一人ひとりの豊かな食習慣を育みます」を基本理念に、3つの基本目標を立て、あらゆる世代に豊かな食習慣を育み、健康・食の安全・環境など、様々な食育を推進している学校や地域、企業の取組みを周知し、市民一人ひとりがより実践しやすい活動を推進します。

イ 本計画に関連する内容

保育園・幼稚園や学校において、毎日の食事である給食を基本として食育を進めています。給食を媒介とした食指導、アレルギー対策等の個別指導を施し、畑づくりや歯科栄養教室といった様々な食体験を通して子どもたちに健康な心と身体、豊かな人間性を育みます。

また、家庭や地域と連携を深め、より実践的な食育の発信をします。

ウ 主な取組み

- 【給食を媒体とした食指導】 自園調理の良さを活かした子どもの発育・発達に応じた食事の量やバランスに配慮した給食の提供、食経験の浅い乳幼児のためのサイクルメニューの実施、行事食・郷土食の提供、地産地消、旬産旬消の推進
- 【個別指導】 食物アレルギー対応食の提供、離乳食の提供、肥満（やせ）相談
- 【食に関わる活動】 畑づくり、歯科栄養教室、まつもとっ子元気アップ事業、子どもの食事・親子講座、食品ロス削減のための環境教育

第2章

子ども・子育てをめぐる現状

- 
- 
- 1 松本市におけるこれまでの子ども・子育ての主な特徴...16
 - 2 各種統計.....20
 - 3 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果.....27

第2章 子ども・子育てをめぐる現状

1 松本市におけるこれまでの子ども・子育ての主な特徴

本市では、「四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながり」の中、子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益が実現されるよう、幼児期の学校教育・保育、子育て支援に取り組んでいます。

(1) 幼児期の学校教育・保育

本市には市立の幼稚園が3園、国立大学法人の幼稚園が1園、私立の幼稚園が13園、市立の保育園が43園、私立の保育園が8園あります。全体として保育園の割合が多く、その中でも公立保育園の数が多いのが特徴です。

これは、私立運営の多くの保育園が財団法人松本市民生事業助成会（昭和22年設立、やがて公立化する前提として発足）による経営となり（松本方式）、昭和49年までに公立（松本市）移管したという歴史があるからです。

これは、保育需要への対応のために、行政と保育現場と保護者とが一体となって取り組んだ結果であり、現在の本市の保育の基盤となっています。

幼稚園では、県内で8園しかない公立施設を3園運営しているほか、13園の多様な特徴を持つ私立幼稚園があり、保護者の方にとって豊富な選択肢が用意されています。

保育園では、公設公営の保育園の充実に加え、全園で国の基準を上回る手厚い保育士配置（1歳児）をしており、公私立ともに質の高い保育を提供しています。

また、「松本市幼年教育研究会」で小学生と交流する機会を設けることなどにより幼稚園、保育園と小学校教育の連携を緊密にしています。

(2) 放課後児童対策の充実

本市の放課後児童健全育成事業は、市の児童館等を活用した放課後児童クラブと、保護者等の運営する児童育成クラブが、それぞれの独自性と特色を生かして、両立する形で現在に至っています。

留守家庭児童が急増し、一部の児童館・児童センターでは施設が狭あい化したことから、平成19年度から、実施場所を児童館・児童センターから小学校の余裕教室の利用に変えたり専用施設の整備を順次進めています。また、市の放課後児童健全育成事業において、開所時間を国の基準以上に延長するとともに、対象学年の6年生までの受入れを順次実施しています。

平成19年度には、放課後子どもプランを策定し、従来の放課後児童健全育成事業に加えて、留守家庭に限らず全小学生を対象とする「放課後子ども教室」事業を並行して実施する方針を定め、これに基づき、平成20年度から市内の小学校で放課後子ども教室を開始し、放課後児童対策の充実を図っています。

(3) きめ細かな子育て支援

支援が必要な人にきちんと届けられるきめ細かい子育て支援を行っています。ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育、ショートステイなどの多様な預かりサービスや養育支援訪問事業などによる気やかな家庭・ひとり親家庭に対する支援を展開しています。

また、発達障害のお子さん、発達に心配のあるお子さんと保護者を、継続して総合的に支援する「あるぷキッズ支援事業」を行い、発達障害児と毎日関わる支援者（保育士、教諭等）の支援も行っています。

更に、幼保小の連携、小学校と放課後児童クラブの連携を強化し、子育て支援拠点である「こどもプラザ」や「つどいの広場」も市域全体にバランス良く配置されています。

(4) こども部の創設（平成21年4月～）

本市は、超少子高齢型人口減少社会に対応するため、「3Kプラン」すなわち、「健康づくり」「危機管理」「子育て支援」の3つの施策を最重要施策と位置付け、現在、本市が目指す都市像「健康寿命延伸都市・松本」はこれを更に発展させたものです。

この取組みとして、子育て支援をより充実させるため「こども部」を新設し、子どもの誕生から成人するまでの間を一貫した体制（こども育成課、こども福祉課、保育課）の下で総合的に推進しています。

(5) 松本市子どもの権利に関する条例（平成25年3月～）

県内で先駆的に制定された「松本市子どもの権利に関する条例」の理念を踏まえ、子どもにやさしいまちづくり委員会において、松本市次世代育成支援行動計画（平成22～26年度）を引き継いだ子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定します。本計画と補完関係にある計画です。

(6) 三ガク都（「岳都」「楽都」「学都」）などの特徴的な取組み

3つのガク都を掲げる本市ならではの体験を通して、子どもたちに他にはない成長の機会を提供しています。

市内に点在する個性豊かな公園や文化施設では一年を通して様々なイベントが開かれます。また、花いっぱい運動など子どもたちが自然や緑に親しむ機会も多くあります。

このほか多様なプログラムとしてJリーグの山雅サッカー教室、サイトウ・キネン・フェスティバル松本やスズキメソッド等を活かした乳幼児情操教育などがあり、特徴的な取組みとして、食の大切さとともに木のぬくもりを伝えるファーストスプーン事業、絵本を仲立ちに親子のふれあいを深めるブックスタート事業などを進めています。

また、田鯉の放流・つかみ取りやリンゴの摘果など、地域の歴史や文化、特産品を学ぶ機会が多く提供され、郷土に対する理解を深めるきっかけづくりを行っています。

第2章 子ども・子育てをめぐる現状

更に、「子どもと緑」の施策の一つとして、幼稚園・保育園の園庭の芝生化に取り組み、自ら進んで外遊びや運動できる環境を整えることで、子どもたちが自然と親しむとともに運動能力の向上を目指し、子どもの心とからだの健康づくりに取り組んでいます。

(7) 食育の推進

本市では第2期食育推進計画「すこやか食プランまつもと」を基に食育を推進しています。

保育園においては、自園直営調理による地産地消を取り入れた毎日の給食を媒体とした食育を進めています。加えて、自園での畑づくりや郷土食の提供、調理保育等の体験を通じて子どもたちの「食を営む力」を育んでいます。

アレルギー対応食については、アレルギー対応食マニュアルに基づき、全国的にも先駆的に取り組んでいます。食物アレルギーの有無にかかわらず子どもたちの健康増進と望ましい食生活習慣の形成を図るため、アレルギー食材の除去のみではなく、代替食の提供もしています。

また、幼稚園・保育園において参加型の食品ロス削減のための環境教育を実施しているほか、給食試食会や子どもの食事・親子講座、歯科栄養教室など家庭に向けても食の大切さを発信しています。

(8) 子どもの健康

本市は「健康寿命延伸都市・松本」を都市像に掲げ、健康で長生きして充実した、人生の質を大切に市民のまちを目指しています。幼少期の健康づくりの一助として幼稚園・保育園の園庭芝生化による運動能力の向上に取り組んでいるほか、子どもの頃からの望ましい食習慣や運動習慣の獲得を目的に学校及び地域において「こどもの生活習慣改善事業」に取り組んでいます。

また、子育て支援医療として、0歳から中学校3年生までの医療費の助成をしています。

(9) 地域と取り組む子育て支援

本市は、平成17年4月1日に四賀村・安曇村・奈川村・梓川村と、平成22年3月31日に波田町と合併し35地区で異なる固有の歴史や文化等に根差した、町会を中心とした自治の仕組みがあります。

更に、平成24年3月に策定した松本市地域づくり実行計画に基づき、平成26年4月に市内35地区に地域づくりセンターを開設し、支所・出張所・公民館・福祉ひろばと連携しながら地域づくりを支援しています。これまで以上に市民と連携しながら、地域の子育て力の向上に取り組める体制づくりを進めています。

更に、地域の方々による絵本の読み聞かせボランティアのほか、本市ではシルバー保育サポーターの取組みを平成17年度から実施しており、地域の方が子育てに積極的に携わっています。

(10) 松本地域出産子育て安心ネットワーク

産婦人科の受け入れ不可能な状況やお産難民を発生させないために、平成20年から妊婦健診を分娩医療機関と健診協力機関の協力体制で行っています。

「松本地域出産子育てネットワーク協議会」は、この松本圏域住民の出産・子育ての医療供給体制の確保を目的として「共通診療ノート」の作成・配布や病院・診療所の連携体制の構築等の活動をしています。

(11) 子ども・子育て情報の発信

市民と行政が協働して子育てしやすいまちをつくるため、地域の子育て情報を1カ所にまとめた松本市公式子育てコミュニティサイト「はぐまつ」が運営されています。情報収集だけでなく、子育ての悩みを共有・相談する場としても利用されています。

2 各種統計

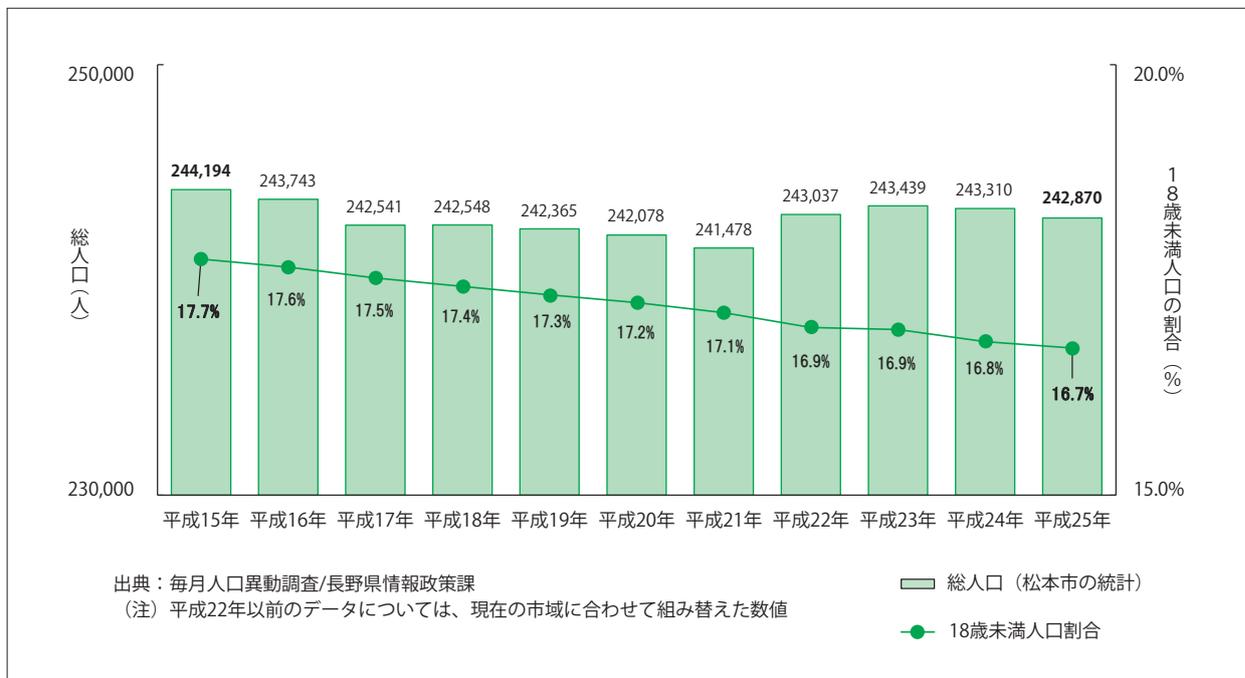
(1) 人口の推移

平成17年と平成22年の合併区域を含む本市の人口は、24万人台で推移しており、この10年間で微減となっています。住民基本台帳をもとに算出した18歳未満人口の割合は、平成15年の17.7パーセントから平成25年には16.7パーセントと減少傾向が続いています。

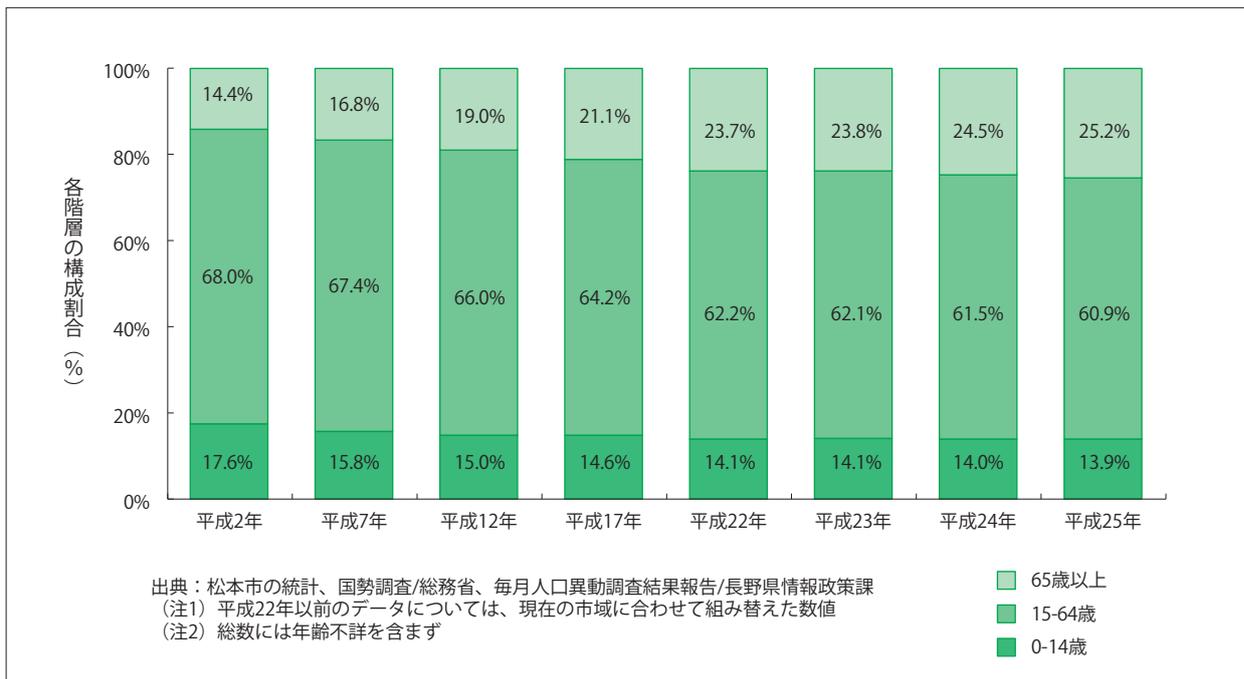
年齢3区分別の人口推移を見ると、0歳～14歳までの年少人口が平成2年の17.6パーセントから平成25年には13.9パーセントまで減少し、少子化傾向がうかがわれます。

しかし、年少人口指数の推移を見ると、全国や長野県の平均値が減少を続けているのに対し、本市は平成12年から平成17年にかけてわずかに上昇し、その後も22.7パーセントを維持しています。これは全体的な少子化傾向の中で、生産年齢人口に対する年少人口の割合が一定に保たれていることを意味しています。

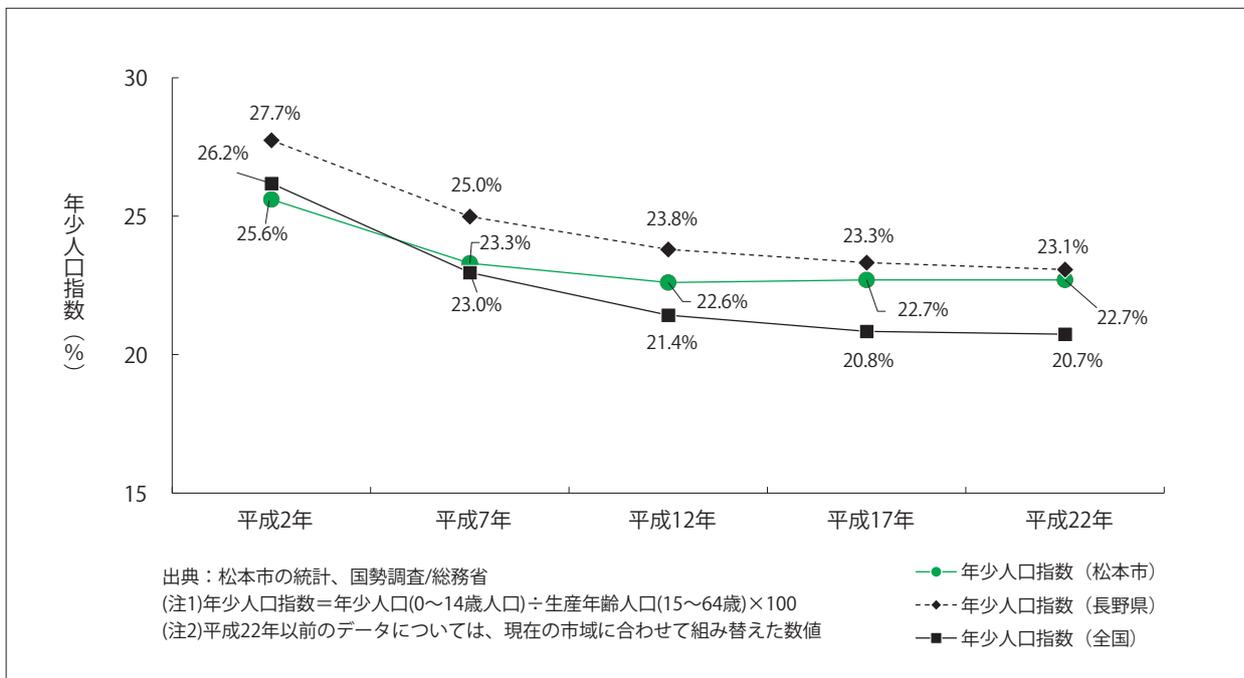
1：松本市の総人口と18歳未満人口の割合



2：松本市の年齢3区分人口



3：年少人口指数の推移



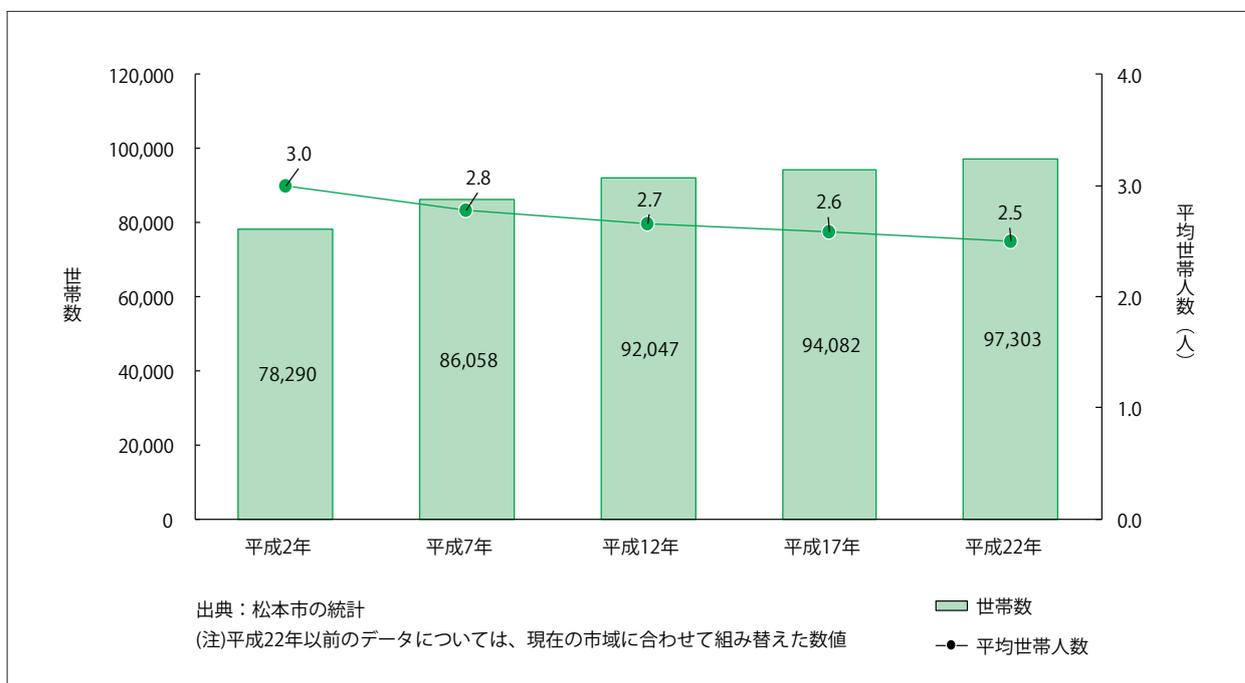
第2章 子ども・子育てをめぐる現状

(2) 世帯の推移

本市の世帯数は、平成2年には7万8,290世帯でしたが、平成22年には9万7,303世帯へと増加しています。しかし、平均世帯人数は平成2年の3.0人から平成22年には2.5人へと減少しています。

このことから小規模の世帯が多くなっていることがうかがえます。一般的には核家族や一人暮らし世帯の増加といった社会的な変化が要因として考えられます。

4：松本市の世帯数と平均世帯人数

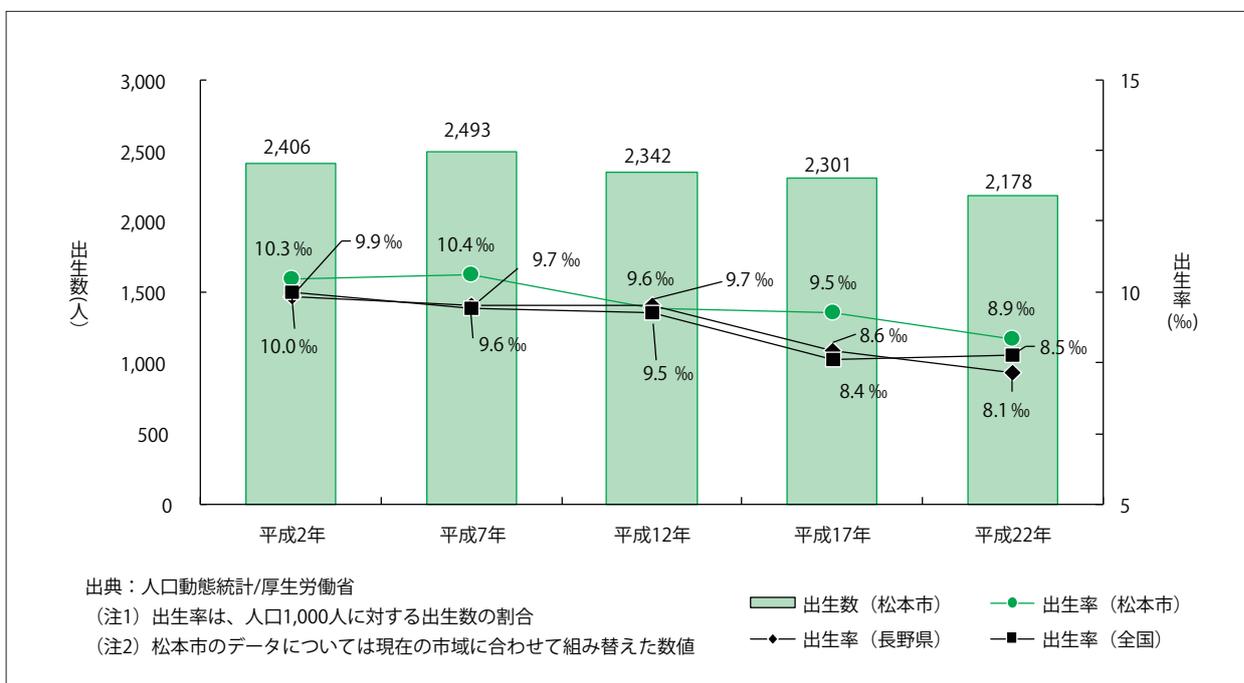


(3) 出生数と出生率

本市の出生率は、この20年の間で、平成7年に10.4パーミルまで上昇しましたが、平成22年には8.9パーミルへと減少しており、出生数は2,178人となっています。

ただし、本市の出生率は、長野県や全国の平均よりも高い水準を維持しており、平成23年の長野県人口動態統計によれば、本市の出生率は県内19市の中で8.9と2番目に高く、松本保健福祉事務所管内の3市5村では、最も高い値となっています。

5：出生の動向



6：平成22年から24年の出生数及び出生率

	平成22年	平成23年	平成24年
出生数	2,154	2,175	2,133
出生率(%)	8.9	8.9	8.8

長野県健康福祉政策課「人口動態統計」(10月1日現在)

7：平成23年の出生率比較 (上位4市抜粋)

順位	自治体名	出生率	出生数	人口
1	諏訪市	9.3	473	50,996
2	松本市	8.9	2,175	243,439
3	茅野市	8.6	485	56,121
4	長野市	8.5	3,226	380,768

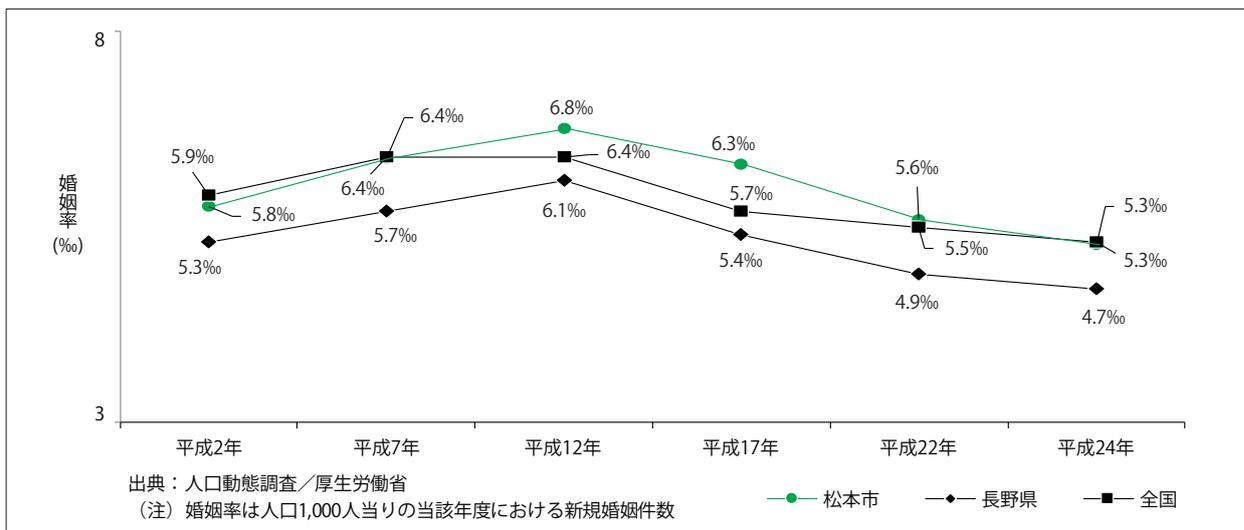
長野県健康福祉政策課「人口動態統計」(平成23年10月1日現在)

第2章 子ども・子育てをめぐる現状

(4) 婚姻の動向

本市の婚姻率は、平成12年以降、全国、長野県の平均より高い値を維持してきましたが、平成24年では、全国平均並となっています。しかし、全体の傾向としては、全国、長野県の平均とともに婚姻率は平成12年以降、減少傾向を続けています。

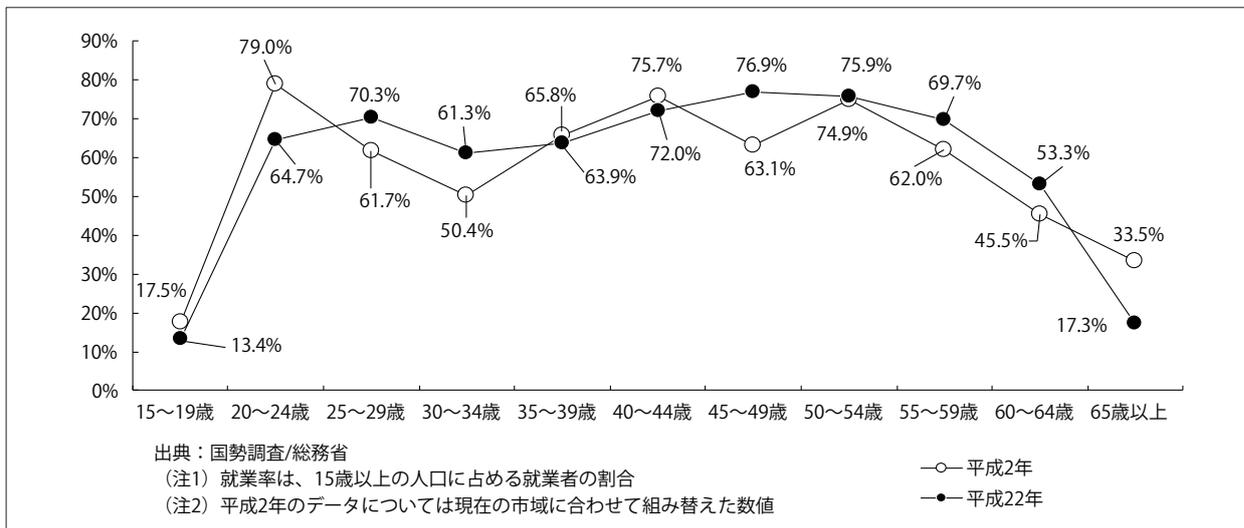
8：婚姻率の推移



(5) 女性の就業状況

本市の女性の就業率を、平成2年と平成22年で年齢別に比較すると、20～24歳の若年層の就業率は、平成2年の79.0パーセントから平成22年には64.7パーセントへと減少しています。一方、30～34歳では平成2年の50.4パーセントから平成22年の61.3パーセントへと増加しており、女性の就業状況の特徴と言われる、いわゆる「M字カーブ」が緩やかになっています。更に、55～64歳までの女性の就業率は、平成2年から平成22年にかけて、いずれも約8パーセント増加しています。

9：松本市の女性の年齢階級別就業率



(6) 保育園・幼稚園の推移

長野県は全国的な傾向と異なり保育園の数が幼稚園よりも多いという特徴があります。本市でも、保育園の数が幼稚園よりも比較的多い状況にあります。

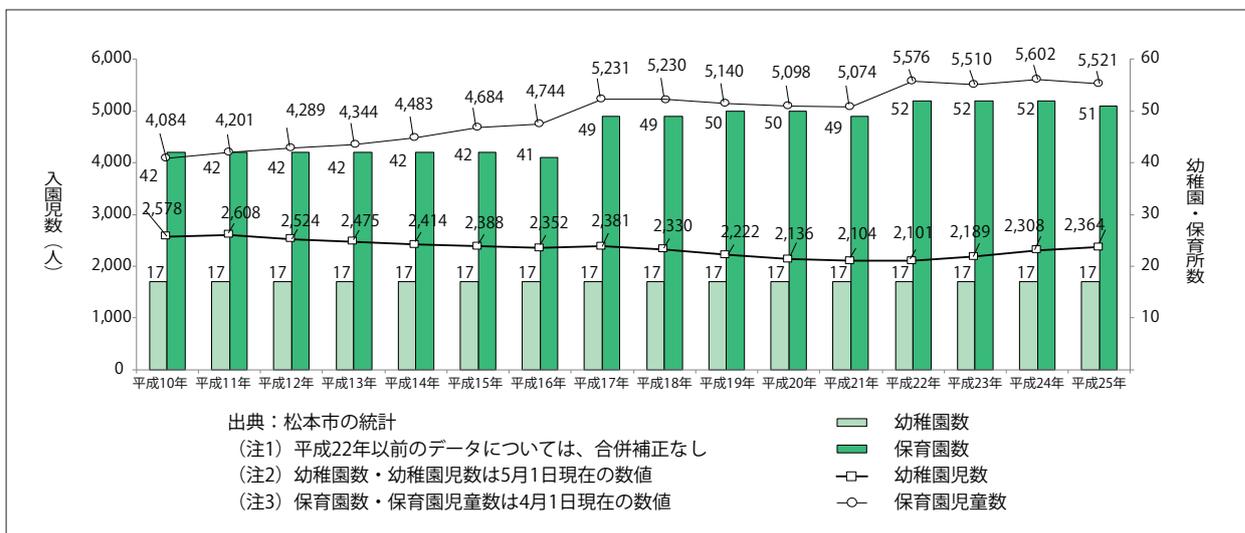
幼稚園の数は、平成10年から平成24年にかけて同じままであり、園児数は2,578人（平成10年）から2,308人（平成24年）と微減傾向にあります。一方で、保育園の数は、平成10年から平成24年にかけて10施設の増加となっており、園児数も4,084人（平成10年）から5,602人（平成24年）へと増加しています。これは平成17年と平成22年に松本市周辺5町村との合併があったためです。

平成22年の合併後の保育園に通う園児数は、5,600人を前後しています。このうち、3歳未満児の受入数を見てみると、平成22年の1,127人に対し、平成25年では1,212人と増加傾向にあります。

この3歳未満児の増加傾向は、周辺4村との合併があった平成17年にいったん落ち込むものの右肩上がりの状態が続いており、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

同時に、保育園の運営費も増加傾向にあります。同運営費に対する保護者の負担割合は、平成20年の42.0パーセントから平成24年に39.3パーセントへと低下しています。保育園運営費は増加傾向にありますが、保護者の負担割合を減らすことで、子育てしやすい環境づくりを応援しています。

10：松本市の保育園と幼稚園の施設数と入園児数

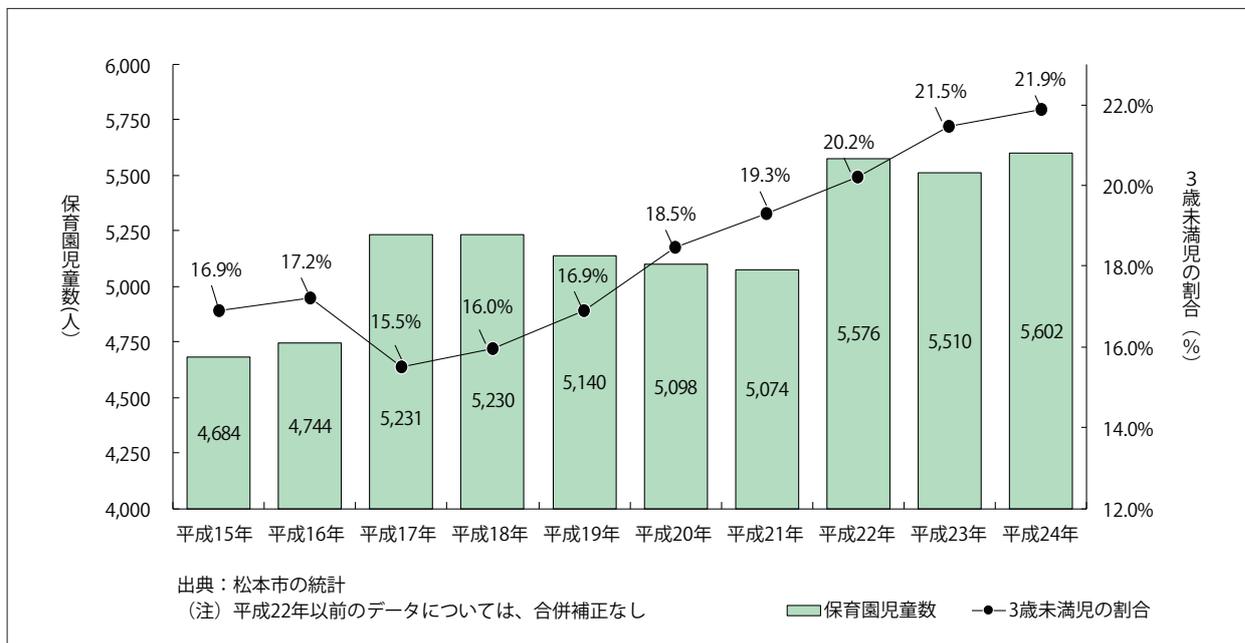


11：平成22年から平成25年の入園児数

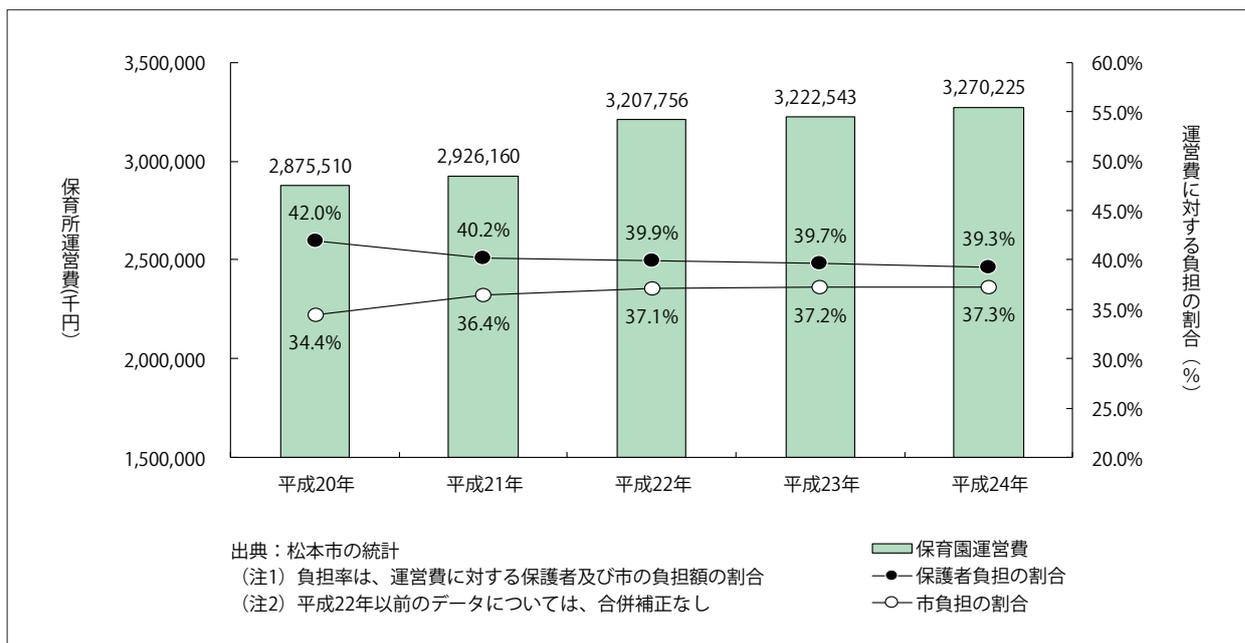
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
保育園・0～2歳	1,127	1,183	1,225	1,212
0歳	89	98	105	106
1～2歳	1,038	1,085	1,120	1,106
保育園・3～5歳	4,449	4,327	4,377	4,309
幼稚園・3～5歳	2,101	2,189	2,308	2,364
合計	7,677	7,699	7,910	7,885

第2章 子ども・子育てをめぐる現状

12：松本市の保育園における3歳未満児の割合



13：松本市の保育園運営費と負担割合



(7) 各種統計から

本市においても、全国他都市と同様に、少子化と高齢化、また、核家族化が進行しています。こうした傾向は、全国平均や長野県平均と比較してやや良好な数値となっていることから、本市の生活環境や子育て関連の施策などが子育て世代に対して一定の正の効果を与えているものと考えられます。

現状の教育・保育の質を保ちながら、少子化の傾向も踏まえて必要な量を確保し、持続可能な提供体制を構築していく必要があります。

3 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果

調査概要

【就学前児童】

- 調査対象：松本市在住で、0～5歳の子どもを持つ保護者
- 対象者数：2,186人
- 調査方法：郵送方法 ※一部、保育園配布
- 調査期間：平成25年11月29日～平成25年12月18日
- 回収結果

配布数	回収数	回収率	有効回答数
2,186	1,300	59.5%	1,298

【小学生】

- 調査対象：松本市在住で、小学生の子どもを持つ保護者
- 対象者数：2,200人
- 調査方法：郵送方法 ※一部、学校配布
- 調査期間：平成25年11月29日～平成25年12月18日
- 回収結果

配布数	回収数	回収率	有効回答数
2,200	1,211	55.0%	1,208

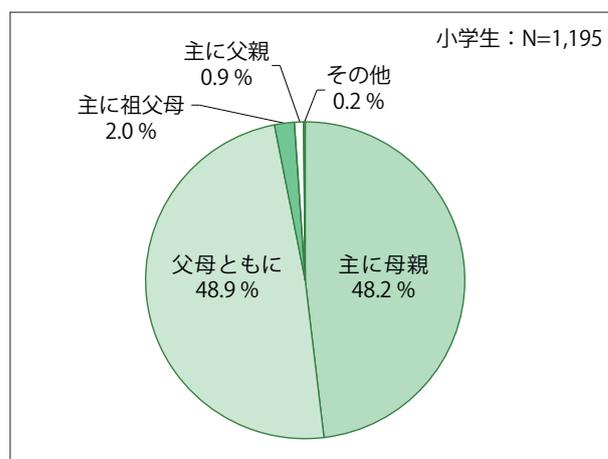
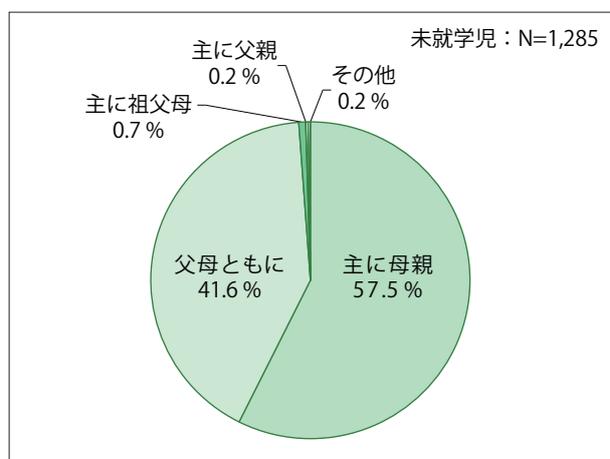
第2章 子ども・子育てをめぐる現状

■子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査結果から見る「子育て家庭」の状況

(1) 家庭での子育て環境について

本市に在住する子どもを持つ家庭の子育て環境を見ると、未就学児及び小学生を持つ家庭で、「母親」若しくは「父母ともに」子育てを行っていることがうかがえます。ただし、未就学児を持つ家庭では、主に母親が子育てを行っている割合が、小学生の家庭より比較的高いことが読み取れます。

質問：子育てを主に行っている人（単一回答）

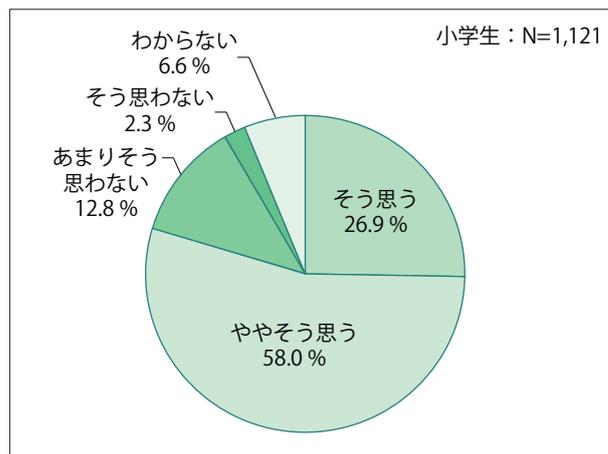
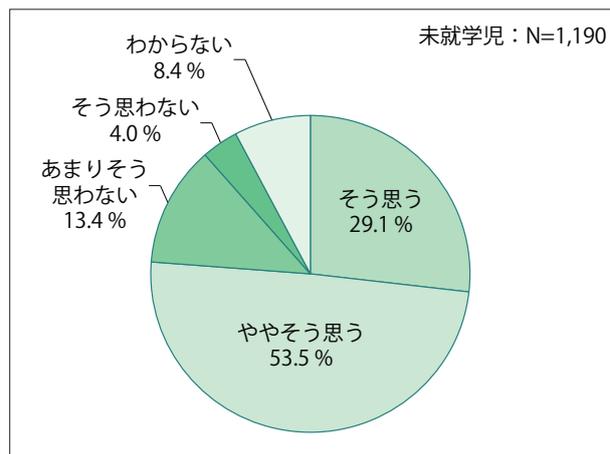


(2) 松本市の子育て環境について

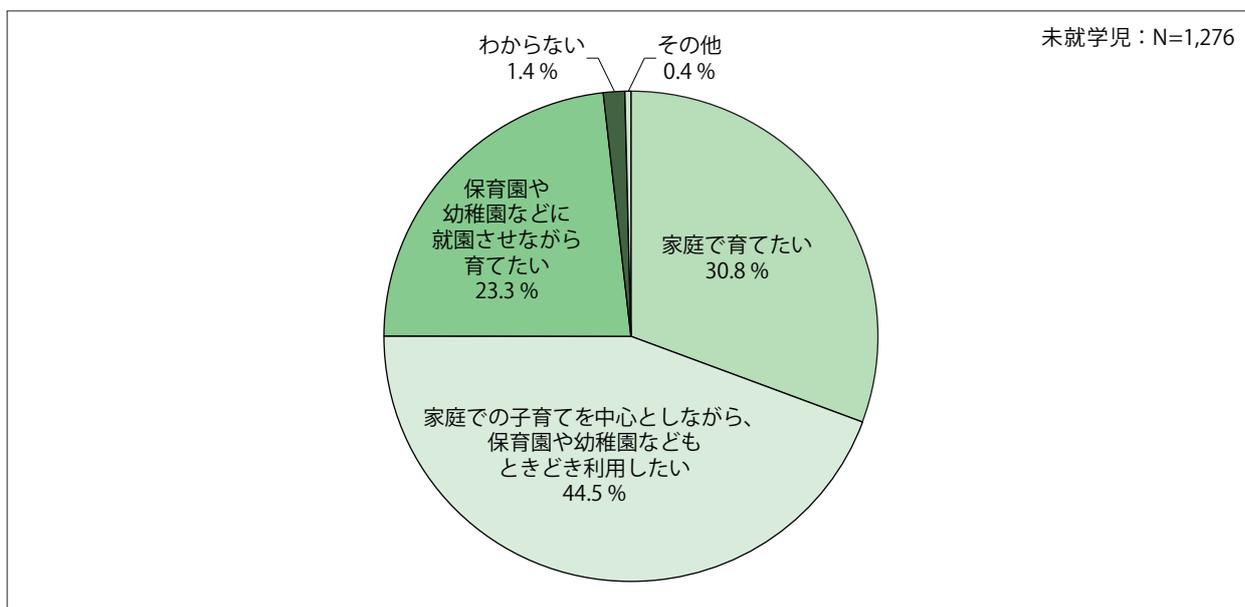
本市の子育てのしやすさについては、未就学児及び小学生の保護者の8割以上が「そう思う」や「ややそう思う」と回答しており、本市の子育て環境を評価していることがうかがえます。

未就学児を対象とした望ましい子育て環境の質問に関しては、家庭での子育てを中心としながら、保育園や幼稚園を利用して子育てを行いたいとの回答が最も多くなっており、保育園や幼稚園に対するニーズが高いことがうかがえます。

質問：松本市は子どもを育てやすいまちだと思うか（単一回答）



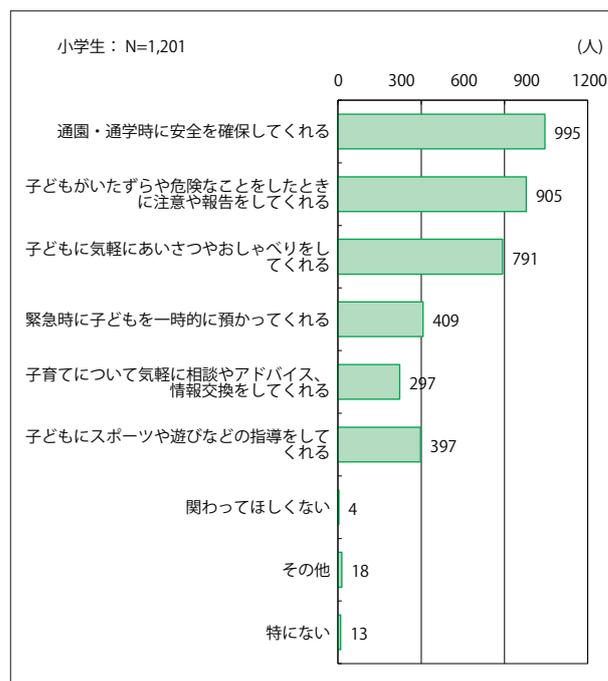
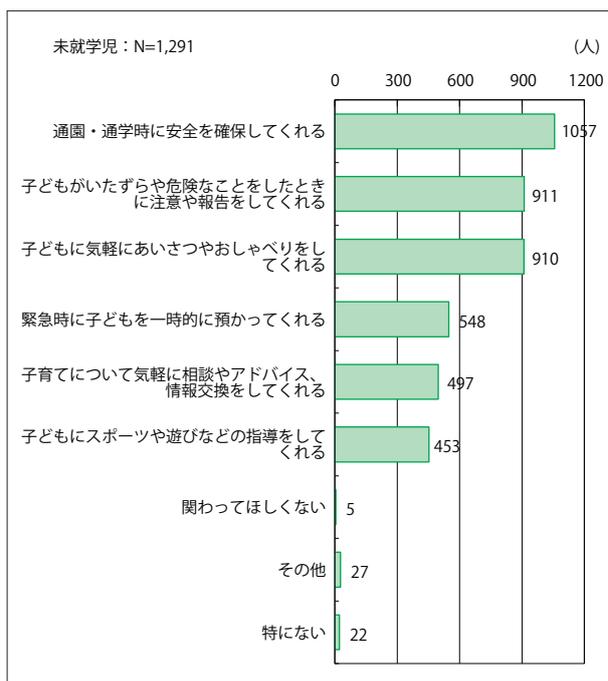
質問:お子さんにとって望ましい子育て環境はどのような状況だと考えるか(単一回答)



(3) 子育てについて地域に期待すること

子育てや子どもに関して地域に期待することについては、「通園・通学時の安全確保」「注意や報告」が未就学児、小学生の保護者ともに900人以上と多くなっているほか、「気軽なあいさつやおしゃべり」と回答する人が多く、家庭の目の届かないところでの見守りや声かけへの期待が大きいことがうかがえます。

質問:子育てや子どもへの地域のかかわりについて、地域に期待すること(複数回答)



第2章 子ども・子育てをめぐる現状

(4) これからの松本市の子育て支援施策の中で特に重要だと思うもの（複数回答）

未就学児もしくは小学生を持つ保護者に対して、本市の子育て支援策の中で、今後重要だと思う施策について尋ねたところ、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実」が最も高い回答を得ました。

前回の次世代育成支援行動計画（後期計画）の同結果と比較したところ、施策の対象として「医療体制」、「経済的支援」と「安全対策」を求める声が依然として高いものの、経済的支援の充実よりも、医療体制の充実を重要施策と考える保護者の割合が高まっていることが読み取ることができます。

一方で、「労働時間の改善の啓発」や「地域における子どもの居場所」などの施策の順位は低下しています。

未就学児	平成25年調査	前回計画時の調査	今回と前回の調査の変化
安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実	55.3%	54.1%	1.2%
保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実	50.5%	55.9%	-5.4%
犯罪や交通事故から子どもを守るための取組みの充実	46.7%	46.2%	0.5%
仕事と子育てが両立できるよう保育園、幼稚園の箇所数や内容の充実	40.4%	27.0%	13.4%
仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善など、企業や労働者に対する啓発	38.8%	36.4%	2.4%
児童虐待やいじめ等に対する対策の充実	32.4%	20.1%	12.3%
子どもが主体的に行動できるよう学校教育環境の充実	28.0%	20.1%	7.9%
地域における子どもの居場所の充実	27.8%	25.3%	2.5%
子育てに関する相談・情報提供の充実	24.7%	16.8%	7.9%
親子トイレ・授乳コーナーの設置や禁煙・分煙など、子どもにやさしい環境整備の充実	24.4%	23.1%	1.3%
性や喫煙、薬物に関する正しい知識を習得するための思春期保健の充実	18.0%	13.2%	4.8%
親子・親同士の交流の場の充実	16.3%	12.8%	3.5%
母子の健康、子どもの発達支援のための健診や訪問、ヘルパー派遣などの充実	15.6%	8.9%	6.7%
障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう障がい児施策の充実	13.7%	9.0%	4.7%
子どもを取り巻く有害環境対策の充実	12.7%	10.7%	2.0%
家庭の教育力向上のための学習機会の充実	11.2%	7.4%	3.8%
正しい食生活を送るため、食に関する指導や情報提供の充実	9.6%	7.1%	2.5%
次代を担う子どもが家庭や子どもの大切さを学ぶことができる場の充実	8.6%	9.6%	-1.0%
ひとり親家庭に対する相談や生活支援の充実	8.2%	4.9%	3.3%
安心して快適に暮らせるための住宅面の配慮	6.5%	6.9%	-0.4%
その他	3.6%	2.9%	0.7%

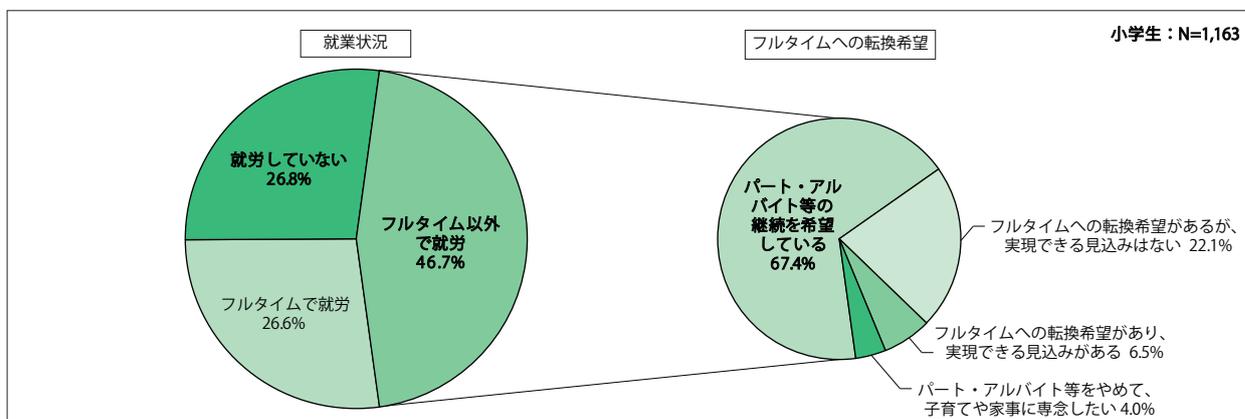
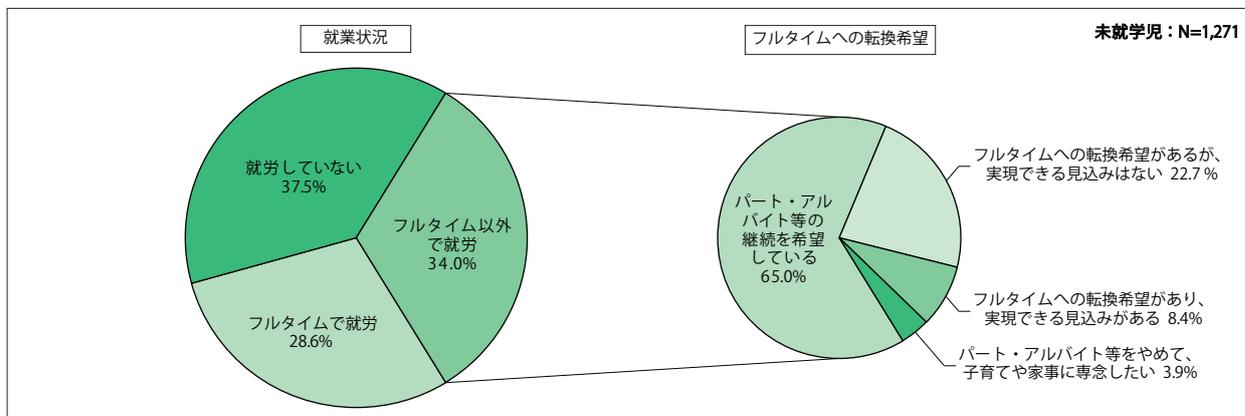
小学生	平成25年調査	前回計画時の調査	今回と前回の調査の変化
安心して子どもが医療機関にかかれる体制の充実	57.2%	49.2%	8.0%
犯罪や交通事故から子どもを守るための取組みの充実	56.3%	51.2%	5.1%
子どもが主体的に行動できるよう学校教育環境の充実	36.4%	29.0%	7.4%
保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実	34.7%	28.8%	5.9%
児童虐待やいじめ等に対する対策の充実	34.3%	22.4%	11.9%
仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善など、企業や労働者に対する啓発	31.9%	32.3%	-0.4%
地域における子どもの居場所の充実	27.3%	26.8%	0.5%
性や喫煙、薬物に関する正しい知識を習得するための思春期保健の充実	26.7%	20.9%	5.8%
子育てに関する相談・情報提供の充実	20.6%	16.2%	4.4%
家庭の教育力向上のための学習機会の充実	18.1%	11.6%	6.5%
障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう障がい児施策の充実	18.0%	11.9%	6.1%
仕事と子育てが両立できるよう保育園、幼稚園の箇所数や内容の充実	16.6%	10.5%	6.1%
子どもを取り巻く有害環境対策の充実	16.6%	14.9%	1.7%
次代を担う子どもが家庭や子どもの大切さを学ぶことができる場の充実	14.1%	11.8%	2.3%
正しい食生活を送るため、食に関する指導や情報提供の充実	10.9%	10.1%	0.8%
母子の健康、子どもの発達支援のための健診や訪問、ヘルパー派遣などの充実	10.8%	6.0%	4.8%
ひとり親家庭に対する相談や生活支援の充実	8.9%	9.1%	-0.2%
親子トイレ・授乳コーナーの設置や禁煙・分煙など、子どもにやさしい環境整備の充実	8.6%	7.0%	1.6%
親子・親同士の交流の場の充実	7.5%	8.5%	-1.0%
安心して快適に暮らせるための住宅面の配慮	5.9%	5.7%	0.2%
その他	3.0%	3.9%	-0.9%

(5) 母親の就業状況

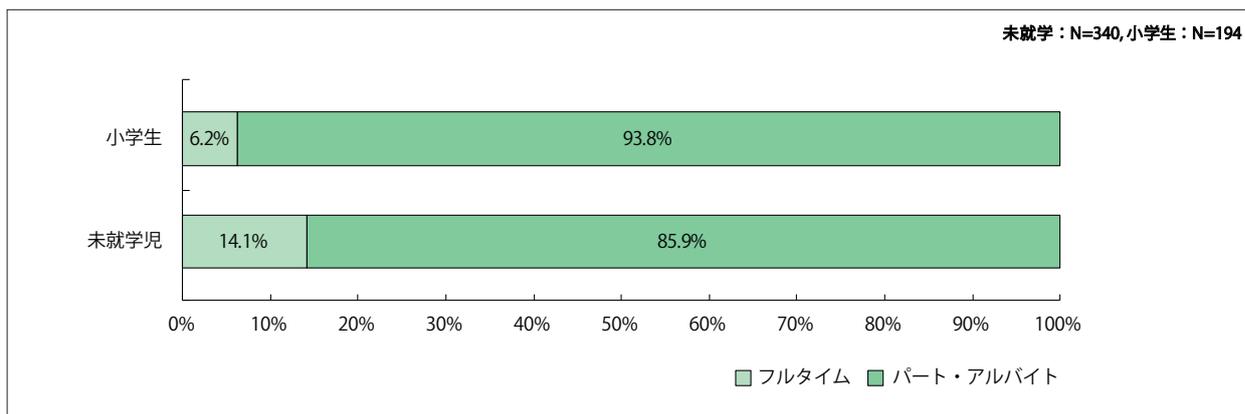
母親の就業状況を見ると、未就学児を持つ母親は就労していない割合が最も高く、小学生を持つ母親はフルタイム以外で就労している割合が最も高くなっています。フルタイムで働いている母親は、未就学児及び小学生ともに3割以下となっています。

フルタイム以外で働いている母親のうち、フルタイムへの転換希望に関しては、パートやアルバイト等の非正規就労を望む声が多い結果となっています。未就労である母親の9割近くが、パート、アルバイトによる就労形態での勤務を望んでおり、保護者の非正規就労を前提として子育て支援策を策定する必要があります。

質問：母親の現在の就業状況とフルタイムへの転換希望



質問：未就労の母親の就業希望



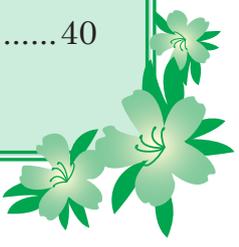
第2章 子ども・子育てをめぐる現状

第3章

計画策定の方向性



1	基本理念.....	34
2	基本目標.....	35
3	基本的視点.....	36
4	これからの松本市の教育・保育、子ども子育て支援の在り方	38
5	事業計画の構成.....	40



1 基本理念

本計画の根底に位置付ける基本理念を以下のように設定します。

すべての子どもにやさしいまち —育ちあい、支えあい、分かちあい—

一人ひとりの子どもの「いのち」を大切にした子ども支援により、子どもが一市民として尊重され、子どもの権利が守られた「子どものための最善の利益」が実現する社会を目指します。

あわせて、松本市が培ってきた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を維持・向上させ、「子どもを産み、育てやすいまちづくり」に今後も取り組み、「健康寿命延伸都市・松本」を実現します。

また、親子が共に育つ教育・保育環境を整えるとともに、子育て世帯が、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現するような環境づくりを推進しながら、子どもの健やかな成長を、子育て世帯だけでなく職場や地域が重層的に支え合い、その喜びを分かち合う社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念の実現のためには、本計画のみならず、松本市総合計画や子どもにやさしいまちづくり推進計画、教育振興基本計画、地域づくり実行計画、健康づくり計画等の関連計画と一体となった取組みが必要です。

本計画の役割は、こうした関連計画を踏まえ、また計画策定根拠である子ども・子育て支援法第61条及びいわゆる「基本指針」（内閣府告示第159号）から、「子どもの健やかな育ちと子育てを支える」ための特に幼児期を中心とした「総合的な子育て支援の質・量両面にわたる充実」を実現させるためのものと位置付けます。

よって、本計画の基本目標を以下のとおり設定します。

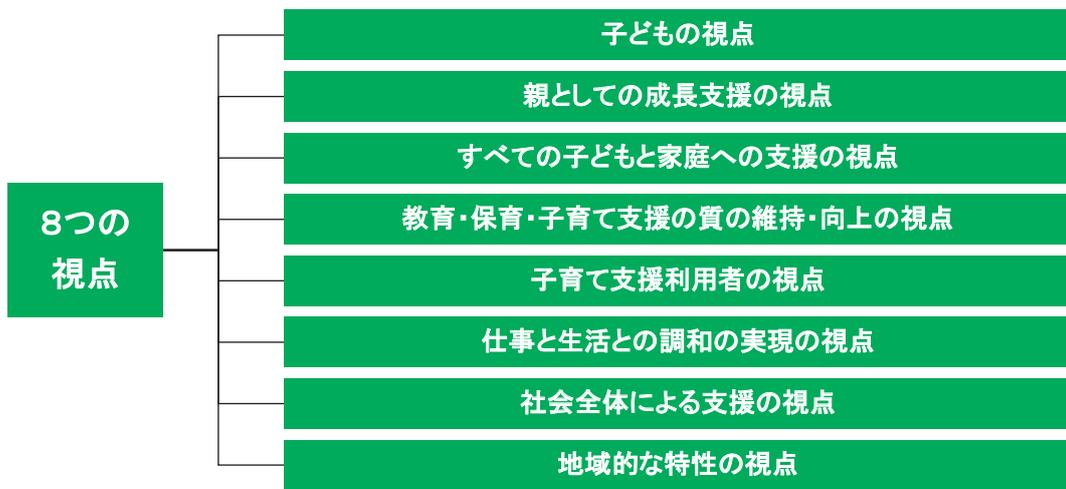
- | | |
|--------|--|
| 基本目標 1 | 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供
【 育ちあい・支えあい 】 |
| 基本目標 2 | 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実
【 育ちあい・支えあい 】 |
| 基本目標 3 | ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する
環境づくりの推進 【支えあい・分かちあい】 |

3 基本的視点

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて策定します。

本計画は、次世代育成支援対策推進法の延長を受けて、松本市次世代育成支援行動計画の一部を引き継ぐものでもあります。計画策定に当たっては、次世代育成支援行動計画の分析・評価とともに、以下の視点に留意して内容の検討を行います。

(1) 8つの視点



(2) それぞれの視点

ア 子どもの視点

本市では日本国憲法及び、国際条約である「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえ、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。本計画の策定においても、子どもの幸せを第一に考え、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」などの基本的な子どもの権利が擁護され、子どもの意見が尊重され、また、子どもの最善の利益が実現されるよう配慮するなど、子どもの視点を第一に考える必要があります。

イ 親としての成長支援の視点

子育て支援者や地域、社会が保護者に寄り添い、子育ての負担感や不安感などを和らげることを通じ、保護者が親として成長し子育ての責任を果たすことができるように、親育ちの支援を進めます。

更に、子どもは次代に親となることを認識し、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成を進めることが必要です。子育ては「人づくり」であり、その結果は短期的にあらわれるものばかりではないことから、長期的な視点から問題を捉えることや解決を図ることを大切にする必要があります。

ウ すべての子どもと家庭への支援の視点

子育て中の保護者の孤立化などの問題を踏まえ、すべての子どもと家庭への支援という観点からの支援策を講じることが重要です。特に、社会的に擁護を必要とする子どもの増加や虐待の多様な背景に注目し総合的な体制を強化する必要があります。

エ 教育・保育・子育て支援の質の維持・向上の視点

教育・保育、子育て支援の基盤整備は急務ですが、利用者が安心して利用するためには、教育・保育や子育て支援の質を維持・確保するための人材の資質の向上、事業所の情報公開、施設・事業の評価などの取組みを行う必要があります。

オ 子育て支援利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や市民の価値観の変化に伴って、子育て家庭の生活実態や子育て支援に対するニーズが多様化しています。保護者の育児を肩代わりするのではなく、サポートするという子育て支援の在り方を堅持しつつも、多様化する個別のニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟で総合的な取組みを進める必要があります。

カ 仕事と生活との調和の実現の視点

働き方の見直しを含め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の観点から、また、企業の生産性や持続可能性の観点からも重要です。経営者だけでなく、被雇用者も含めた意識改革を促進することで、子育て家庭の負担感が軽減され、幸福感が増大するような社会を形成していく必要があります。

キ 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育ての第一義的な責任を有するとの基本的認識のもと、企業や地域社会を含めた社会全体が協力し、様々な担い手の協働によって、子育てのサポートを進めることが重要です。子育てを支援することが私たちの社会の持続性や未来の発展につながるという共通認識を拡大するとともに、多様な関係者が協力的行動をとりやすくするための促進策を講じる必要があります。

ク 地域的な特性の視点

地理的な特性や人口・産業構造、更には社会的資源の状況等によって、本市の中でも多様な地域があります。子ども・子育て支援の更なる充実のためには、各地域の特性を活かしながら子育て環境の整備を進めていく必要があります。

4 これからの松本市の教育・保育、子ども・子育て支援の在り方

これからの本市の教育・保育、子育て支援の姿は、子ども・子育て支援新制度が目指す姿と、本市が目指してきた姿を融合した姿です。

子どもは地域の宝であり、未来をつくる存在です。子どもが家庭だけでなく、地域の中で健やかに成長することは、社会全体の願いです。

とりわけ少子化の中においては、「健康寿命延伸都市・松本」を推進し、子ども一人ひとりの大切な命を育む子ども・子育て支援の質を維持・向上させ、「子どもを産み、育てやすいまちづくり」を進める必要があります。

更に、核家族化の進行等により子育て世帯の孤立や子育ての負担感の増大が危惧されている中で、子育て支援に携わる施設・事業主に対しては、公私立問わず、子育ての専門家としての資質向上と、地域の子ども・子育て支援の核となるよう体制強化が求められます。

また、地域に対しては、35地区すべてに設置された「地域づくりセンター」を活用した子育て世帯との結びつきの強化による支え合いを、企業に対してはワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）の普及・促進による支え合いを、それぞれ求めていく必要があります。

こうした子育て世帯を取り巻くすべての構成員への支え合いの働きかけをしながら、一人ひとりの命を大切にした「子ども支援」、「総合的な子育て支援の質・量両面にわたる充実」を図ります。そして、子育て世帯と地域社会が子どもの健やかな育ちに喜びや生きがいを感じ、子育ての喜びや負担も分かち合う、「すべての子どもにやさしいまちづくり」を目指します。

(1) 子ども・子育て支援新制度が目指す姿

平成26年7月2日に公布された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑の実施を確保するための基本的な指針」の中には、子ども・子育て支援新制度において国が目指す姿がまとめられています。このうち、主なものとして3点を挙げる事ができます。

ア 一人ひとりの子どもが健やかに成長するように支援し、子どもの最善の利益が実現される社会

イ 父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有し、家庭は教育の原点であり出発点

ウ 子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事ができるような支援をしていくもの

(2) 本市が目指してきた姿

ア 子ども一人ひとりの命を大切に、子どもの最善の利益を実現

第2章の3・4で触れてきたように、これまで本市が取り組んできた教育・保育、子ども・子育て支援は、「1歳児に対する手厚い保育士配置」や「アレルギー対応食の提供」、「あるぷキッズ支援事業」などに代表されるように、「すべての子どもに必要な支援を、必要なだけ行う」というスタンスで取り組んでいます。

子どもに対しては、自分に自信を持ち、自己肯定感を持って小学校への接続を迎えられるように、幼保小が連携しながら幼児教育・保育を行っています。また放課後留守家庭となる児童に対しては、対象学年により支援の制限がないように、小学校6年生までを受入れ対象とするなど、一部国に先んじた取組みを加えながら支援を行っています。更に、すべての子どもの「生活の健康」を支えるために、さまざまな事業を展開し必要な支援を提供しています。

また、保護者に対しても、こんにちは赤ちゃん事業や養育支援訪問事業などにより、必要な支援を行っています。ただし、これらの支援は、親子がともに育ちあう関係や、親と子の間の愛着形成、信頼関係の構築の機会を必要以上に奪うことがないように実施しています。

以上のように、本市では子ども一人ひとりの命を大切に、子どもの最善の利益を実現するよう、教育・保育、子ども・子育て支援に取り組んでいます。

イ 「三ガク都」に代表される地域特性を活かした幼児教育・保育

本市には豊かな自然、多様な文化があります。それらは「三ガク都」すなわち「楽都」「学都」「岳都」と呼ばれています。本市の幼児教育・保育には、こうした地域特性を最大限に生かしています。

セイジ・オザワ松本フェスティバルに代表される「楽都」としては、才能教育の発祥の地でもあることから、乳幼児情操教育の取組みを進め、豊かな人間形成の一助としています。

「学都」としては、広大な面積を有し、各地域に特有な郷土文化が残っていることから、伝統的な文化・風習に触れたり郷土食を食べたりするなどの体験を通し、郷土の歴史や文化に親しむきっかけをつくっています。

「岳都」に総称される豊かな自然を、五感を最大限に発揮して感じ取り、周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わられるよう、様々な園外活動が取り組んでいるほか、畑作りによる食育などを推進しています。

更に、「子どもと緑」の代表的施策の一つである保育園・幼稚園の園庭芝生化の推進により、子どもたちが積極的に身体を動かして遊ぶことのできる環境をつくり、子どもの心と身体の健康づくりに取り組んでいます。

5 事業計画の構成

本計画は、子ども・子育て支援新制度に基づく、需給調整を主眼とした事業計画という性格を持っています。事業計画の構成は以下に示すとおりですが、個別の事業計画の検討及び実施においては、上述の「基本理念」、「基本的視点」に十分に留意して推進していきます。

子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域

基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供

子どものための教育・保育給付対象事業の推進

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進（保育課）
- (2) 認定こども園の普及、各施設・事業や小学校との連携等に係る事項（保育課）

基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実

地域子ども・子育て支援事業

- (1) 利用者支援事業（保育課）
- (2) 地域子育て支援拠点事業（こども育成課）
- (3) 妊婦健康診査（健康づくり課）
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こども福祉課）
- (5) 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業（健康づくり課、こども福祉課）
- (6) 子育て短期支援事業（こども福祉課）
- (7) ファミリー・サポート・センター事業（こども育成課）
- (8) 一時預かり事業（こども育成課、保育課）
- (9) 延長保育事業（保育課）
- (10) 病児・病後児保育事業（こども育成課）
- (11) 放課後児童健全育成事業（こども育成課）
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育課）
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（保育課）

基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進

関連施策の展開

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第4章

事業計画

1	子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域.....	42
2	基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供	
	子どものための教育・保育給付対象事業の推進	46
(1)	施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進	46
(2)	認定こども園の普及、各施設・事業や小学校との連携などに係る事項.....	50
3	基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実	
	地域子ども・子育て支援事業.....	52
(1)	利用者支援事業	52
(2)	地域子育て支援拠点事業	53
(3)	妊婦健康診査.....	55
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	56
(5)	養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業.....	57
(6)	子育て短期支援事業	58
(7)	ファミリー・サポート・センター事業	59
(8)	一時預かり事業	61
(9)	延長保育事業	64
(10)	病児・病後児保育事業.....	66
(11)	放課後児童健全育成事業.....	68
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	71
(13)	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	72
4	基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進	
	関連施策の展開	73
	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携.....	73

第4章 事業計画

1 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業の提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を設定することとされています。本市においては、「松本市子ども・子育て会議」の協議を踏まえ、下表のとおり設定します。

	量の見込みを出す必要のある事業	対象児童年齢	区域
教育・保育	① 1号認定(認定こども園、幼稚園) 2号認定(教育の利用希望が強いもの)	年少～年長	全市
	② 2号認定(認定こども園、保育所)	年少～年長	4区分 (次頁参照)
	③ 3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育)	3歳未満児 (4月1日現在満年齢)	4区分 (次頁参照)
地域 子ども・子育て 支援事業 (松本市におけ る事業名)	(1) 利用者支援事業	0歳～小学6年生	全市
	(2) 地域子育て支援拠点事業	就学前児童 (事業量は0～2歳で算出)	全市
	(3) 妊婦健康診査	—	全市
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4ヵ月まで	全市
	(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護 児童の支援に資する事業(確認中)	—	全市
	(6) 子育て短期支援事業	18歳未満の児童	全市
	(7) ファミリー・サポート・センター事業(※) (子育て援助活動支援事業)	小学生	全市
	(8) 一時預かり事業	就学前児童	全市
	(9) 延長保育事業 (時間外保育事業)	就学前児童	4区分 (次頁参照)
	(10) 病児・病後児保育事業 (病児保育事業)	病児: 生後5ヵ月～小学校3年生 病後児: 未就学児童(満1歳以上)	全市
	(11) 放課後児童健全育成事業	小学生	小学校区
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (平成27年度からの新規事業)	—	全市
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進す るための事業(平成27年度からの新規事業)	—	全市

※ ファミリー・サポート・センター事業は、対象者で区分すると、未就学児に対するもの、病児・病後児に対するもの、就学児に対するものの3区分されます。(7)ファミリー・サポート・センター事業の項目では就学児に対する事業を中心に記載し、未就学児に対するものは(8)一時預かり事業に、病児・病後児に対するものは(10)病児・病後児保育事業にそれぞれまとめられています。

第4章 事業計画

市立幼稚園

- A 松本幼稚園
- B 本郷幼稚園
- C 本郷南幼稚園

私立幼稚園

- D 鈴蘭幼稚園
- E 聖十字幼稚園
- F 聖テレジア幼稚園
- G 松本光明幼稚園
- H 松本中央幼稚園
- I 白百合幼稚園
- J 松本青い鳥幼稚園
- K ささべ幼稚園
- L 松本南幼稚園
- M なぎさ幼稚園
- N 松本いずみ幼稚園
- O 松本短大幼稚園
- P 松本神映幼稚園

国立大学法人

- Q 信大教育学部附属幼稚園

市立保育園

- 1 里山辺保育園
- 2 小宮保育園
- 3 寿東保育園
- 4 堀米保育園
- 5 神田保育園
- 6 島内保育園
- 7 あがた保育園
- 8 中条保育園
- 9 桐保育園
- 10 のぼら保育園
- 11 南郷保育園
- 12 白板保育園
- 13 さくら保育園
- 14 南松本保育園
- 15 宮田保育園
- 16 笹部保育園
- 17 渚保育園
- 18 神林保育園
- 19 村井保育園
- 20 柏木保育園
- 21 岡田保育園
- 22 平田保育園

- 23 野溝保育園
- 24 内田保育園
- 25 新村保育園
- 26 島立中央保育園
- 27 入山辺保育園
- 28 中山保育園
- 29 寿保育園
- 30 和田保育園
- 31 今井保育園
- 32 並柳保育園
- 33 錦部保育園
- 34 双葉保育園
- 35 安曇保育園
- 36 乗鞍保育園
- 37 奈川保育園
- 38 梓川西保育園
- 39 梓川東保育園
- 40 みつば保育園
- 41 刈東保育園
- 42 波田中央保育園
- 43 波田ひがし保育園

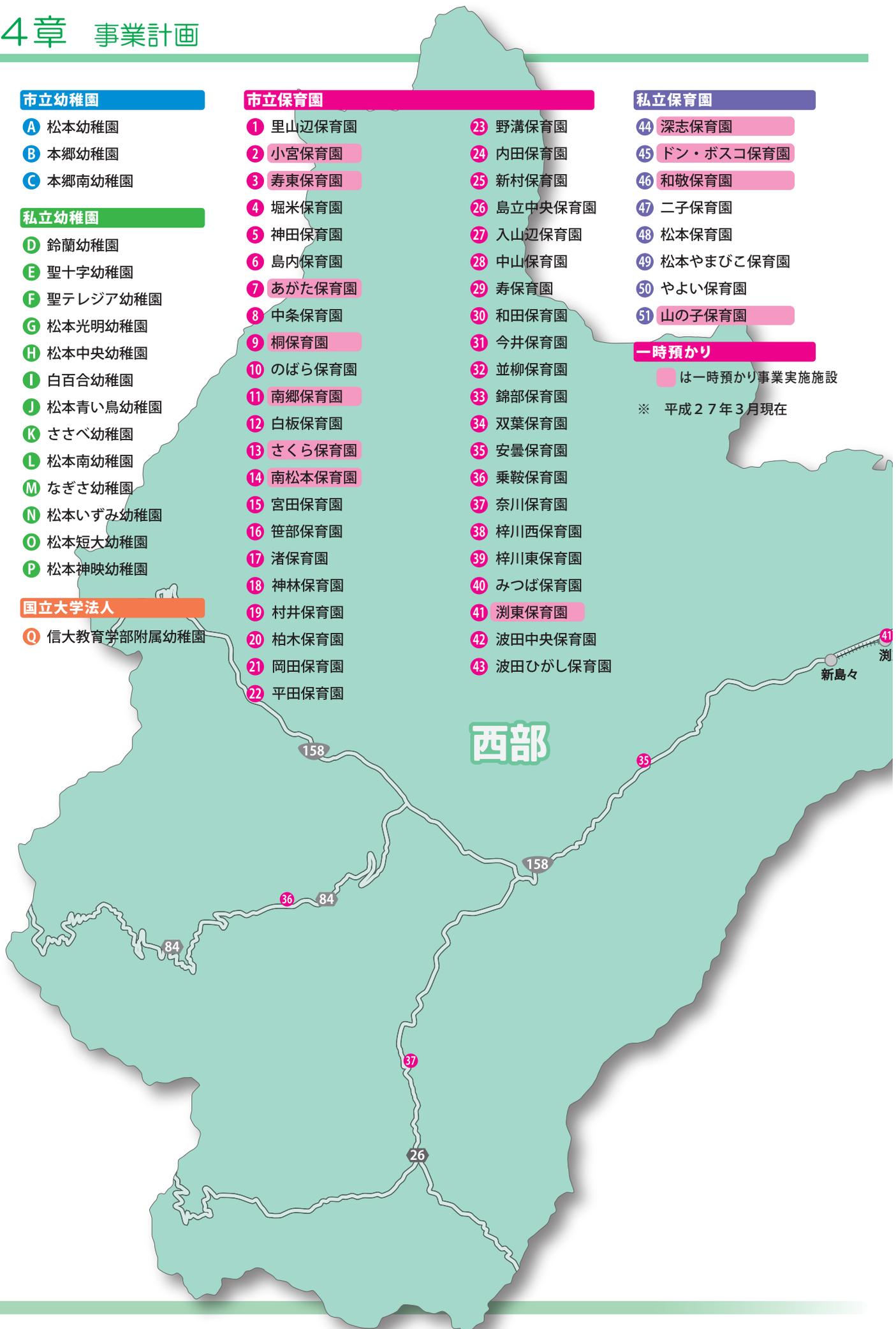
私立保育園

- 44 深志保育園
- 45 ドン・ボスコ保育園
- 46 和敬保育園
- 47 二子保育園
- 48 松本保育園
- 49 松本やまびこ保育園
- 50 やよい保育園
- 51 山の子保育園

一時預かり

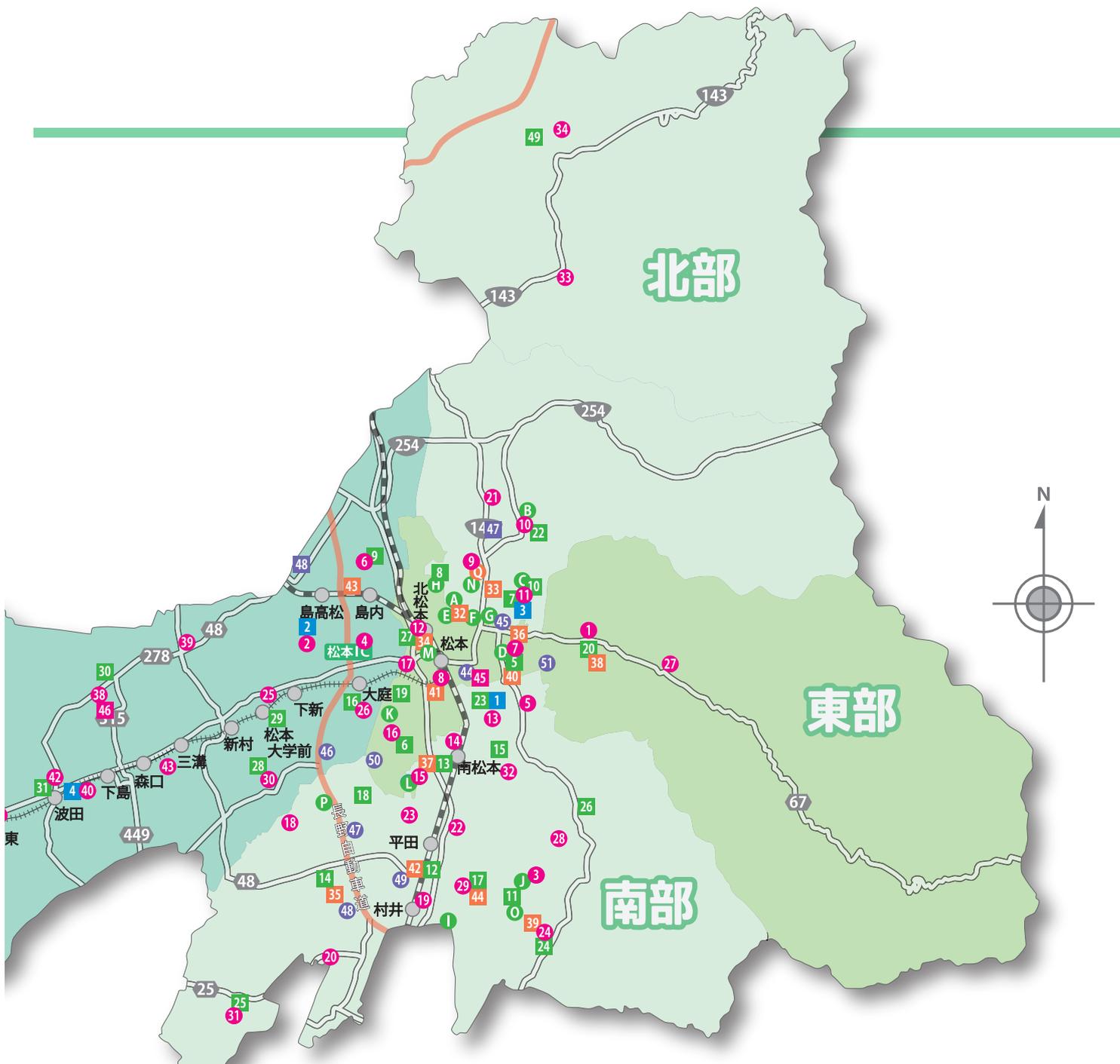
は一時預かり事業実施施設

※ 平成27年3月現在



西部

新島々



こどもプラザ

- 1 松本市こどもプラザ
- 2 松本市小宮こどもプラザ
- 3 松本市南郷こどもプラザ
- 4 松本市波田こどもプラザ

児童館・児童センター

- 5 あがた児童センター
- 6 高宮児童センター
- 7 元町児童館
- 8 蟻ヶ崎児童館
- 9 島内児童センター
- 10 南郷児童館
- 11 寿台児童館
- 12 芳川児童センター
(なんぶすくすく)
- 13 南部児童センター

- 14 菅野児童センター
- 15 並柳児童センター
- 16 島立児童センター
- 17 寿児童センター
- 18 二子児童センター
- 19 鎌田児童センター
- 20 山辺児童センター
- 21 岡田児童センター
- 22 浅間児童センター
- 23 筑摩児童センター
- 24 内田児童館
- 25 今井児童センター
- 26 中山児童センター
- 27 田川児童センター
- 28 和田児童センター
- 29 新村児童センター

30 梓川児童センター

- 31 波田児童センター
- 児童育成クラブ**
- 32 開智児童育成クラブ
- 33 旭町児童育成クラブ
- 34 田川児童育成クラブ
- 35 菅野児童育成クラブ
- 36 清水児童育成クラブ
- 37 開明児童育成クラブ
- 38 山辺児童育成クラブ
- 39 明善児童育成クラブ
- 40 源池児童育成クラブ
- 41 鎌田児童育成クラブ
- 42 芳川児童育成クラブ
- 43 島内児童育成クラブ
- 44 寿児童育成クラブ

ファミリー・サポート・センター

- 1 松本市ファミリー・サポート・センター
(松本市こどもプラザ内)

病児保育

- 45 相澤病院病児保育室
- 46 梓川診療所病児保育室

病後児保育

- 1 松本市こどもプラザ
- 3 松本市南郷こどもプラザ

子育て短期支援

- 47 松本赤十字乳児院
- 48 松本児童園

つどいの広場

- 49 四賀支所
- はつどいの広場事業実施施設

※ 平成27年3月現在

2 基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供

子どものための教育・保育給付対象事業の推進

(1) 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進 (保育課)

ア 事業内容

＜国が定める事業の概要＞

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	
	利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施
	利用できる保護者	制限無し
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	
	利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
	利用できる保護者	共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設。 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です(平成18年に導入)。 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をやすくし、更に普及を図っていきます。	
地域型保育	施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業。 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします。保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つの類型があります。)	

＜事業のポイント＞

子ども・子育て支援新制度の目的である、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善を踏まえ、また、育児休業復帰者の円滑な保育利用が可能となるよう、事業を展開していく必要があります。

＜本市の事業展開＞【基本的視点ア・イ・エ】

現在、本市では、保育園が市立43園、私立8園、幼稚園が市立3園、私立13園、国立1園があり、保育園が幼稚園よりも多いという特徴があります。

日々行われる教育・保育の提供は子どもの健やかな成長を意図して行われますが、特に本市においては、乳幼児情操教育や子どもと緑の施策の一つである園庭芝生化の事業展開により、子どもの心と身体の健康づくりに取り組んでいます。また、園庭芝生化に伴う管理においては、保護者の協力を得ることで幼稚園・保育園の運営への積極的な協力を促し、親としての社会参加など、親としての成長支援の視点でも重要な取り組みとなっています。少子化傾向の中において近年3歳未満児の保育需要が増大しており、対応が急務となっていますが、本市が培ってきた幼児教育・保育の維持・向上が求められています。

イ 量の見込みと確保方策

次頁参照

<量の見込みの設定方法>

- ・ 1号認定

①：各年度推計人口×就園率（平成26年1月現在）－②

- ・ 2号認定

下記の②と③の合計値

②：各年度推計人口×幼稚園の就園率（平成26年1月現在）

③：各年度推計人口×保育園の就園率（平成26年1月現在）

- ・ 3号認定

下記の④と⑥の合計値

④：⑤＋ニーズ調査問10回答結果（4.0%）

⑤：保育園1園当たりの0歳児在園児数の推計×51園

⑥：⑦＋各年度推計1・2歳児人口×ニーズ調査問10回答結果（1歳2.7%、2歳3.5%）

⑦：保育園1園当たりの1・2歳児クラス在園児数の推計×51園

<確保方策の方向性>

3歳未満児の保育需要の増大に対しては、当面、国が策定する「保育士確保プラン」の進捗に合わせた保育士の確保や、認定こども園への移行等により対応するとともに、保育の質の維持・向上に努めます。

地域型保育事業所の参入については、平成29年度に予定される計画見直しを見据え、本市の体制整備や周辺自治体の状況等を含め、平成28年度以降を参入予定とし、計画上では平成31年度に参入として確保方策の表を整理しています。

また、地域型保育事業の参入に限らず、私立幼稚園の認定こども園への移行や新規私立保育園の設置等、多様な選択肢を考慮しながら計画の見直しを行います。

<保育利用率>

なお、満3歳未満児の保育利用率の目標値は、各年度の推計人口に占める量の見込みの割合を算出し、以下のように設定します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育利用率(%)	24.0	24.3	24.9	26.1	27.1

第4章 事業計画

教育・保育

1号認定(幼稚園・認定こども園の利用者)

【量の見込みと確保方策】 ※量の見込みは、平成25年11～12月に実施した「ニーズ調査」により把握した

年度		平成26年度				平成27年度				平成28年度				
認定の区分		施設数	施設定員	教諭数	1号	施設数	施設定員	教諭数	1号	施設数	施設定員	教諭数	1号	
全市	量の見込み	市内の子ども								2,044				1,957
		隣接自治体の子ども								170				170
		他自治体の子ども								10				10
		〈合計〉A								2,224				2,137
全市	確保方策	特定教育施設	(3)	400		242	4	582		582	4	582		582
		確認を受けない幼稚園	(14)	2,405		2,087	13	2,225		2,192	13	2,225		2,192
		(隣接自治体の子ども)								170				170
		(他自治体の子ども)								10				10
		〈合計〉B								2,774				2,774
	〈差〉B-A								550				637	

2・3号認定(家庭で保育が困難な、保育園・認定こども園・地域型保育事業所等の利用者)

【量の見込みと確保方策】 ※量の見込みは、平成25年11～12月に実施した「ニーズ調査」により把握した

年度		平成26年度						平成27年度						平成28年度									
認定の区分		施設		保育士		2号	3号		施設		保育士		2号	3号		施設		保育士		2号	3号		
年齢		数	定員	数	3-5歳	0歳	1歳	2歳	数	定員	数	3-5歳	0歳	1歳	2歳	数	定員	数	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
全市	量の見込み	市内の子ども			4,380	130	491	688				4,232	255	510	770				4,057	247	521	787	
		隣接自治体の子ども											0	0	0	0				0	0	0	0
		他自治体の子ども											6	1	1	2				6	1	1	2
		〈合計〉A				4,380	130	491	688				4,238	256	511	772				4,063	248	522	789
全市	確保方策	特定教育保育施設	51	11,045	565	5,628	215	430	725	52	11,094	579	5,626	227	448	749	52	11,094	584	5,626	230	460	749
		(隣接自治体の子ども)				0	0	0	0				0	0	0	0				0	0	0	0
		(他自治体の子ども)				6	1	1	2				6	1	1	2				6	1	1	2
		〈小計〉b1	51	11,045	565	5,628	215	430	725	52	11,094	579	5,626	227	448	749	52	11,094	584	5,626	230	460	749
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(隣接自治体の子ども)				0	0	0	0				0	0	0	0				0	0	0	0
		(他自治体の子ども)				0	0	0	0				0	0	0	0				0	0	0	0
		〈小計〉b2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	5			61	6	18	24	5			0	21	40	30	5			0	21	40	30
		(隣接自治体の子ども)				0	0	0	0				0	0	0	0				0	0	0	0
(他自治体の子ども)				0	0	0	0				0	0	0	0				0	0	0	0		
〈小計〉b3	5	0	0	61	6	18	24	5	0	0	0	21	40	30	5	0	0	0	21	40	30		
〈合計〉B=b1+b2+b3	56	11,045	565	5,689	221	448	749	57	11,094	579	5,626	248	488	779	57	11,094	584	5,626	251	500	779		
〈差〉B-A	56	11,045	565	1,309	91	△43	61	57	11,094	579	1,388	△8	△23	7	57	11,094	584	1,563	3	△22	△10		
					48								△31							△19			

※1 平成26年度の1歳児の不足表記は、0・1歳児混合保育を実施しているため、保育士配置を按分(0歳児:1歳児=1:2)して記載しているため生じ
 ※2 量の見込みについては、調査による利用希望を基に算出したもので、実際よりも大きな数字が出る可能性が高いものです。各年度において方が一

【確保方策の基本方策】

【確保方策の方向性】

【確保方策の方向性】

<p>保育士確保を中心に量の確保を進める。 (平成26年4月配置に対して)5カ年で計19名増 保育士確保のための方策として、国が平成26年度中に策定を予定する「保育士確保プラン」を見据えながら、以下の3点の改善をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育士の処遇改善の実施 2 松本市内の保育所等で保育士として勤務する職員の子どもに対する保育所等の優先利用調整の実施 (潜在保育士の発掘、保育士の雇用継続) 3 新卒保育士及び潜在保育士の就労援助等を行う「保育士・保育所支援センター(仮称)」設置に向けた県への働きかけ (潜在保育士の発掘) 	<p>東部: 保育士2名を0歳児、1歳児に配置 南部: 私立幼稚園の認定こども園への移行(3歳未満児計39名分の受入枠増) 北部: 保育士2名を0歳児に配置 西部: 保育士1名を1歳児に配置</p>	<p>東部: 保育士2名を0歳児、1歳児に配置 南部: なし 北部: 保育士2名を1歳児に配置 西部: 保育士1名を1歳児に配置</p>
---	--	---

保育園等の利用希望を、推計人口を基に算出したものです。

平成29年度				平成30年度				平成31年度			
施設数	施設定員	教諭数	1号	施設数	施設定員	教諭数	1号	施設数	施設定員	教諭数	1号
			1,979				1,943				1,942
			170				170				170
			10				10				10
			2,159				2,123				2,122
5	732		682	5	732		682	5	732		682
12	2,025		2,072	12	2,025		2,072	12	2,025		2,072
			170				170				170
			10				10				10
			2,754				2,754				2,754
			595				631				632

保育園等の利用希望を、推計人口を基に算出したものです。

平成29年度						平成30年度						平成31年度									
施設数	保育士数	2号	3号			施設数	保育士数	2号	3号			施設数	保育士数	2号	3号						
数	定員	数	3-5歳	0歳	1歳	2歳	数	定員	数	3-5歳	0歳	1歳	2歳	数	定員	数	3-5歳	0歳	1歳	2歳	
			4,096	239	525	794				4,018	230	528	799				4,022	237	535	809	
			0	0	0	0				0	0	0	0				0	0	0	0	
			6	1	1	2				6	1	1	2				6	1	1	2	
			4,102	240	526	796				4,024	231	529	801				4,028	238	536	811	
53	11,153	597	5,646	239	484	773	53	11,153	601	5,646	239	490	785	53	11,153	603	5,646	239	490	785	
			0	0	0	0				0	0	0	0				0	0	0	0	
			6	1	1	2				6	1	1	2				6	1	1	2	
53	11,153	597	5,646	239	484	773	53	11,153	601	5,646	239	490	785	53	11,153	603	5,646	239	490	785	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	57	20	0	12	24	40	
			0	0	0	0				0	0	0	0				0	0	0	0	
			0	0	0	0				0	0	0	0				0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	57	20	0	12	24	40	
5			0	21	40	30	5			0	21	40	30	5			0	21	40	30	
			0	0	0	0				0	0	0	0				0	0	0	0	
			0	0	0	0				0	0	0	0				0	0	0	0	
5	0	0	0	21	40	30	5	0	0	0	21	40	30	5	0	0	0	21	40	30	
58	11,153	597	5,646	260	524	803	58	11,153	601	5,646	260	530	815	62	11,210	623	5,646	272	554	855	
58	11,153	597	1,544	20	△	2	7	58	11,153	601	1,622	29	1	14	62	11,210	623	1,618	34	18	44
			18							30								52			

たものです。

不足が生じた場合は、私立園に対する受入れの働きかけを行いながら、臨時2種職員を含めた保育士配置を行い対応します。

【確保方策の方向性】

【確保方策の方向性】

【確保方策の方向性】

<p>東部: 保育士3名を1歳児に2名、2歳児に1名を配置</p> <p>南部: 私立幼稚園の認定こども園への移行(3歳未満児計39名分の受入枠増)</p> <p>北部: 保育士1名を1歳児に配置</p> <p>西部: 保育士1名を1歳児に配置</p>	<p>東部: 保育士3名を1歳児に1名、2歳児に2名配置</p> <p>南部: なし</p> <p>北部: 保育士1名を1歳児に配置</p> <p>西部: なし</p>	<p>全域: 地域型保育事業所又は私立保育所の新規参入並びに認定こども園への移行を考慮し、3歳未満児19名規模分の受入枠増として31年度に挿入</p>
--	--	---

(2) 認定こども園の普及、各施設・事業や小学校との連携などに係る事項（保育課）

ア 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持ち、家庭の就労状況の違いや変化によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育と保育を一体的に行う施設です。認定こども園の設置・普及によって、それぞれの子育て環境に合った教育・保育の機会を提供することができます。

本市では現状の体制で教育・保育への需要に対応できる見込みですが、保育需要に対しては施設面での充足はできているものの、保育士等の人材確保の点で不足が生じてしまうおそれがあります。

また、第2章2のニーズ調査結果で触れたように、子育て世帯の母親の実に9割近くが就労を希望していることなど、子育て世帯の就労状況は特に変化しやすい可能性があります。認定こども園に係る将来におけるニーズが高まる可能性があります。

更に、市内の幼児教育施設は、市の西部地域にはなく、地域的な偏りがあります。

したがって、本市における認定こども園の担う役割としては、「増大する3歳未満児の保育ニーズへの対応」、「就労状況の変化に関わらない一体的な教育・保育の提供」、「教育施設の地域的偏在の解消」が求められおり、市では総合的に判断しながら対応します。

イ 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

本市においては、公立の幼稚園と保育園がともにあるため、すでに幼稚園教諭と保育士の合同研修を、年間を通し複数回実施しています。研修内容としては、年齢別保育士研修のほか、延長研修、障害児加配保育士にする研修、マネジメント研修等多彩なプログラムがあり、年間20件以上の研修を実施しています。

更に、日々の教育・保育の取組みに対し、保育課指導係の専門指導員による巡回指導を行うことでも、質の維持・向上に努めています。

今後は、公立園の職員のみならず、私立幼稚園・保育園の幼稚園教諭・保育士に対しても可能な限り参加を働きかけ、市全体の幼児教育・保育、子育て支援の質を更に高めるよう取り組みます。

ウ 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

第2章及び第3章で触れたように、本市における子育て支援は、すべての子どもの最善の利益を実現するための支援として取り組んでいます。

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有していることを踏まえた上で、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、必要な支援を行います。

エ 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携についての基本的考え方及び推進方策

(ア) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携

本市が主催する研修では、私立保育園の職員が参加するなど教育・保育施設間での連携を進めています。また、先述のとおり、すでに幼稚園教諭と保育士との合同研修も実施しており、こども部が中心となることで各施設間の連携を促しています。

子ども・子育て支援新制度施行後、高まる保育ニーズに対応するため、今後地域型保育事業所の参入が予想されます。地域型保育事業所においては、条例に基づき教育・保育施設との連携が求められていますので、その際には、連携する両者の違い・特徴を認識した連携が必要です。

(イ) 認定こども園、幼稚園及び小学校との連携

本市では、昭和39年に「松本市幼年教育研究会」を設置し、幼稚園・保育園から小学校低学年の教育への繋がりを大切にした取組みをしてきました。例えば、幼稚園・保育園に通う子どもに小学校児童と交流しながら学ぶ機会を提供することで、幼保小間のギャップを減らすよう努めています。

また、教職員同士の交流を深めるための参観研修や懇談会を定期的に行っています。加えて、各施設の長が協議する体制を整備することで、課程編成や指導方法の工夫も重ねています。

認定こども園の設置後においても、これまでの取組みを軸に、一人ひとりの子どもの成長に寄り添った支援を展開します。

3 基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実

地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業（保育課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

本事業は、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で専任の職員が、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。本事業には、「利用者支援」のみを実施する「特定型」と、「利用者支援」に加えて関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等の「地域連携」を行う「基本型」の2つの事業類型があります。

<松本市の事業展開>【基本的視点ウ・キ・ク】

現在、本市では公立・私立、幼稚園・保育園を問わず、園開放などの形で地域の子育て世帯の方をお招きし、各種事業の情報提供や子育て相談などを行っています。また、こどもプラザやつどいの広場事業の実施箇所においても同様に情報提供や悩み相談の子育て支援を行っています。

本市では、世帯数が増加している一方で、世帯を構成する人数は減少傾向にあり、核家族化が進んでおり、子育て世帯の孤立や子育ての負担感の増大が危惧されています。地域にある幼稚園や保育園、こどもプラザやつどいの広場事業実施箇所等で行っているこうした支援の重要性が高まっています。地域の子育ての専門家として、利用者支援の取組みを促進していく必要があります。

イ 量の見込みと確保方策

(箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

<量の見込みの設定方法及び確保方策の方向性>

本市においては、すべての公私立幼稚園・保育園、こどもプラザ、児童館・児童センター等の職員が、子育て相談や各種事業の情報提供を行っていますので、国実施要綱が定める専任職員を配置しての利用者支援事業の量の見込み・確保方策は、0としています。

(2) 地域子育て支援拠点事業（こども育成課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

本事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<松本市の事業展開>【基本的視点ウ・エ・オ】

・こどもプラザ

市内に居住する就学前の幼児と保護者を対象として、育児及びサークル関連情報の収集や提供、各種行事や講座、講習会を開催しています。

・つどいの広場

保育園や幼稚園に入っていない未就園の児童とその保護者を対象として、情報交換や交流が図れる場所です。子育て支援員による相談や親子体操、人形劇などの行事を開催しているほか、保健師による健康相談等も実施しています。

こどもプラザやつどいの広場は、地域の子育て世帯の貴重な交流の場であるとともに、子育ての専門家である保育士等がいる場所でもあります。利用者が安心して利用することができるよう、子育て支援利用者のニーズに応じながら、事業の質の維持・向上が求められます。

実施施設 計23カ所

事業種別	施設名	所在地	対象児童
こどもプラザ	こどもプラザ(筑摩)	筑摩1-13-22	就学前児童
	小宮こどもプラザ	島内155-2	
	南郷こどもプラザ	横田3-23-1	
	波田こどもプラザ	波田6861	
つどいの広場	あがた児童センター	県 1-3-20	未就園の乳幼児
	蟻ヶ崎児童館	蟻ヶ崎 5-2-84	
	寿台児童館	寿台 6-2-10	
	芳川児童センター (なんぶ すくすく)	村井町北 1-9-38	
	南部児童センター	双葉 4-16	
	菅野児童センター	神林 2663-3	
	島立児童センター	島立 3298-2	
	寿児童センター	寿豊丘 1032-3	
	二子児童センター	笹賀 6071	
	鎌田児童センター	両島 5-50	
	山辺児童センター	里山辺 7241-2	
	岡田児童センター	岡田松岡 513	
	浅間児童センター	浅間温泉 2-9-2	
	今井児童センター	今井 1595	
	中山児童センター	中山 3532-1	
	田川児童センター	渚 1-6-9	
	新村児童センター	新村 1985-2	
	梓川児童センター	梓川梓 736-1	
	四賀支所	会田 1001-1	

平成27年3月現在

第4章 事業計画

イ 量の見込みと確保方策

(人回/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	69,551	69,759	68,432	66,437	67,040
確保方策	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000

参考値(人回/年)	69,200
-----------	--------

「こどもプラザ平成24・25年度年間利用者数平均」と「つどいの広場事業平成23～25年度年間利用者数平均」の合計

<量の見込みの設定方法>

次の①と②の合計

- ①：直近2カ年こどもプラザの平均利用者×ニーズ調査による量の見込みの対前年度比
- ②：直近3カ年つどいの広場事業の平均利用者×直近2年間伸び率

<確保方策の方向性>

本市の地域子育て支援拠点事業に対する量の見込みには、既存施設に加えて、平成27年度につどいの広場を整備し（2カ所）、芳川児童センターの開所時間を延長することで対応します。

(3) 妊婦健康診査（健康づくり課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

妊婦健診は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

<松本市の事業展開>【基本的視点ア・イ・ウ】

妊娠初期の段階で、市が指定した医療機関を妊婦が受診する際に共通診療ノートを交付します。

公的補助として、妊婦健診を受けられる受診票（公費助成）を14回分交付します。県内で妊婦健診を受診できない場合は、県外で受診した妊婦健診の費用の一部補助をします。

イ 量の見込みと確保方策

(人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,112	2,061	1,989	1,896	1,881
確保方策	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300

<量の見込みの設定方法>

当該年度と翌年度の0歳児推計人口の平均

<確保方策の方向性>

県医師会、助産師会が指定する各医療機関（産婦人科、助産師）で行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こども福祉課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

本事業は、生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師、助産師、保育士、民生委員などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

<松本市の事業展開>【基本的視点ア・ウ・キ】

生後4カ月までの乳児のいる全家庭を、各地区の民生・児童委員及び主任児童委員がプレゼントを持って訪問します。子育て支援に関する情報提供や、お母さんやお子さんに関する色々な悩みを聞き、必要な場合は適切なサービスに結び付けることにより乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全育成を支援します。

【実施事業】

事業名	訪問者	対象者
こんにちは赤ちゃん	民生・児童委員及び主任児童委員	生後4カ月までの乳児がいる家庭

イ 量の見込みと確保方策

(人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2,181	2,042	2,079	1,898	1,893
確保方策	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300

<量の見込みの設定方法>

当該年度の0歳児推計人口の値

<確保方策の方向性>

現在の取組みを継続して実施します。

(5) 養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業 (健康づくり課、こども福祉課)

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

<松本市の事業展開> 【基本的視点ア・イ・オ】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、支援が必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行います。

イ 量の見込みと確保方策

(人/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	31	31	31	31	31
確保方策	36	36	36	36	36

<量の見込みの設定方法>

直近年の実績値の平均からの推計

<確保方策の方向性>

現在の取組みを継続して実施します。

その他、要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業は、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

事業の実施には、児童相談所や女性相談センター、警察、保健センター、医療機関等の関係機関とのネットワークを更に強化する必要があります。

【基本的視点ア・ウ・キ】

(6) 子育て短期支援事業（こども福祉課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。利用目的や時間帯などにより、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の2つの事業形態があります。

<松本市の事業展開>【基本的視点ア・ウ・オ】

・ショートステイ

保護者の病気や出産、冠婚葬祭、看護等で子どもの世話ができない場合に、児童養護施設等で一時的に宿泊により預かります。

【対象児童】 市内に居住する18歳未満の児童

【実施施設 2カ所】

施設名	所在地	利用可能日数
児童養護施設 松本児童園	島内 1666-880	原則7泊以内
松本赤十字乳児院	岡田松岡 49-2	

※平成27年3月現在

イ 量の見込みと確保方策

(人日/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	448	438	430	411	413
確保方策	450	450	450	450	450

参考値(人日/年)	448	平成25年度ショートステイ延利用日数
-----------	-----	--------------------

<量の見込みの設定方法>

平成25年度延利用日数×ニーズ調査による量の見込みの対前年度比

<確保方策の方向性>

本市の子育て短期支援事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

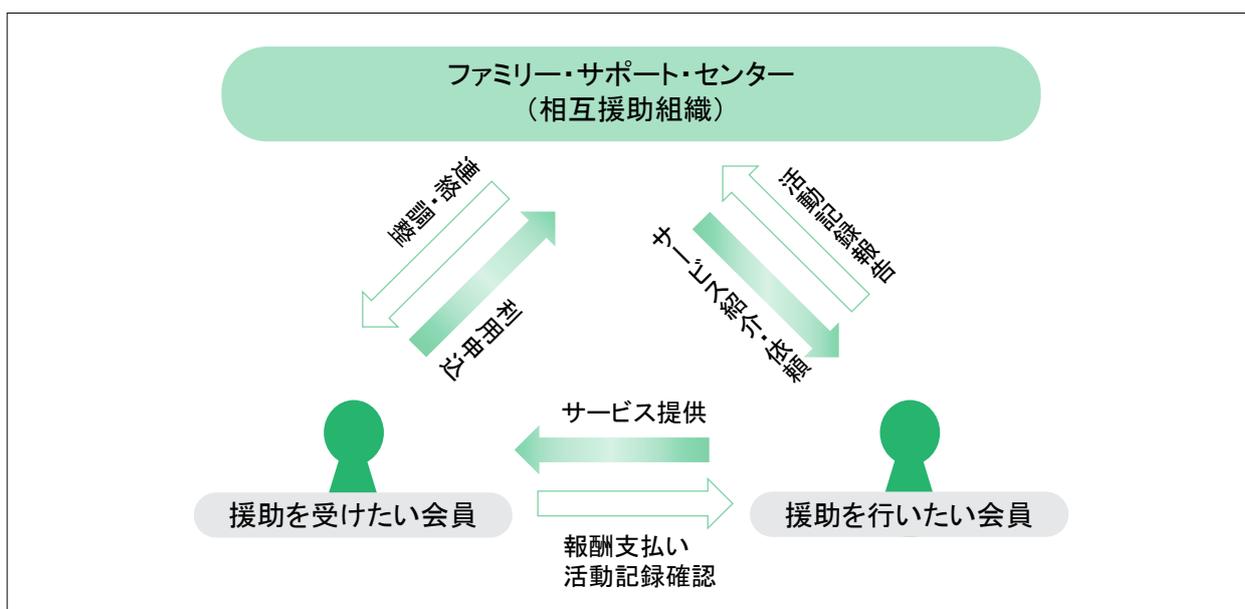
(7) ファミリー・サポート・センター事業（こども育成課）

ファミリー・サポート・センター事業は、対象者で区分すると、未就学児に対するもの、病児・病後児に対するもの、就学児に対するものの3区分されます。本項目では、就学児に対する事業を中心に記載しています。未就学児に対するものは(8)一時預かり事業に、病児・病後児に対するものは(10)病児・病後児保育事業にそれぞれまとめられています。

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

本事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。



<松本市の事業展開> 【基本的視点イ・ウ・キ】

子育ての援助を受けたい方と子育ての支援をしてくださる方が会員になって子どものお世話を有料で行っています。

なお、ファミリー・サポート・センター事業の協力会員になるために受講していただく「サポーター養成講座」は、子育てを学べる場として、協力会員でない一般の方の受講も可能です。

【依頼会員】

- ・ 0～15歳の児童を育てている方
- ・ 市内在住あるいは市内にお勤めしている方

【協力会員】

- ・ 健康で家族の協力が得られ、子育て支援の活動ができる方

第4章 事業計画

【実施施設（病児保育） 1カ所】

施設名	所在地
松本市ファミリー・サポート・センター	筑摩1-13-22 松本市こどもプラザ内

※平成27年3月現在

本事業は子育ての支援をしてくださる会員により支えられており、基本的視点キにある社会全体による支援として非常に重要なものです。「サポーター養成講座」も基本的視点イの親づくりの場としての活用が期待されています。

イ 量の見込みと確保方策

(人日/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	980	981	978	1,002	1,012
確保方策	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050

参考値(人日/年)	961	平成24・25年度の平均延べ利用者数
-----------	-----	--------------------

<量の見込みの設定方法>

就学児全体延べ利用者数×直近2カ年の伸び率×対象児童人口の対前年度比

<確保方策の方向性>

本市のファミリー・サポート・センター事業の量の見込みは、現行の受入体制で対応できる規模となっています。

今後も、子育てを学べる場として、サポーター養成講座への一般の方の参加を促しながら、ファミリー・サポート・センター事業の会員の増員を図り、より利用しやすい援助を目指します。

(8) 一時預かり事業（こども育成課、保育課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

本事業は、保育園を定期的にご利用しない家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

新制度の施行に伴い本事業の構成は、保育所等で主に未就園児を対象に行う「一般型」、「余裕活用型」、幼稚園等で主に在園児を対象に行う「幼稚園型」、子どもの居宅において行う「訪問型」の4類型に再編されます。

<松本市の事業展開>【基本的視点ア・ウ・オ】

現在、一般型として、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児及び保護者の負担軽減のための一時保育を公私立保育園12園において実施しています。

また、幼稚園12園において、在園児を対象とした預かり保育も実施しています。

【実施施設 計24カ所】

保育園名(公立)	所在地	対象児童	幼稚園名(私立)	所在地	対象児童
寿東保育園	寿白瀬2092	5カ月経過児～就学前の児童(幼稚園へ通っている児童を除く。)	鈴蘭幼稚園	県1-4-23	3～5歳の児童 (一部満3歳児にも対応)
南松本保育園	南松本1-13-2		聖十字幼稚園	開智1-6-25	
さくら保育園	出川1-5-10		聖テレジア幼稚園	丸の内9-32	
小宮保育園	島内155-2		松本光明幼稚園	女鳥羽1-9-16	
南郷保育園	横田3-23-1		松本中央幼稚園	蟻ヶ崎4-4-10	
桐保育園	桐2-4-38		白百合幼稚園	村井町南4-6-4	
あがた保育園	県1-9-3		松本青い鳥幼稚園	寿豊丘606-1	
渚東保育園	波田4179		ささべ幼稚園	笹部3-13-25	
保育園名(私立)	所在地	対象児童	松本南幼稚園	野溝木工2-6-31	
深志保育園	深志2-4-27	5カ月経過児～就学前の児童(幼稚園へ通っている児童を除く。)	松本いずみ幼稚園	桐1-4-7	
ドン・ボスコ保育園	元町1-2-20		松本短大幼稚園	寿台7-4-1	
和敬保育園	島立4883		松本神映幼稚園	神林3682	
山の子保育園	里山辺3728-3				

※平成27年3月現在

第4章 事業計画

イ 量の見込みと確保方策

(人日/年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
合計	量の見込み	85,305	82,191	82,498	80,405	80,711
	確保方策	86,700	86,700	86,700	86,700	86,700
ア	量の見込み	23,176	22,196	22,456	22,026	22,011
	確保方策	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
イ	量の見込み	39,730	38,049	38,494	37,758	37,731
	確保方策	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
ウ	量の見込み	18,840	18,459	18,007	17,104	17,176
	確保方策	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
エ	量の見込み	3,559	3,487	3,541	3,517	3,793
	確保方策	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700

ア：幼稚園における預かり保育

イ：2号認定による定期利用

ウ：保育園の一時保育

エ：ファミリー・サポート・センター事業（0～5歳児）他

参考値(人日/年)	75,379	「幼稚園における預かり保育」、「2号認定による定期保育」、「保育園の一時保育」及び「ファミリー・サポート・センター事業(0～5歳児)他」の平成25年度利用児童数等の合計値
-----------	--------	---

<量の見込みの設定方法>

ア 幼稚園における預かり保育

①：②×ニーズ調査による量の見込みの対前年度比－③

②：預かり保育実施園への照会回答結果による直近3カ年の一園当たり実績見込値の推計×1.2園－④

イ 2号認定による定期利用

③：実績値B×ニーズ調査による量の見込みの対前年度比

④：預かり保育実施園への照会回答結果による直近3カ年の一園当たり実績見込値の推計×1.2園

(③、④ともにニーズ調査による量の見込みの2号認定の割合を掛け算出)

ウ 保育園の一時保育

⑤：⑥×ニーズ調査による量の見込みの対前年度比

⑥：直近4カ年の1園当たりの年間延利用児童数の推計×1.2園

エ ファミリー・サポート・センター事業（0～5歳児）他

⑦：平成24・25年度の平均延利用者数×直近2カ年の伸び率×ニーズ調査による量の見込みの対前年度比

＜確保方策の方向性＞

現在の実施施設での取組みを、新制度下での制度設計に基づき、私立園の希望を尊重しながら継続します。幼稚園型は私立12園で継続実施します。一般型は公私立保育園12園に平成27年度幼保連携型認定こども園に移行を予定するささべ幼稚園を加えた13園、また今後認定こども園に移行する幼稚園でも実施しニーズに対応します。

一時預かり実施事業所の増加により、量の見込みに対応します。

(9) 延長保育事業（保育課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

本事業は、保育認定を受けた子どもに対して、認定こども園や保育園等で通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業です。新制度においては、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分により、保護者の家庭の認定を行います。

<松本市の事業展開>【基本的視点ウ・エ・ク】

現在、公立保育園51園で、通常保育時間（8時間）を超え、長時間保育を実施しています。新制度下においても、各家庭の就労状況、地域の状況等に応じながら、必要な時間利用できるよう、延長保育事業を実施します。

【実施施設 公立保育園43カ所、私立保育園8カ所】

保育園名(市立)	所在地	開園時間	保育園名(市立)	所在地	開園時間
里山辺	里山辺2961-1	7:30~19:00	入山辺	入山辺8704-3	7:30~18:30
小宮	島内155-2	7:30~19:00	中山	中山4978	7:30~18:30
寿東	寿白瀬2092	7:30~19:00	寿	寿中2-3-1	7:30~19:00
堀米	島立1011	7:30~18:30	和田	和田2240-30	7:30~19:00
神田	神田1-3-1	7:30~18:30	今井	今井1246-1	7:30~18:30
島内	島内4932-1	7:30~19:00	並柳	並柳4-5-2	7:30~19:00
あがた	県1-9-3	7:30~19:00	錦部	七嵐85-2	7:30~18:30
中条	中条4-8	7:30~18:30	双葉	会田696	7:30~19:00
桐	桐2-4-38	7:30~19:30	安曇	安曇2741	7:30~18:00
のぼら	浅間温泉2-9-2	7:30~19:00	乗鞍	安曇4017-7	7:30~18:00
南郷	横田3-23-1	7:30~18:30	奈川	奈川2117-2	7:30~18:30
白板	白板2-3-4	7:30~19:00	梓川西	梓川梓2348-7	7:30~19:00
さくら	出川1-5-10	7:30~19:00	梓川東	梓川倭566-1	7:30~19:00
南松本	南松本1-13-2	7:30~19:00	みつば	波田6861	7:30~19:00
宮田	宮田17-18	7:30~18:30	淵東	波田4179	7:30~19:00
笹部	笹部2-3-3	7:30~19:00	波田中央	波田10098-1	7:30~19:00
渚	渚3-1-18	7:30~18:30	波田ひがし	波田8128-1	7:30~19:00
神林	神林1498	7:30~18:30	保育園名(私立)	所在地	開園時間
村井	村井町南1-34-4	7:30~19:00	深志	深志2-4-27	7:30~19:00
柏木	空港東8960-3	7:30~19:00	ドン・ボスコ	元町1-2-20	7:00~19:00
岡田	岡田町504-1	7:30~18:30	和敬	島立4883	7:00~19:00
平田	平田東3-10-1	7:30~19:00	二子	笹賀4992-1	7:00~19:00
野溝	野溝東2-1-27	7:30~19:00	松本	笹賀3121	7:30~19:00
内田	内田755-1	7:30~18:30	松本やまびこ	小屋南1-8-10	7:30~19:00
新村	新村2263-7	7:30~18:30	やよい	南原2-11-5	7:30~19:00
島立中央	島立3300	7:30~18:30	山の子	里山辺3728-3	7:30~19:30

※平成27年3月現在

イ 量の見込みと確保方策

(人/月)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
合計	量の見込み	795	778	762	728	730
	確保方策	850	850	850	850	850
東部	量の見込み	183	179	175	167	168
	確保方策	195	195	195	195	195
南部	量の見込み	286	280	274	262	263
	確保方策	307	307	307	307	307
北部	量の見込み	125	122	120	114	115
	確保方策	132	132	132	132	132
西部	量の見込み	201	197	193	184	185
	確保方策	216	216	216	216	216

参考値(人日/年)	274	平成25年度11時間の開所時間を超える長時間保育実利用児童数
-----------	-----	--------------------------------

<量の見込みの設定方法>

ニーズ調査結果を基に、人口に対する延長保育利用者の発生率を求め、推計人口に掛け、潜在希望を算出し、利用実績と比較・更正したもの

<確保方策の方向性>

保育園在園者に対する事業提供となるため、量の見込みに対応することが可能である見込みです。

(10) 病児・病後児保育事業（こども育成課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

本事業は、病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。本事業の種類としては、「病児対応型・病後児対応型」、「体調不良児対応型」、「非施設型（訪問型）」の3種類があります。

<松本市の事業展開>【基本的視点ア・ウ・オ】

・病児保育

生後5カ月から小学校3年生までの児童で、当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない幼児・児童を一時的に預かり、看護師と保育士が病児保育を行っています。

【実施施設（病児保育）2カ所】

施設名	所在地	対象児童
相澤病院病児保育室「ひだまり」	本庄2-5-1	生後5カ月～小学3年生
梓川診療所「あずさ病児保育室 ハイジ」	梓川梓2344-1	

※平成27年3月現在

【実施日時】

- ・相澤病院病児保育室：月曜日～金曜日 午前8時～午後6時
（祝日・8月14日～16日・12月29日～1月3日を除く。）
- ・梓川診療所病児保育室：月曜日～土曜日 午前8時～午後6時
（祝日・8月13日～16日・12月29日～1月3日を除く。）

【利用期間】 1回の利用期間は2施設合わせて連続5日以内

・病後児保育

松本市こどもプラザ、松本市南郷こどもプラザでは、市内在住又は市内に勤務する保護者の児童（利用日現在満1歳以上の未就学児童）に対して、看護師と保育士が病後児保育を行っています。

【実施施設（病後児保育）2カ所】

施設名	所在地	対象児童
松本市こどもプラザ	筑摩1-13-22	1歳～就学前の児童
南郷こどもプラザ	横田3-23-1	

※平成27年3月現在

【実施日時】 月曜日～金曜日、午前8時～午後6時 （祝日・12月29日～1月3日を除く。）

【利用期間】 1回の利用期間は連続5日以内

イ 量の見込みと確保方策

(人日/年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,751	1,852	2,020	2,148	2,478
確保方策	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

参考値(人日/年)	1,454	平成25年度の病児・病後児保育事業延べ利用者数
-----------	-------	-------------------------

<量の見込みの設定方法>

次の①～④の合計値に、ニーズ調査による量の見込みの対前年度比を反映したもの

- ①: 直近3カ年の相澤病院病児保育延べ利用者数の平均
- ②: 平成25年度の梓川診療所病児保育延べ利用者数 × 伸び率
- ③: 直近3カ年のこどもプラザ病後児保育の延べ利用者数の平均
- ④: ファミリー・サポート・センター事業の病児保育延べ利用者数 × 直近3カ年の伸び率

<確保方策の方向性>

本市の病児・病後児保育事業に対する量の見込みは、既存施設で対応できる規模となっています。

今後、事業の利用しやすさの改善を検討しながら、更に利便性の向上を図っていきます。

第4章 事業計画

(11) 放課後児童健全育成事業（こども育成課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

児童福祉法の改正により、児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとされています。

<松本市の事業展開>【基本的視点ア・イ・ク】

・放課後児童健全育成事業

両親が共働き等の事情で、放課後留守家庭になる子どものための対策として、登録制でお子さんをお預かりする「放課後児童健全育成事業」を実施しています。

【休業日】 日曜日、祝日、12月29日～1月3日

【対象児童】 市内の小学校に就学している6年生までの児童
(内田児童館は4年生まで)

【実施施設（放課後児童クラブ） 計29カ所】

施設名またはクラブ名	所在地	施設名またはクラブ名	所在地
あがた児童センター	県 1-3-20	筑摩児童センター	筑摩 1-13-22
蟻ヶ崎児童館	蟻ヶ崎 5-2-84	今井児童センター	今井 1595
島内児童センター	島内 4884-5	中山児童センター	中山 3532-1
南郷児童館	横田 4-25-1	田川児童センター	渚 1-6-9
寿台児童館	寿台 6-2-10	和田児童センター	和田 2240-28
内田児童館	内田 755-1	新村児童センター	新村 1985-2
芳川児童センター (なんぶ すくすく)	村井町北 1-9-38	高宮児童センター	高宮南 7-40
南部児童センター	双葉 4-16	梓川児童センター	梓川梓 736-1
菅野児童センター	神林 2663-3	波田児童センター	波田 10098-3
並柳児童センター	並柳 4-9-2	四賀放課後児童クラブ	会田1001-1(四賀支所内)
島立児童センター	島立 3298-2	寿放課後児童クラブ	寿豊丘1019-7
二子児童センター	笹賀 6071	山辺放課後児童クラブ	入山辺34(山辺小学校内)
鎌田児童センター	両島 5-50	波田放課後児童クラブ	波田4987
岡田児童センター	岡田松岡 513	旭町放課後児童クラブ	旭2-4-4(旭町小学校内)
浅間児童センター	浅間温泉 2-9-2		

※平成27年3月現在

【実施施設（児童育成クラブ） 計13カ所】

クラブ名	所在地	クラブ名	所在地
旭児童育成クラブ	旭2-4-4(旭町小学校敷地内)	清水児童育成クラブ	清水2-2-13
開智児童育成クラブ	開智2-4-51(開智小学校敷地内)	菅野児童育成クラブ	笹賀3460-1(菅野小学校敷地内)
開明児童育成クラブ	宮田11-41(開明小学校敷地内)	田川児童育成クラブ	渚1-5-34
鎌田児童育成クラブ	鎌田1-8-1(鎌田小学校敷地内)	明善児童育成クラブ	寿豊丘813-7(明善小学校敷地内)
源池児童育成クラブ	県1-3-4	山辺児童育成クラブ	入山辺49-2
寿児童育成クラブ	寿豊丘1004(寿小学校敷地内)	芳川児童育成クラブ	小屋北2-5-1(芳川小学校敷地内)
島内児童育成クラブ	島内5330		

※平成27年3月現在

イ 量の見込みと確保方策

(人/月)

	小学 校区	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		量の 見込	確保 方策								
全体	-	2,822	3,110	2,826	3,110	2,767	3,110	2,720	3,110	2,647	3,110
あがた児童センター	源池・ 清水	92	100	92	100	90	100	88	100	86	100
高宮児童センター	開明	74	80	75	80	73	80	71	80	69	80
蟻ヶ崎児童館	開智	43	50	43	50	42	50	41	50	40	50
島内児童センター	島内	133	140	133	140	129	140	127	140	124	140
南郷児童館	旭町	13	15	13	15	13	15	13	15	12	15
寿台児童館	明善	9	15	9	15	9	15	9	15	9	15
芳川児童センター (なんぶ すくすく)	芳川	109	120	109	120	107	120	105	120	102	120
南部児童センター	開明	44	50	44	50	43	50	42	50	41	50
菅野児童センター	菅野	102	110	102	110	100	110	88	110	95	110
並柳児童センター	並柳	82	90	82	90	80	90	78	90	76	90
島立児童センター	島立	94	100	94	100	92	100	90	100	87	100
二子児童センター	二子	19	25	19	25	19	25	19	25	18	25
鎌田児童センター	鎌田	118	130	118	130	116	130	114	130	110	130
岡田児童センター	岡田	131	140	132	140	129	140	126	140	123	140
浅間児童センター	本郷	79	85	79	85	77	85	75	85	73	85
筑摩児童センター	筑摩	91	100	91	100	89	100	87	100	85	100
内田児童館	明善	57	60	57	60	56	60	55	60	53	60
今井児童センター	今井	48	55	48	55	47	55	46	55	45	55
中山児童センター	中山	24	30	25	30	24	30	23	30	23	30
田川児童センター	田川	63	70	63	70	62	70	61	70	59	70
和田児童センター	芝沢	120	130	120	130	118	130	116	130	112	130
新村児童センター	芝沢	64	70	64	70	63	70	62	70	60	70
梓川児童センター	梓川	224	240	225	240	219	240	216	240	209	240
波田児童センター	波田	136	145	136	145	132	145	130	145	126	145
四賀放課後児童クラブ	四賀	44	50	44	50	43	50	42	50	41	50
寿放課後児童クラブ	寿	147	160	147	160	144	160	141	160	137	160
山辺放課後児童クラブ	山辺	116	125	116	125	114	125	112	125	108	125
旭町放課後児童クラブ	旭町	96	100	96	100	94	100	92	100	89	100
波田放課後児童クラブ	波田	71	75	71	75	70	75	69	75	66	75
(公営クラブ小計)	-	2,443	2,660	2,447	2,660	2,394	2,660	2,348	2,660	2,278	2,660
開智児童育成クラブ	開智	43	50	43	50	43	50	42	50	42	50
旭児童育成クラブ	旭町	19	25	19	25	19	25	19	25	19	25
田川児童育成クラブ	田川	15	20	15	20	14	20	15	20	15	20

第4章 事業計画

菅野児童育成クラブ	菅野	30	35	30	35	30	35	30	35	29	35
清水児童育成クラブ	清水	46	50	46	50	45	50	44	50	44	50
開明児童育成クラブ	開明	27	30	27	30	27	30	27	30	26	30
山辺児童育成クラブ	山辺	34	40	34	40	34	40	34	40	33	40
明善児童育成クラブ	明善	19	25	19	25	19	25	19	25	19	25
源池児童育成クラブ	源池	10	15	10	15	9	15	10	15	10	15
鎌田児童育成クラブ	鎌田	36	40	36	40	36	40	36	40	35	40
芳川児童育成クラブ	芳川	38	45	38	45	38	45	36	45	37	45
島内児童育成クラブ	島内	13	20	13	20	12	20	13	20	13	20
寿児童育成クラブ	寿	49	55	49	55	47	55	47	55	47	55
(民営クラブ小計)	-	379	450	379	450	373	450	372	450	369	450

参考値(人/月)	低学年	高学年	合計
	2,052	774	2,826

平成26年4月登録児童数

<量の見込みの設定方法>

・低学年

過去3カ年低学年人数の放課後児童健全育成事業登録率（学童保育含む）×各年度推計人口

・高学年

過去3カ年高学年人数の放課後児童健全育成事業登録率（学童保育含む）×各年度推計人口

<確保方策の方向性>

本市の放課後児童健全育成事業の量の見込みは、現行の受入れ体制で対応できる規模であるため、これまでと同様に事業を実施します。

また、施設整備については、施設の老朽度等に応じて計画的に整備を進めます。

放課後児童クラブ等整備の経過

平成19年度：寿放課後児童クラブ建設

平成20年度：岡田放課後児童クラブ建設

平成22年度：鎌田放課後児童クラブ建設

平成23年度：高宮児童センター建設

平成24年度：島内児童センター建設

平成26年度：あがた児童センター及び芳川放課後児童クラブ建設中

今後の予定

平成27年度：波田放課後児童クラブ実施設計

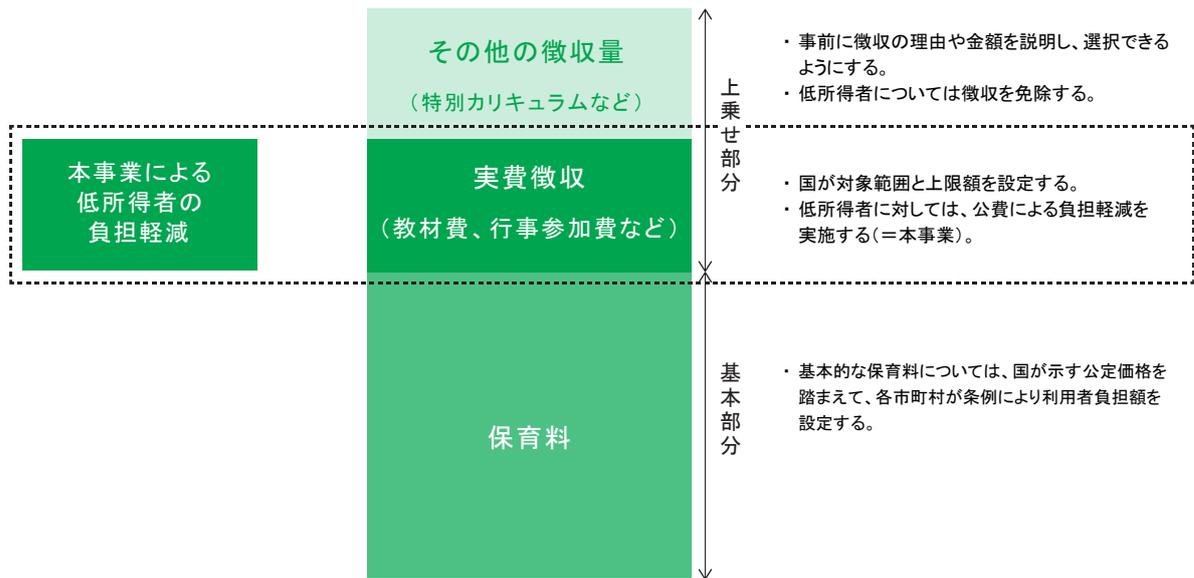
平成28年度： // 建設

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。



<松本市の事業展開>【基本的視点ア・ウ・キ】

新制度による新規事業であるため、現在は実施していません。

イ 量の見込みと確保方策

<確保方策の方向性>

新制度施行後は、国子ども・子育て会議での議論を踏まえ、生活保護世帯及び市民税非課税世帯を対象に事業を実施します。

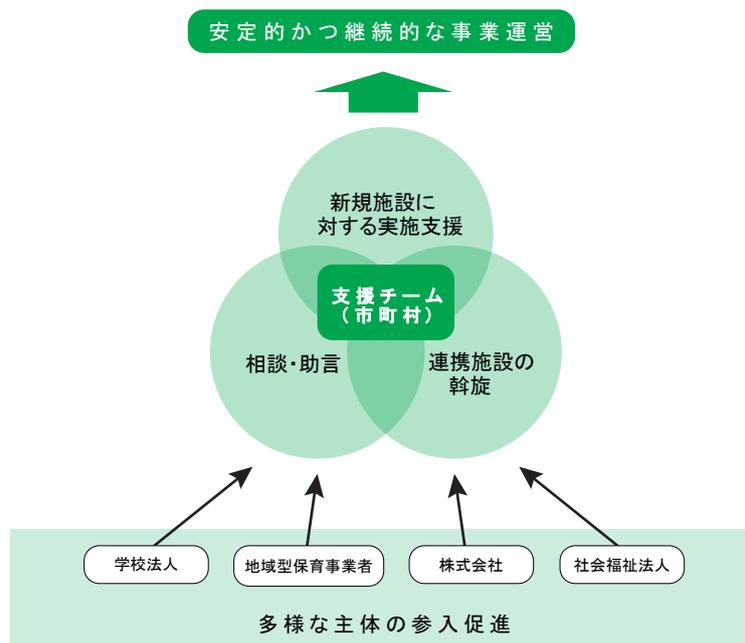
対象経費は、服飾品（制服・カバン・バック等）、日用品（教育・保育に用いる個人購入物品）、教材（教育・保育に用いる個人購入教材）等幼稚園・保育園等に共通するものに限定し、生活保護世帯については対象経費の10分の10以内、市民税非課税世帯については10分の5以内の補助を行っていくよう、補助制度を整備していく予定です。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（保育課）

ア 事業内容

<国が定める事業の概要>

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。



<松本市の事業展開>【基本的視点ア・エ・ク】

新制度による新規事業であるため、現在は実施していません。

イ 量の見込みと確保方策

<確保方策の方向性>

新制度施行後当初は、民間事業参入者がどの程度松本市の事業に参加できるかを見極める必要があるため、当面は保育課職員による支援チームを結成し対応します。民間事業参入者の状況に応じ、チームの設置を検討します。

4 基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進

関連施策の展開

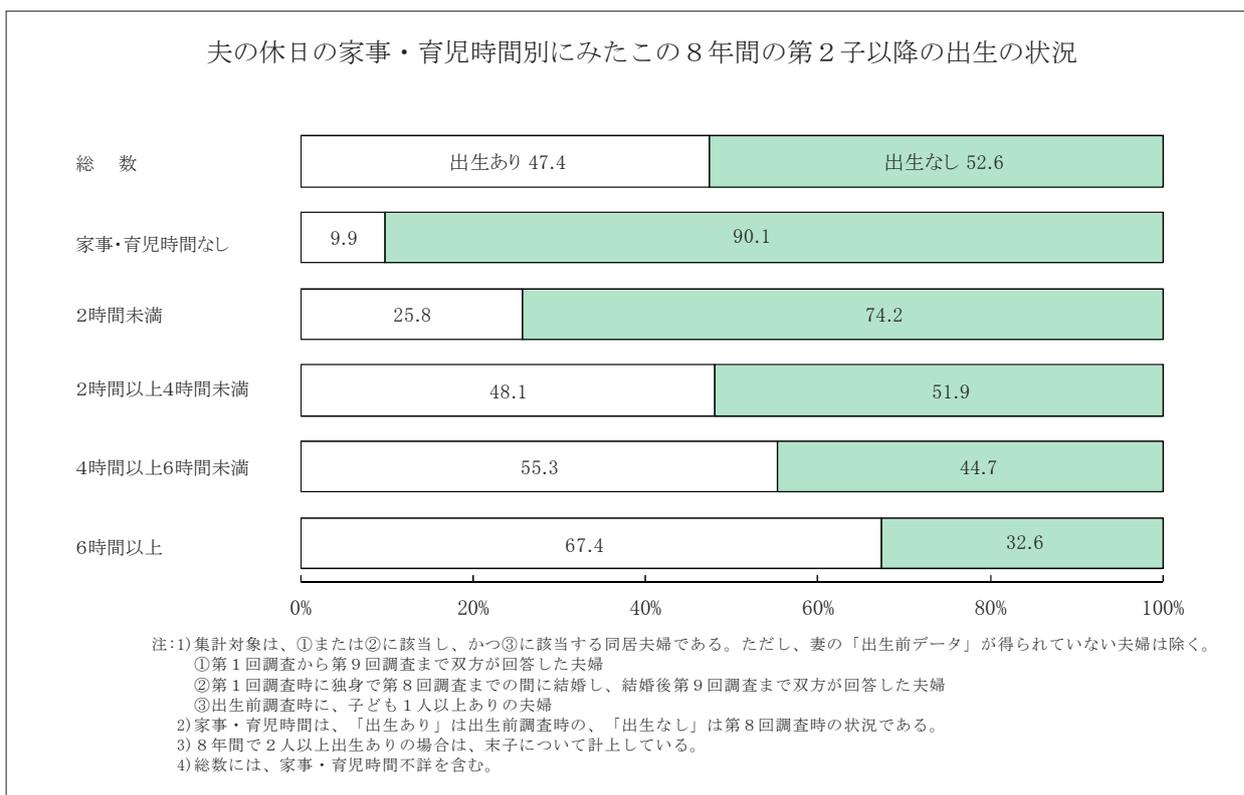
労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（こども育成課・労政課 等）

全体的な少子化の中、また核家族化が進行している中で、男女がともに仕事と家庭の両立ができる社会が求められています。特に本市における女性の就業率が上昇していることから、男性の育児参加による子育ての負担感の軽減が求められています。男性の育児参加については、第2子以降の出生に大きく関わっていることが厚生労働省の調査等において明らかになっており（厚生労働省「第9回21世紀成年者縦断調査」2010 等）、少子化への対応としても注目されています。

男女が共にワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）の実現しやすい社会にするためには、社会を構成する「(1) 個々の意識を変え」、「(2) 職場の制度を変え」、実際に「(3) 行動に移す人を増やしていく」ことが重要です。更に、これら(1)～(3)をバランスよく進めていくことが必要となります。

本市は、(1)～(3)の課題に市民（子育て家庭や企業を始めとする社会のあらゆる分野の全ての構成員）と連携して取り組みながら、男女が共に仕事と家庭の両立ができる社会づくりを進めていきます。

参考



第4章 事業計画

(1) 意識を変えるための取組み【基本的視点ア・イ・カ】

	主な事業	担当課
①	<p>男女共同参画意識啓発事業</p> <p>■概要 家事、育児等における固定的な男女間の役割分担意識の解消、日常生活の中の慣習、しきたりを見直し、男女が地域の様々な活動に参画できるよう環境を整備するため、各種の意識啓発事業を実施します。</p> <p>■実施内容 (1) 広報：随時 (2) 情報紙：年2回、ホームページに随時掲載 (3) 講座、講演会、地域講座の開催</p>	人権・男女 共生課
②	<p>両親学級事業</p> <p>■概要 「ママとパパの教室」の平日コース第3回目と休日コース第1回目に父親の育児参加を促す内容を実施します。父親が参加しやすい教室にするために会場を拡充し、実施していきます。</p> <p>■実施内容 (1) 対象者 妊婦のパートナー (2) 内容 ア 赤ちゃん人形を使用して赤ちゃんの抱き方・おむつ交換・衣類交換の体験実習 イ 胎児・妊婦・新生児の特徴についての講習 ウ 妊婦シミュレーターで臨月の妊婦を擬似体験、寝返りや階段昇降、掃除など家事の姿勢の擬似体験 エ 調理実習</p>	健康 づくり課
③	<p>幼稚園・保育園における親育ち支援事業</p> <p>■概要 幼稚園や保育園の園運営に主体的に保護者が関わることで、親としての社会参加を促し、親としての成長を支援します。</p> <p>■実施内容 保護者参観や保護者会作業などの従来行われてきた園運営への理解・参加の機会に加え、一日保育士体験などの取組みを行い、子育てへの理解と親としての成長支援を行います。</p>	保育課

■評価指標（案）

両親学級事業の参加率

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成31年度目標値
単位(%)	18.2	19.2	15.6	21.5	30

(2) 仕組みを変えるための取組み【基本的視点イ・カ・キ】

	主 な 事 業	担 当 課
①	<p>雇用・労働に関する法律、制度等の周知啓発事業</p> <p>■概要 多様化する就労形態を含め、就業環境の向上に関する関係法令等を学習します。講座内容の充実と、受講者の拡大に取り組みます。</p> <p>■実施内容 (1) 「企業人権啓発推進連絡協議会」加入事業所への情報提供や人権啓発講座（企業担当者20～30人）での周知 (2) 市内事業所への出前講座 (3) 年3回発行する「労政まつもと」への記事掲載や就職・労働相談室等での周知</p>	<p>人権・男女 共生課</p> <p>労政課</p>
②	<p>ワーク・ライフ・バランス推進事業</p> <p>■概要 ワーク・ライフ・バランスについて、社会的な理解を深め職業生活と家庭生活との両立が図られるような雇用環境や職場環境づくりの推進のための啓発活動を行います。</p> <p>■実施内容 市内中小企業の経営者や人事担当者、各労働組合、関係団体、一般勤労者、市民等を対象に、セミナーを開催します。</p>	<p>労政課</p>

■評価指標（案）

子育て応援宣言の登録企業数（市内）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成31年度目標値
単位(社数)	-	-	4	18	60

※平成26年8月1日現在：32社

次世代育成支援対策支援法に基づく認定企業数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成31年度目標値
単位(社数)	4	4	4	7	15

第4章 事業計画

(3) 行動に移していくための取組み【基本的視点イ・カ・キ】

	主 な 事 業	担 当 課
①	就職支援のための情報提供、相談事業 ■概要 市内事業者への情報提供及び相談業務を充実し、女性の活用、継続雇用、再就職への支援を行います。 ■実施内容 専任の相談員による職業・労働相談の実施	労政課
②	就職のための知識・技能取得支援事業 ■概要 出産等で仕事を離れた母親の再就職支援のため、知識・技能取得支援を充実します。 トライあい・松本の周知を図り、利用者の拡大に努めます。 ■実施内容 トライあい・松本で、再就職支援キャリアアップ講座等資格取得のための準備講座を開催	人権・男女 共生課
③	育児手帳（「イクメン手帳」・「きずな手帳」）の交付 ■概要 保護者に子育ての楽しさを伝え、親が子どもと積極的に関わり、子どもと共に親自身も成長できる、親育ちを支援していきます。 ■実施内容 育児の意義等を盛り込みながら、子どもの成長を書き留め、父親・母親ともに子どもとの絆を深めることができる「育児手帳（イクメン手帳・きずな手帳）」を配布する。	こども 育成課 保育課

■評価指標（案）

男性の育児休業取得率

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成31年度目標値
単位(%)	-	-	-	2.6	5

※平成31年度目標値は平成25年度実績値の2倍を目安とする

第5章

計画の推進体制

1	推進体制	78
2	計画の点検・評価	78

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、子育て世帯や関係機関など広く市民への周知に努めます。

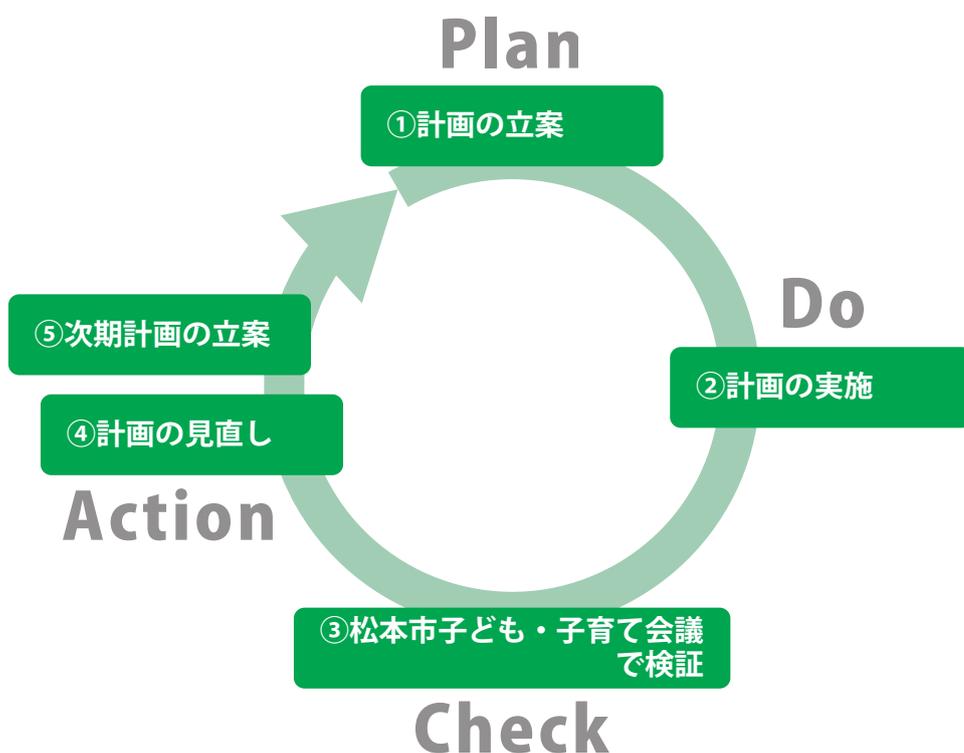
市においては、松本市子ども・子育て会議の意見を参考に、関係部課が連携して全庁的に取り組み、国や長野県との連携を密にし、社会・経済情勢の変化等に的確かつ柔軟に対応しながら、本計画を着実に推進します。

また、次代を担う子ども自身から高齢者まで、幅広い市民の積極的な参加意識の高揚を図り、家庭や地域、事業者、関係機関、社会福祉協議会、子育て支援活動を行う団体、ボランティア、NPO法人などが連携し、「自助」、「共助」、「公助」の融合を図って、子育て支援を推進します。

2 計画の点検・評価

本事業計画は、松本市子ども・子育て会議において毎年度進捗の評価を行います。なお、当初想定した見込み量や確保方策と実際の利用状況との差が生じる可能性があることから、計画の中間年に当たる平成29年度に計画の見直しを行います。

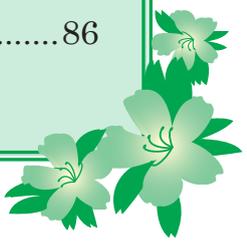
計画の見直しに際しては、「基本理念」、「基本目標」、「基本的視点」に基づく事業の評価はもとより、人口減少を食い止めるという観点から、子ども支援・子育て支援の各事業の質・量両面の更なる充実を検討し、社会的に求められているニーズに対応するよう見直します。



資料編



1 松本市子どもの権利に関する条例 前文（一部抜粋）	80
2 松本市子ども・子育て会議委員名簿.....	81
3 児童人口の推計.....	82
4 量の見込みの計算式.....	83
5 その他.....	86



1 推進体制

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」を目指します。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来持っている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

2 松本市子ども・子育て会議委員名簿

【平成25年度】

No.	氏名	所属	役職等	組織区分
1	◎ サカグチ 坂口 けさみ	信州大学医学部	教授（保健学科）	学識経験者
2	○ マトバ クニオ 的場 久仁男	松本市PTA連合会	会長	教育関係者
3	アカヌマ ルミコ 赤沼 留美子	子育て支援ネットワーク		子どもの保護者
4	イイヌマヨシコ 飯沼 佳子	私立幼稚園	青い鳥幼稚園	教育関係者
5	ウンノ アケミツ 海野 暁光	私立保育園	園長（深志保育園）	児童福祉関係者
6	カメイワ マリコ 亀岩 真理子	松本市保育園保護者会連盟	副会長	児童福祉関係者
7	コバヤシタダアキ 小林 忠昭	株式会社 長野銀行	人事部人事課長	企業関係者
8	タキザワヒロシゲ 滝沢 広重	松本地域労働者福祉協議会	事務局長	企業関係者
9	ナイトウ ミチコ 内藤 美智子	松本短期大学	教授（幼児保育学科）	学識経験者
10	ニシグチ エリコ 西口 恵利子	松本市民生委員・児童委員協議会	主任児童委員会副会長	地域子育て支援者
11	ハットリ フミコ 服部 史子	松本市小学校校長会	岡田小学校校長	子どもの教育、保育従事者
12	ヒラバヤシ ヒロタカ 平林 大喬	松本市町会連合会	連合町会副会長	地域子育て支援者
13	マエハラリツコ 前原 理津子	松本市学童保育連絡協議会	事務局長	児童福祉関係者
14	マツイ ミキ 松井 美紀	ファミリー・サポート・センター事業		児童福祉関係者
15	マツナミ リエ 松並 理恵	松本光明幼稚園	松本市私立幼稚園PTA連合会 会長	子どもの保護者

◎は委員長、○は副委員長を示す。（あいうえお順、正副委員長を除く。）

【平成26年度】

No.	氏名	所属	役職等	組織区分
1	◎ サカグチ 坂口 けさみ	信州大学医学部	教授（保健学科）	学識経験者
2	○ ヒラバヤシ ヒロタカ 平林 大喬	松本市町会連合会	連合町会副会長	地域子育て支援者
3	アカヌマ ルミコ 赤沼 留美子	子育て支援ネットワーク		子どもの保護者
4	アライ ユウ子	松本市保育園保護者会連盟	副会長	児童福祉関係者
5	イイヌマヨシコ 飯沼 佳子	私立幼稚園	青い鳥幼稚園	教育関係者
6	ウンノ アケミツ 海野 暁光	私立保育園	園長（深志保育園）	児童福祉関係者
7	コバヤシタダアキ 小林 忠昭	株式会社 長野銀行	人事部人事課長	企業関係者
8	タキザワヒロシゲ 滝沢 広重	松本地域労働者福祉協議会	事務局長	企業関係者
9	ナイトウ ミチコ 内藤 美智子	松本短期大学	教授（幼児保育学科）	学識経験者
10	ニシグチ エリコ 西口 恵利子	松本市民生委員・児童委員協議会	主任児童委員会副会長	地域子育て支援者
11	ハットリ フミコ 服部 史子	松本市小学校校長会	岡田小学校校長	子どもの教育、保育従事者
12	ヒラツカアヤコ 平塚 綾子	松本市PTA連合会		教育関係者
13	マエハラリツコ 前原 理津子	松本市学童保育連絡協議会	事務局長	児童福祉関係者
14	マツイ ミキ 松井 美紀	ファミリー・サポート・センター事業		児童福祉関係者
15	マツナミ リエ 松並 理恵	松本光明幼稚園	松本市私立幼稚園PTA連合会 会長	子どもの保護者

◎は委員長、○は副委員長を示す。（あいうえお順、正副委員長を除く。）

3 児童人口の推計

(1) 児童人口の推計

住民基本台帳による行政地区別・性別・年齢別人口(平成21～25年、各年4月1日現在)を使用し、コーホート変化率法を用いて人口推計を行います。

	推計				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	2,181	2,042	2,079	1,898	1,893
1歳	2,197	2,165	2,027	2,064	1,890
2歳	2,022	2,181	2,149	2,012	2,056
3歳	2,186	2,013	2,165	2,133	2,005
4歳	2,147	2,175	2,003	2,150	2,125
5歳	2,271	2,137	2,164	1,993	2,141
1-2歳	4,220	4,346	4,176	4,076	3,947
3-5歳	6,604	6,324	6,333	6,276	6,271
0-5歳	13,004	12,712	12,588	12,250	12,111
6歳	2,290	2,260	2,126	2,154	2,004
7歳	2,312	2,279	2,249	2,116	2,166
8歳	2,292	2,332	2,267	2,238	2,128
9歳	2,317	2,311	2,352	2,256	2,251
10歳	2,283	2,337	2,331	2,371	2,269
11歳	2,258	2,303	2,357	2,350	2,373
6-8歳	6,894	6,870	6,642	6,507	6,298
9-11歳	6,857	6,951	7,040	6,978	6,893
6-11歳	13,751	13,821	13,682	13,485	13,190

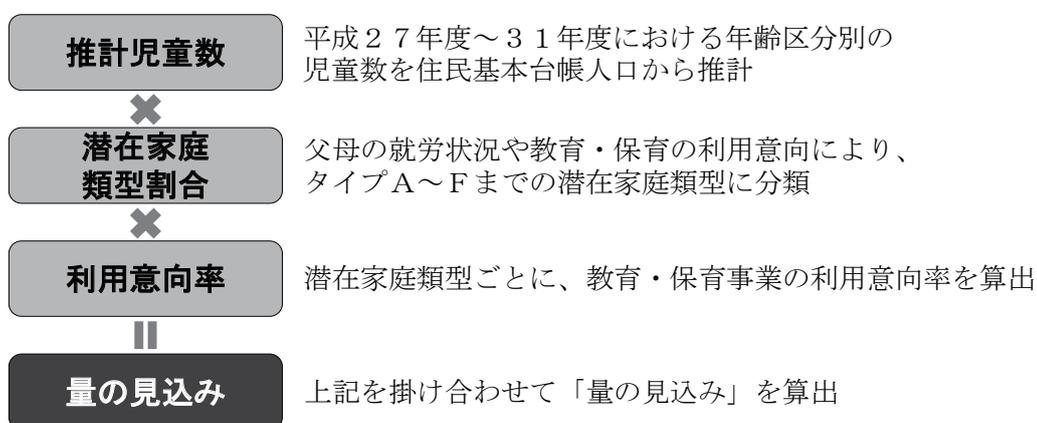
※ 児童人口の推計はコーホート変化率の係数により変化します。本計画の策定において、随時係数を変更しながら、より適切な推計となるように精査したため、量の見込みの際に用いていた値と異なっている場合があります。

4 量の見込みの計算式

(1) 基本となる計算式

「量の見込み」については、各事業の教育・保育提供区域ごとに、以下の計算式を基本として必要事業量の算出を行います。

なお、本資料における算出プロセスは、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月20日付け 事務連絡 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室）による方法を基本としていますが、地方版子ども・子育て会議等における議論を踏まえて、より効果的、効率的な方法により算出することを妨げるものではない、とされています。



(2) 潜在家庭類型割合

ア 家庭類型の定義

ニーズ調査で把握した父母の「現在の就労状況」と「将来の就労希望」を踏まえ、以下のとおり家庭類型の分類を行います。

なお、「量の見込み」の算出に当たっては、現在の就労状況ではなく、将来の就労希望を踏まえた「潜在家庭類型」を基本として行います。

(ア) 家庭類型

タイプA	ひとり親家庭 (母子または父子家庭)	※1	3号(保育認定)	2号(保育認定)
タイプB	フルタイム×フルタイム (両親ともフルタイムで就労している家庭)		3号(保育認定)	2号(保育認定)
タイプC	フルタイム×パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) 就労時間:月120 時間以上+64時間~120 時間の一部	※2	3号(保育認定)	2号(保育認定)
タイプC'	フルタイム×パートタイム共働き家庭 (フルタイムとパートタイムで就労している家庭) 就労時間:月64時間未満+64時間~120時間の一部	※2		1号(教育標準時間認定)
タイプD	専業主婦(夫)家庭 (父親または母親のどちらか一方が就労していない家庭)			1号(教育標準時間認定)
タイプE	パートタイム×パートタイム共働き家庭 (パートタイムとパートタイムで就労している家庭) 就労時間:双方が月120 時間以上+64時間~120時間の一部	※2	3号(保育認定)	2号(保育認定)
タイプE'	パートタイム×パートタイム共働き家庭 (パートタイムとパートタイムで就労している家庭) 就労時間:いずれかが月64時間未満+64時間~120時間の一部	※2		1号(教育標準時間認定)
タイプF	無業×無業の家庭 (両親とも無職の家庭)			1号(教育標準時間認定)

(イ) 保育の必要性の有無

父親 \ 母親		フルタイム就労 (産休・育休含む)		パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
		120時間以上	120時間未満 64時間以上	120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
フルタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上	タイプB	タイプC	タイプC'			タイプD
	120時間未満 64時間以上	タイプC	タイプE				
	64時間以上	タイプC'					
	64時間未満			タイプE'			
未就労				タイプD			タイプF

保育の必要あり
(2・3号認定)

保育の必要なし
(1号認定)

資料

認定区分及びその内容	対象となる家庭類型
【1号認定】 対象年齢 3～5歳児 認定内容 幼児教育のみの利用 (教育標準時間認定) 対象施設 幼稚園及び認定こども園	タイプC' :フルタイム・パートタイム共働き家庭 タイプD :専業主婦(夫)家庭 タイプE' :パートタイム・パートタイム共働き家庭 タイプF :無業・無業の家庭
【2号認定】 対象年齢 3～5歳児 認定内容 保育の必要性あり 対象施設 保育所及び認定こども園	タイプA:ひとり親家庭 タイプB:フルタイム・フルタイム共働き家庭 タイプC:フルタイム・パートタイム共働き家庭 タイプE :パートタイム・パートタイム共働き家庭
【3号認定】 対象年齢 0～2歳児 認定内容 保育の必要性あり 対象施設 保育所及び認定こども園 地域型保育	
【2号認定 ⇒ 1号認定対象施設の利用】 対象年齢 3～5歳児 認定内容 「保育の必要性あり」の認定(2号認定) (対象者)で、現に幼稚園を利用する者 対象施設 幼稚園	現在、幼稚園を利用しており、幼児期の 学校教育の利用希望が強いと想定される家庭

※1 「タイプA ひとり親家庭」は就労状況に関わらず「保育の必要性あり」となります。

※2 タイプCとタイプC'、タイプEとタイプE'の区分方法

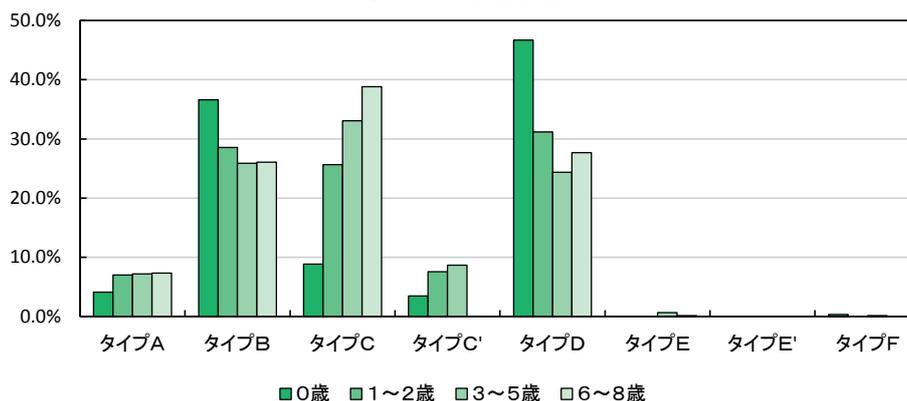
タイプBを除き、父母の双方が月64時間以上就労している場合は「保育の必要性あり」のタイプCまたはEに分類されますが、ニーズ調査で以下のような回答者は、保育を現在も将来も必要としない家庭として、タイプC'またはE'に分類します。

3～5歳児	教育・保育について、現在の利用状況で「幼稚園」を選択し、今後の利用希望で「認定こども園」または「認可保育所(園)」を選択していない家庭
0～2歳児	教育・保育について、現在の利用状況でも今後の利用希望でも「認可保育所(園)」、「認定こども園」、「小規模な保育施設」、「家庭的保育」、「事業所内保育施設」、「その他の認可外の保育施設」、「居宅訪問型保育」の、いずれも選択していない家庭

イ 年齢区分別の潜在家庭類型割合

年齢	家庭類型								合計
	タイプA	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	タイプE	タイプE'	タイプF	
0歳	4.1%	36.6%	8.8%	3.5%	46.7%	0.0%	0.0%	0.3%	100.0%
1～2歳	7.0%	28.6%	25.7%	7.6%	31.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
3～5歳	7.2%	25.9%	33.1%	8.7%	24.4%	0.7%	0.0%	0.2%	100.0%
6～8歳	7.3%	26.1%	38.8%	0.0%	27.7%	0.1%	0.0%	0.0%	100.0%

潜在家庭類型割合



5 その他

- ・本計画に係る松本市次世代育成支援行動計画後期計画に設定された成果指標

松本市次世代育成支援行動計画後期計画 成果指標	
「こんにちは赤ちゃん」事業の訪問を受け良かったと感じた割合	
子育て支援サービスが利用しやすいと感じた割合	
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター ・つどいの広場 ・育児ママヘルプサービス ・放課後児童健全育成事業 	
希望したときに保育サービスを利用できた割合	
<ul style="list-style-type: none"> ・休日保育 ・病児、病後児保育 ・認可保育園の通常保育 	
児童館・児童センターを利用しやすいと感じた割合	
両親学級「ママとパパの教室」に参加し不安が解消できたと感じた割合	
出産時に、職場の両立支援、保育サービス、親族の了解などの条件が整えば継続して就労していた割合	

- ・本計画に係る松本市次世代育成支援行動計画後期計画に設定された施策の達成状況（部分抜粋）

基本目標 1 地域における子育ての支援

施策目標 (1) 地域における子育て支援サービスの充実

番号	事業名	概要	指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1	こんにちは赤ちゃん事業	生後4カ月までの乳児のいる全家庭を、各地区の民生・児童委員等が訪問することにより、乳児家庭の孤立化を防ぐなど、乳児の健全育成を支援します	【訪問実施率】	96.5%	95.3%	96.3%	95.7%
			【訪問件数】	2,062 件	2,088 件	2,005 件	2,022 件
2	地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援拠点として「こどもプラザ」等において幼児を持つ家庭に対して各種の子育て支援を実施します。	【年間講座数】	120 回	159 回	253 回	260 回
			【年間講座参加者数】	4,521 人	6,302 人	10,046 人	10,024 人
			【年間利用者数】	73,424 人	74,594 人	74,550 人	70,952 人
3	つどいの広場事業	子育て支援員を配置し未就園の子どもと保護者を対象に地域で保護者同士が情報交換や交流が出来る場を提供し子育て不安の軽減や仲間づくり等の支援を行います。	【実施箇所】	14 箇所	14 箇所	16 箇所	16 箇所

4	子育て家庭支援者要請講座事業	子育て中の家庭をサポートする人材の育成講座を開催します。講座終了後は、子育てサポーター訪問事業の支援会員等、地域での支援活動の実践につなげます。	【講座回数】	30回	30回	30回	30回
			【延べ講座開催数】	60回	90回	120回	180回
			【受講生数】	51名	31名	27名	21名
			【延べ受講生数】	83人	114人	141人	162人
5	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を行いたい方と、0歳～15歳の子どもをお持ちで子育ての援助を受けたい方の相互援助活動について、ファミリーサポートセンターのアドバイザー、各地区で世話役となるサブリーダーが会員同士の仲介を行います。	【会員数】	1,411人	1,569人	1,783人	2,010人
			【年間活動回数】	1,632回	2,204回	3,254回	3,336回
			【年間活動時間】	3,722時間	4,474時間	7,645時間	7,820時間
6	子育てサポーター訪問事業	自宅での一時保育等を希望する家庭にサポーターが訪問して、保育や家事援助を行います。	【利用者登録数】	85人	201人	339人	423人
			【サポーター登録数】	45人	60人	83人	90人
			【年間活動回数】	424回	1,174回	1,599回	1,408回
			【年間活動時間】	740時間	2,645時間	3,310.5時間	3,691.5時間
7	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の病気や育児疲れ等の環境的・精神的事由により居宅における子どもの養育が一時的に困難になった時、児童養護施設と乳児院の2箇所へ委託して一時的に養育・保護しています。	【定員数】 ・児童養護施設 ・乳児院	・部屋の空き状況による ・ベッドの空き状況による	・部屋の空き状況による ・ベッドの空き状況による	・部屋の空き状況による ・ベッドの空き状況による	・部屋の空き状況による ・ベッドの空き状況による
			【年間延べ利用日数】	90泊	77泊	109泊	293泊
8	放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学校児童に対して、授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供しています。	【対象学年6年生拡大の公設施設数】	23箇所	23箇所	26箇所	26箇所
10	放課後子ども教室事業	親の就労等にかかわらず全ての児童を対象に、安全・安心な放課後の子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て子どもたちと共に勉強やスポーツ・遊び、地域住民との交流活動等を推進します。	【実施校区】 【年間延べ利用人数】	2校 6,163人	2校 6,163人	7校 10,001人	6校 8,656人
11	育児ママヘルプサービス事業(産褥期ヘルパー派遣)	屋間に産婦等や乳児を支援する方がいない家庭で、育児及・家事が困難な方、多胎児を出産した方等を対象に、助産師又はヘルパー等による育児相談や家事援助を行っています。	【利用人数】	44人	38人	44人	36人
			【利用時間数】	580時間	381.5時間	429.5時間	291.5時間
12	家庭児童相談室事業	相談員を配置し、面談、電話などにより子育て全般についての相談を受けるとともに、子育て関連情報を一元的に把握し、子育て家庭に対する情報提供等の支援を行います。またDV(配偶者からの暴力)、離婚等の相談や女性の自立に向けての支援も行っています。	【相談件数】 (母子自立支援件数含む)	2,292件	1,964件	1,665件	1,246件
14	保育園での相談事業	各保育園に「子育て相談」の看板を掲げ、園児及び地域の未就園児の養育に関する諸問題について、保護者からの相談に応じ、助言及び必要な情報の提供等を行っていきます。	【実施園数】	全園実施	全園実施	全園実施	全園実施

15	幼稚園における子育て支援活動事業	市立幼稚園では、対象者を地域の保護者まで拡大して実施する園庭開放や講座開催の際に、未就園児の親子教室の定期的な開催や子育て相談等に応じる等、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たしています。	【実施園数】	全園実施	全園実施	全園実施	全園実施
----	------------------	---	--------	------	------	------	------

施策目標 (2) 保育サービスの充実

番号	事業名	概要	指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
19	一時保育事業	一時的に保育を要する5カ月～就学前の保育園・幼稚園に在籍しない幼児を保育園で一時的に保育を行っています。	【実施拠点数】	10 箇所	10 箇所	11 箇所	12 箇所
20	休日保育事業	保護者が仕事や家庭の状況により休日の保育を希望する乳幼児を対象に、「こどもプラザ」で行っている保育です。	【実施箇所】	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
			【一日当たりの利用児童数】	5.3 人	4.2 人	8.5 人	8.3 人
			【延べ利用児童数】	346 人	274 人	567 人	537 人
21	病児・病後児保育事業	病後児保育は、病気回復期にあるが集団保育は困難な場合の児童を、保護者に代わって保育を行っています。 また、病児保育は、病状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない児童を、保護者に代わって保育を行うものです。	【病後児保育実施箇所数】	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
			【病児保育実施箇所数】	1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
			【病後児保育年間利用者数】	326 人	304 人	261 人	232 人
			【病児保育年間利用者数】	437 人	873 人	1,075 人	1,129 人
23	預かり保育の充実(幼稚園)	保護者のニーズや園児の健やかな成長に配慮し、保育時間を延長する「預かり保育」を推進するため、私立幼稚園に補助金を交付し実施しています。	【実施園数】 (私立)	13 園	13 園	13 園	13 園
24	通常保育事業	保護者が仕事等により保育に欠ける児童を、保育園で保育しています。	【定員】 (公私 52 園)	6,675 人	6,400 人	6,400 人	6,560 人
25	延長保育事業	保育園において、通常保育時間外のニーズに対応するため、通常の開所時間を延長して保育を実施しています。	【19 時までの延長保育実施園】	公立:24 園 私立:8 園	公立:24 園 私立:7 園	公立:24 園 私立:7 園	公立:24 園 私立:7 園

施策目標 (3) 子育て支援ネットワークの充実

番号	事業名	概要	指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
26	地域子育て支援活動助成事業	各地域で就園、就学前の児童とその親を対象に、子育て支援の一環として自主的に行われる講演や講習等の子育て支援事業に要する経費を対象に補助金を交付しています。	【実施地区数】	21 地区	24 地区	24 地区	22 地区
			【申請件数、補助額】	24 件、 702 千円	28 件、 805 千円	29 件、 791 千円	27 件、 781 千円
27	子育てコミュニティサイト構築事業	子育て環境をより良くするため、市と市民との協働により、市民にとって分かりやすく利用しやすい、官民両者の子育て情報を総合的に提供する、子育て専用のインターネットサイトを制作・運営するものです。	【市民記者登録数】	40 人	132 人	137 人	160 人

30	子育て支援ネットワークづくり事業	子育て支援ネットワークの構築を目指し、情報発信するとともに研修会や交流会を開催して、市と協働して子育てを支える人材やグループの発掘・育成をしています。	【研修会】	6回	6回	6回	6回
			【HP掲載団体数】	子育てサークル:16団体 子育て支援団体:22団体	子育てサークル:15団体 子育て支援団体:22団体	子育てサークル:16団体 子育て支援団体:21団体	子育てサークル:17団体 子育て支援団体:21団体

施策目標 (4) 児童の健全育成

番号	事業名	概要	指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
31	児童館等整備事業	31小学校通学区に27館(児童館8館、児童センター19館)設置済ですが、未設置小学校通学区への整備と合わせ、老朽化した館の改築を実施していきます。	—	高宮児童センターの設計を実施	高宮児童センターの建設工事を実施	島内児童センター建設工事を実施	あがた児童センター用地取得
34	シルバー保育サポーター	核家族化が進み、お年寄りから子育ての方法や知恵を受け継ぐことが少なくなったり、人との関わりの希薄化が言われる今、身近にあって人生経験の豊かなお年寄りに保育園、幼稚園に入っていたいただき、園児と一緒に遊んだり、話し相手になっていただきます。	【実施園数】	保育園:44園 幼稚園:3園	保育園:44園 幼稚園:3園	保育園:44園 幼稚園:3園	保育園:43園 幼稚園:3園
40	乳幼児情操教育事業	本市の恵まれた音楽環境を活用し、乳幼児期から音楽を聴いたり歌ったり楽しむ、という環境の中で豊かな情操を育むため、市立幼稚園、保育園において、クラシック音楽を聴いたり、専門家による生の演奏を聴く等の機会を増やしていきます。	【実施園数】	保育園:44園 幼稚園:3園	保育園:44園 幼稚園:3園	保育園:44園 幼稚園:3園	保育園:43園 幼稚園:3園
43	保育園開放事業	育児不安、子育て情報が欲しい、安心して子どもを遊ばせる居場所が欲しいなどの要望を持つ未就園児の保護者を対象に、保育時間内に園を開放し、保育園の児童の保育の様子を知ってもらったり、親子での保育参加などを通して、少しでも育児に対する不安感、負担感がなくなるように努めていきます。	【実施園数】	37園実施	44園実施	44園実施	43園実施
44	市立幼稚園開放事業	開かれた幼稚園づくりを推進するため、地域住民が幼稚園の活動に対して理解を深めることができるように、地域住民に施設を開放しています。	【実施園数】	3園 地域住民の招待、交流日の設定(年3回)	3園 地域住民の招待、交流日の設定(年3回)	3園 地域住民の招待、交流日の設定(年3回)	3園 地域住民の招待、交流日の設定(年3回)

基本目標 2 母と子の健康の確保及び増進

施策目標 (1) 子どもや母親の健康確保

番号	事業名	概要	指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
60	両親学級「ママとパパの教室」	妊婦とその配偶者を対象として実施します。妊娠・出産・育児について学び、育児支援と仲間づくりを支援します。	【妊婦の参加者数】	309人 /1,120人 (27.6%)	294人 /999人 (29.4%)	238人 /1,058人 (22.5%)	316人 /1,010人 (31.3%)
			【夫の参加者数】	204人 /1,120人 (18.2%)	192人 /999人 (19.2%)	165人 /1,058人 (15.6%)	217人 /1,010人 (21.5%)

61	新生児訪問	育児不安の一番大きな時期であり、核家族化など社会状況の変化に伴う育児環境の変化、マタニティブルーや産後うつ傾向など、年々増加傾向にあり、ニーズが増えている状況を踏まえ、早期からの母子支援が必要。そこで、妊産婦及び新生児の心身共に健全な生活を支援するために家庭訪問を実施。出生届時に連絡票の提出をいただき、多くの方に実施できるよう、特に第一子の全数訪問に向け、体制を整えていきます。	【訪問者数】	1,488人 /2,205人 (67.5%) うち第一子の訪問:811人	1,478人 /2,175人 (68.0%) うち第一子の訪問:918人	1,413人 /2,133人 (66.2%) うち第一子の訪問者数:913人 /1,058人 (86.3%)	1,330人 /2,129人 (62.5%) うち第一子の訪問者数:800人 /928人 (86.2%)
62	乳幼児健診・乳児一般健康診査	疾病・障害等の早期発見、成長発達の確認及び育児相談等を目的に、乳幼児健康診査(集団健診)は市内5箇所の保健センター等ごとに実施。また、乳児一般健康診査(個別健診)の希望者は県内の指定医療機関での受診が可能です。また、最近増加傾向にある児童虐待の予防や育児支援の観点からの健診の取組みについて検討します。	【受診率】	4カ月児: 97.4% 10カ月児: 97.2% 1歳6カ月児: 97.3% 3歳児: 94.4%	4カ月児: 97.9% 10カ月児: 95.7% 1歳6カ月児: 95.1% 3歳児: 93.7%	4カ月児: 97.9% 10カ月児: 97.4% 1歳6カ月児: 95.9% 3歳児: 97.0%	4カ月児: 98.0% 10カ月児: 97.6% 1歳6カ月児: 95.7% 3歳児: 93.9%
66	妊婦一般健康診査	妊娠届出時に、妊婦一般健康診査の助成が受けられる受診票を配付。受診票を利用することで、一般医療機関及び助産所での定期的な妊婦健診を受診しやすくして、母性の健康保持を図ります。里帰り等により県内で妊婦健診を受診できない場合へも助成ができます。	【受診者延べ人数】	41,038人	25,467人	25,711人	24,449人
71	ブックスタート事業	絵本を仲立ちに親子のふれあいを深めることを目的として、10カ月健診時に、職員が絵本を紹介しながら、赤ちゃんに絵本と絵本リスト「いっしょにようね・こんにちはえほん」をプレゼントしています。	【配布人数】	2,137人	2,101人	2,116人	2,076人

施策目標(2)「食育」の推進

番号	事業名	概要	指標	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
83	保育園・幼稚園における食に関する学習事業	食育の推進として、実習を含めた栄養士等による食に関する学習会を実施します。	【実施保育園数】	5園/年	5会場/年	6会場/年	8会場/年

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策目標 (1) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

番号	事業名	概要	指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
97	幼・保・小連絡協議会	就学を控えた子どもが、園の生活からスムーズに学校生活に溶け込めるように、幼稚園・保育園・小学校(幼保小)の関係者が話し合いを持つなど、就学に必要な事項について連絡協議をしています。人間形成の基礎が培われる極めて重要な幼児期に、現在の幼少児を取り巻く様々な問題について意見を交換し、共通課題を明らかにし、保育や授業に生かしていけるようにしています。	【幼保小連絡会】	各ブロック 年 3 回	各ブロック 年 3 回	各ブロック 年 3 回	各ブロック 年 3 回
			【合同懇談会】	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回
			【幼年教育研究会】	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回
105	情操教育推進事業	市内の全小・中学校と幼稚園において、生命の尊厳及び大切さを理解する教育活動の充実を図るために、「花を育てる心」育成事業を行っています。子どもたちが手入れをしてきた花壇の写真を市内に掲示したりして、活動の様子を市民に広く知っていただいています。	【予算配当校】	小学校: 31校 中学校: 20校 幼稚園: 3園	小学校: 31校 中学校: 20校 幼稚園: 3園	小学校: 31校 中学校: 20校 幼稚園: 3園	小学校: 28校 中学校: 20校 幼稚園: 3園

施策目標 (2) 家庭や地域の教育力の向上

番号	事業名	概要	指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
108	子育て支援事業	子育てやしつけなど家庭教育のあり方を見つめ直す機会として、子育て期の親同士がお互いの悩みや課題を持ち寄り、普段着の学びあい、仲間づくり、交流・ふれあいを通した学習会・講座などを、全35公民館において実施しています。また、この学習会をきっかけに地域全体で家庭の教育力の再生に向けたネットワークづくりや取組みを実施します。	【開催回数】	全 35 公民館で、年 120 回	全 35 公民館で、年 120 回	全 35 公民館で、年 135 回	全 35 公民館で、年 160 回

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

施策目標 (1) 安全・安心まちづくりの推進

番号	事業名	概要	指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
122	防犯活動事業	<p>(1) 松本市町内防犯対策協議会 平成16年2月15日に「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本理念として、松本市町内防犯対策協議会を設立し、各地区、町会単位で地区、町会の実情に合った防犯パトロール等を実施(通学路、繁華街、空地、空家、公園、広場等)しており、防犯意識の高揚・犯罪抑制効果を高めています。平成22年11月廃止。</p> <p>(2) 松本安心ネット開設(平成20.4.1稼働開始) 市民の皆さんが安心・安全に暮らすことができるために、情報提供・共有(市民・行政・警察・消防・学校等)の仕組みとして、「松本安心ネット」を20年度から運用・配信しています。</p>	【登録件数】	松本市町内防犯対策協議会を廃止、防犯対策業務を松本防犯協会連合会、町会連合会で統一的に実施 2,867 件				

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の支援

施策目標 (1) 「仕事と子育ての両立の推進についての普及啓発

番号	事業名	概要	指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
125	男女共同参画意識啓発事業	家事、育児、介護等における固定的性別役割分担意識の解消、日常生活の中の慣習、しきたりを見直し、男女が地域の様々な活動に参画できるような環境を整備するため、各種の意識啓発事業を実施しています。	【講座等開催数】	講座:51 回 (23 講座) 講演会: 3 回 地域講座: 3 回	広報:随時 情報紙:年 2 回ホーム ページに随 時掲載 講座:66 回 (25 講座) 講演会: 3 回 地域講座: 4 回	広報:随時 情報紙:年 2 回ホーム ページに随 時掲載 講座:48 回 (20 講座) 講演会: 1 回 地域講座: 2 回	広報:随時 情報紙:年 2 回ホーム ページに随 時掲載 講座:38 回 (17 講座) 講演会: 1 回
126	父親育児教室事業	両親学級「ママとパパの教室」の平日コース第3回目と休日コース第2回目に妊婦や育児等の大変さに対する父親の理解を深めるために実施しています。	【参加者数】	204 人	192 人	165 人	217 人
			【参加率】	18.2%	19.2%	15.6%	21.5%
127	企業・団体等の表彰制度	仕事と子育ての両立をしやすい環境づくりを進める企業・団体などに対する表彰制度を創設します。あわせて、その取り組み内容等について広く情報提供します。	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
128	雇用・労働に関する法律、制度等の周知啓発事業	人権啓発の一環として、多様化する就労形態を含め、就業環境の向上に関する関係法令等を学習します。	【情報提供】	随時	随時	随時	随時
			【人権啓発講座】	年 8 回	年 8 回	年 8 回	年 6 回
			【出前講座】	年 1 回	年 2 回	年 1 回	年 1 回
129	就職支援のための情報提供、相談事業	市内事業者への情報提供及び相談業務を充実し、女性の活用、継続雇用、再就職への支援を行います。	【相談件数】	2,082 件	2,073 件	2,188 件	1,248 件

130	仕事と家庭(子育て)の両立促進事業	雇用・労働の面からの少子化対策として、仕事と子育てを両立しながら働くことのできる働きやすい職場環境づくりを推進するため、セミナーの開催や企業における就業環境の整備を促進するためのPRなど「仕事と家庭(子育て)の両立促進事業」を実施しています。 ・ワーク・ライフ・バランス推進事業 ・ワーキングマザー支援事業 ・応援します！仕事と子育て両立パパ支援事業 ・労働・雇用に関する法律や制度の周知啓発事業	ワーク・ライフ・バランス推進事業 【次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業数】	4社	4社	4社	7社
			ワーク・ライフ・バランス推進事業 【セミナー開催】	1回	1回	1回	1回
			労働・雇用に関する法律や制度の周知啓発事業 【記事掲載回数】	3回	3回	3回	3回
131	就職のための知識・技能取得支援事業	出産等で仕事を離れた母親の再就職支援のため、情報提供や相談業務を充実します。	【実施講座数】	17講座	22講座	20講座	17講座

基本目標 6 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

施策目標 (1) 児童虐待防止対策の充実

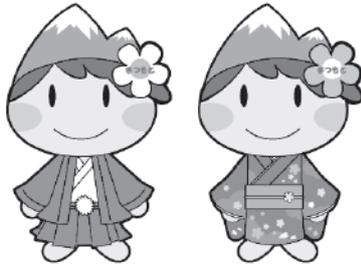
番号	事業名	概要	指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
140	児童虐待相談事業	市で受けた児童虐待通告については、児童の安全確認等初期調査を行い、一時保護等の措置が必要なケースは、児童相談所に送致等を行っています。また、継続的にケースに関わり、子ども・家族へのきめ細かな支援を行っています。	【相談件数】	375件	472件	30件	21件
141	児童家庭相談事業	家庭における児童の全般的な相談業務を行っています。	【相談件数】	1,360件	1,386件	321件	369件
142	児童虐待防止連絡事業	児童虐待防止のため、毎年、「松本市要保護児童対策地域協議会(構成:22団体)」を開催し、関係機関と連携し早期発見に努めています。	【連絡会議開催回数】	5回	5回	5回	5回

施策目標 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

番号	事業名	概要	指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
145	ひとり親家庭相談事業	母子家庭等ひとり親家庭の身上相談に応じ、その自立に必要な助言、指導を行います。	【相談件数】	1,665件	2,051件	1,448件	877件

施策目標 (3) 障害児施策の充実

番号	事業名	概要	指標	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
149	あるぶキッズ支援事業(発達障害児支援システム)	母子家庭等ひとり親家庭の身上相談に応じ、その自立に必要な助言、指導を行います。	【巡回支援回数】	159回	184回	224回	216回
			【あそびの教室開催回数】	293回	291回	289回	293回
154	障害児保育事業	集団保育が可能で、日々通園することのできる心身に障害がある児童に対して、健常児と集団で保育を行っています。	【受入人数】	152人	153人	167人	186人
155	幼稚園の障害児受入れ体制の整備・充実	幼稚園において、設備的・人的措置等整備し、障害児を受け入れるものです。	【受入人数】	4人	4人	4人	4人



松本市子ども・子育て支援事業計画

発行	松本市 松本市丸の内3番7号 電話0263-34-3000 (代)
編集	松本市こども部保育課
編集協力	特定非営利活動法人 S C O P

美しく生きる。



健康寿命延伸都市・松本